

●南洋群島石油販賣取締規則

昭和十四年七月一日
南洋廳令第三十四號

改正 昭和十六年第六六號

- 第一條 本令ニ於テ石油トハ炭化水素ヲ主成分トスル揮發油、燈油、輕油及重油ヲ謂フ
- 第二條 石油ノ販賣業者（以下販賣業者ト稱ス）ハ購買券ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
 - イ 官廳用品
 - ロ 軍用品
 - 二 一回〇・五リットル以下ノ揮發油又ハ一リットル以下ノ燈油ヲ賣渡ストキ
 - 三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ
- 第三條 販賣業者ハ使用許可書ニ依ルニ非ザレバ自己ノ保有スル石油ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 前條第二號ニ掲ゲタル數量ヲ超エザル揮發油又ハ重油ヲ使用スルトキ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- 二 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ使用許可書ニ依ルコトヲ得ザルトキ
- 第四條 購買券又ハ使用許可書ハ南洋廳長官ノ定ムル限度内ニ於テ支廳長之ヲ發行ス
- 第五條 購買券又ハ使用許可書ハ別記様式ニ依ル購買券及使用許可書ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ事項ヲ記載シタル交付申請書ヲ住所又ハ事業地ヲ管轄スル支廳長ニ提出スベシ
 - 一 石油ノ種類別數量
 - 二 用途及使用セントスルモノノ設備ノ概要
 - 三 使用豫定期間
 - 四 前回購買券又ハ使用許可書ノ交付ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ年月日及揮發油又ハ重油ノ數量
- 第六條 支廳長前條ノ交付申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ交付スベシ
- 第七條 販賣業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ニ引換後遲滞ナク當該販賣場ノ名稱及引換ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スベシ
- 第八條 販賣業者ハ其ノ引換タル購買券及使用許可書ヲ故ナク他人ニ引渡シ又ハ破棄スルコトヲ得ズ
- 第九條 支廳長ハ石油購買券及石油使用許可書交付簿ヲ備ヘ之ガ交付ノ

- 都度左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 交付ヲ受ケタル者ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 石油ノ種類別數量
- 第十條 販賣業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 受入レタル石油ノ種類別數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 販賣シタル石油ノ種類別數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 三 購買券引換ノ年月日及消印ノ捺捺ヲ爲シタル年月日
 - 四 自己ノ使用シタル石油ノ種類別數量
 - 五 使用許可書ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ消印ノ捺捺ヲ爲シタル年月日
- 第十一條 販賣業者ハ販賣場毎ニ毎月前條第一項第一號第二號及第四號ニ掲ゲタル事項ヲ翌月十日迄ニ支廳長ニ報告スベシ
- 第十二條 支廳長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ南洋廳長官ニ報告スベシ
 - 一 販賣業者ガ受入レタル石油ノ種類別數量並ニ價格

二 販賣又ハ使用シタル石油ノ種類別用途別數量並ニ價格

附則

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式

第 號

揮發油(重油)購買券(使用許可書)

需要者ノ住所
氏名又ハ名稱

數量	用途	需要地

昭和 年 月 日

南洋廳

支廳 ⑥

糖業規則

大正十一年九月一日
南洋廳令第十八號

改正 昭和九年第一三號

第一條 砂糖製造業ヲ營マントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ南洋廳長官ノ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケタル後第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスル場合亦同シ

一、本籍、住所、氏名、經歷並資産證明書但シ出願者法人ナルトキハ其ノ住所、名稱、定款、取締役ノ住所、氏名、財産目録及貸借對照表

二 工場ノ位置

三 工場ノ設計

四 製糖機ノ種類能力

五 原動力ノ種類

六 製品ノ種類

七 製糖期間

八 原料採取ノ方法

九 事業計畫及收支豫算

第二條 南洋廳長官ハ砂糖製造ノ許可ヲ與ヘタル場合必要アリト認ムルトキハ其ノ原料採取區域ヲ指定ス

第三條 原料採取區域内ニ於テ栽培シタル甘蔗ハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ區域外ニ搬出シ又ハ砂糖以外ノ製造原料ニ供スルコトヲ得ス

第四條 原料採取區域内ニ於テ甘蔗ヲ栽培シタル者ハ之ヲ其ノ區域内ニ

〔第六回追録〕

南洋群島石油移出取締規則

昭和九年九月十五日
南洋廳令第十一號

第一條 南洋群島ヨリ礦物性ノ揮發油、燈油、輕油、機械油、重油又ハ原油ヲ移出セムトスル者ハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル石油ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 官ノ購入ニ係ル石油

二 見本、標本又ハ旅客ノ携帶品タル石油

三 船用品又ハ航空機ノ機用品タル石油

四 罐、樽其ノ他之ニ準ズル容器ニ入レタル石油(礦物性ノ揮發油、重油及原油ヲ除ク)

第二條 前條ノ規定ニ依リ移出ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

一 石油ノ種類、數量及價格

二 輸送ノ方法及経路

三 移出ノ豫定期日

四 荷受人ノ氏名又ハ商號及業務所在地

前項ノ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クベシ但シ第三號豫定期日ノ變更三十日以内ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 第一條ノ許可ヲ得タル者石油ヲ移出シタルトキハ移出後五日以内ニ其ノ種類、數量、荷受人、移出年月日、仕向港及積載船名ヲ具シ

〔第六回追録〕

タル報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第四條 所轄支廳長取締上必要アリト認ムルトキハ石油移出者ニ對シ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

所轄支廳長取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石油移出者ノ事務所、營業所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第五條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第三條又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ取締上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第七條 石油移出者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 本令ニ依リ石油移出者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役、其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 本令ニ依リ南洋廳長官ニ提出スベキ書類ハ移出港所轄支廳ヲ經

由スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四節 水産業

●水産獎勵補助規則

昭和十一年一月十五日
南洋廳令第五號

改正 昭和十七年第四號

第一條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ水産業ノ改良發達ヲ圖ル爲本令ニ依リ
毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ下付ス

第二條 補助金ノ下付ヲ受クルコトヲ得ベキモノハ左ノ各號ノ一ニ該當
スル者ニ限ル

一 南洋群島ニ住所ヲ有シ南洋群島ニ於テ水産業ニ従事スル者

二 水産組合又ハ水産組合聯合會

三 前各號ノ外南洋廳長官又ハ支廳長ニ於テ適當ト認ムル法人又ハ組
合

第三條 補助金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル費目ニシテ適當ト認ムルモノ
ニ對シ其ノ經費ノ全部又ハ一部ヲ下付ス

一 漁船ノ新造又ハ設備ノ改良ニ對シテハ其ノ建造費又ハ設備改良費

二 特ニ改良シタル漁具ニ對シテハ其ノ製作費又ハ購入費

三 業務ノ種類、場所、期間、方法又ハ漁獲物ノ處理ニシテ特ニ獎勵

ノ必要ヲ認メタルモノニ對シテハ其ノ經費

四 養殖場ノ築造又ハ設備ニ對シテハ其ノ築造費又ハ設備費

五 適種水族ノ種卵若ハ種苗ノ購入、採卵、採苗、孵化放流、移植又
ハ採卵用若ハ採苗用母體ノ養成ニ對シテハ其ノ經費

六 製造工場ノ建築又ハ設備ニ對シテハ其ノ建築費又ハ設備費

七 水産物ノ販路調査、見本ノ配付又ハ製品ノ試製若ハ試費ニ對シテ
ハ其ノ經費

八 冷蔵運搬船、冷蔵庫、製氷工場又ハ貯氷庫ニ對シテハ其ノ建造
費、建築費又ハ設備費

九 其ノ他必要ト認ムル經費

第四條 水産組合又ハ水産組合聯合會ニ於テ左ノ施設ヲ爲シタルトキハ
前條ノ外其ノ經費ノ全部又ハ一部ニ對シ補助金ヲ下付ス

一 組合員ノ有スル漁船ノ検査ヲ行フ爲検査員ヲ設置シタルトキ

二 餌料ノ蓄養ニ關シ共同ノ施設ヲ爲シタルトキ

三 救難ニ關スル施設ヲ爲シタルトキ

四 種卵、種苗ノ配給又ハ水族養殖保護ノ爲特殊施設ヲ爲シタルトキ

五 販路ノ開拓又ハ擴張ニ關スル施設ヲ爲シタルトキ

六 製品ノ改良向上ヲ圖ル爲指導員ヲ設置シタルトキ

七 水産製品ノ検査ニ關スル検査員ヲ設置シタルトキ

八 水産ニ關スル共同ノ施設並公共の施設ヲ爲シタルトキ

九 其ノ他適切ト認ムル施設ヲ爲シタルトキ

第五條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ様式第一號ノ願書ニ左ノ書類
ヲ添ヘ毎年三月三十一日迄ニ所轄支廳長ニ願出ツベシ但シ南洋群島ニ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

住所ヲ有セザル者又ハ一萬圓ヲ超ユル經費ニ對シ補助金ノ下付ヲ受ケ
ントスル者ハ南洋廳長官ニ願出ツベシ

一 第三條第一號ニ該當スルモノ

事業計畫書、經費明細書、收支豫算書、設計書、仕様書、圖面、船
舶件名書(様式第二號)、船舶國籍證書若ハ船鑑札寫

二 第三條第二號ニ該當スルモノ

事業計畫書、經費明細書、收支豫算書、設計書、仕様書、圖面

三 第三條第三號、第五號、第七號ニ該當スルモノ

事業計畫書、經費明細書、收支豫算書、施設概要書、船舶國籍證書
寫若ハ船鑑札寫(第三號ニ該當スルモノニシテ業務ノ種類ガ漁獲業
ナルトキニ限ル)

四 第三條第四號、第六號ニ該當スルモノ

事業計畫書、經費明細書、收支豫算書、設計書、仕様書、圖面(位
置面積ヲ明示スル圖面ヲ含ム)

五 第三條第八號ニ該當スルモノ

事業計畫書、經費明細書、收支豫算書、設計書、仕様書、圖面(冷
藏庫、製氷工場、貯氷庫ニ在リテハ其ノ位置面積ヲ明示スル圖面ヲ
含ム)、船舶件名書

出願人ガ法人又ハ組合ナルトキハ前項ニ掲グル書類ノ外定款若ハ規
約、代表者ノ經歷書及總會又ハ總代會ノ決議ヲ必要トスルモノニ在リ
テハ其ノ決議錄寫ヲ添付スベシ

第六條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ願書若ハ其ノ添付書類記載事
項ヲ變更シ又ハ其ノ事業ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ南洋廳長官

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

第十三章 産業 第四節 水産業

又ハ支廳長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 補助金ノ下付ヲ受ケタル者ハ其ノ下付ヲ受ケタル日ヨリ三年以
内ニ於テ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ天災其ノ他不可抗力ノ場合又
ハ南洋廳長官又ハ支廳長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 事業ヲ休止シ又ハ廢止スルコト

二 船舶、工作物、其ノ他ノ施設ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ他人ニ讓渡
シ若ハ擔保ノ目的ニ供スルコト

第八條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ
遲滞ナク南洋廳長官又ハ支廳長ニ届出ツベシ

一 事業ニ著手シ又ハ事業完了シタルトキ

二 建造、建築又ハ製作ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ竣工シタルトキ

三 購入ヲ要スルモノニ在リテハ現品到達シタルトキ

四 住所、氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

五 法人又ハ組合ノ定款、規約又ハ代表者ヲ變更シタルトキ

第九條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ補助金ノ下付ヲ受ケタル者ニ對シ第七
條ニ定ムル期間中業務成績及收支決算ヲ提出シ命ズルコトアルベシ

第十條 南洋廳長官又ハ支廳長必要アリト認ムルトキハ補助金ノ下付ヲ
受ケタル者ニ對シ本令ニ依ルノ外命令ヲ發シ又ハ當該官吏ヲ派シ業務
ノ成績ヲ検査セシムルコトアルベシ

第十一條 補助金下付ノ指令ヲ受ケ又ハ補助金ノ下付ヲ受ケタル者左ノ
各號ノ一ニ該當スルトキハ南洋廳長官又ハ支廳長ハ補助金ノ下付ヲ取
消シ若ハ之ヲ減額シ又ハ既ニ下付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還
ヲ命ズルコトアルベシ

第十三章 産業 第四節 水産業

- 一 本令又ハ本令ニ依リ發シタル命令ニ違反シタルトキ
 - 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 第十二條 本令ニ依リ南洋廳長官ニ提出スベキ書類ハ所轄支廳長ヲ經由スベシ

附則

本令ハ昭和十年十二月二十四日ヨリ之ヲ施行ス
 大正十一年南洋廳令第二十二號水産物獎勵規則ハ之ヲ廢止ス
 本令施行前水産獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
 本令施行ノ際ニ限リ第五條ノ出願期日ハ昭和十一年二月末日迄トス

様式第一號

水産獎勵補助金下付願

今般何々致度候ニ付水産獎勵補助規則ニ依ル補助金下付相成度別紙關係書類相添ヘ此段相願候也

年 月 日

住所

氏名 又ハ名 (稱(代表者))

南洋廳長官又ハ支廳長宛

關係書類表示

- 一 何々
- 二 何々
- 三 何々

様式第二號

船舶件名書

- 一 船種及船名
- 二 船體ノ長、幅、深
- 三 船體ノ材料
- 四 總噸數
- 五 速力
- 六 機關(主機關及補助機關)ノ種類、數及馬力
- 七 設備ノ種類及數
- 八 豫定起工年月日
- 九 豫定竣功年月日
- 十 船體機關(主機關及補助機關)及設備ノ製造者ノ住所及氏名又ハ名

備考

冷藏船ノ場合ニ在リテハ前各項ノ外冷室ノ數、各冷室ノ面積、容積、最低保持溫度、冷藏品收容量、冷藏機械ノ種類、冷却力及製氷量ヲ記載スベシ

●漁業經營費低減補助規則

改正 昭和十七年第四九號

昭和十二年十月十五日 南洋廳令第十九號

第一條 支廳長ハ漁業經營費低減ニ資スル爲本令ニ依リ毎年度豫算ノ範

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

限内ニ於テ補助金ヲ下付ス

第二條 補助金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル費目ニシテ適當ト認ムルモノニ對シ其ノ經費ノ全部又ハ一部ヲ下付ス

- 一 漁業用重油發動機ノ購入費及据付費
- 二 漁船ノ保藏設備(防熱設備及冷藏設備ニ限ル)ノ新造費又ハ改造費
- 三 漁船ノ推進能率増進ノ爲必要ナル船首部及船尾部ノ新造費又ハ改造費
- 四 漁船用燃油槽、油槽船又ハ其ノ附屬設備ノ新設費、増設費、改設費又ハ購入費
- 五 漁業經營費低減指導職員ノ設置費

第三條 前條第一號乃至第三號ノ費目ニ對スル補助金ノ下付ヲ受ケタルト得ベキ者ハ南洋群島漁業規則ニ依リ許可ヲ受ケ漁業ニ従事スル者ニ限ル

前條第四號及第五號ノ費目ニ對スル補助金ノ下付ヲ受ケタルト得ベキ者ハ水産組合、水産組合聯合會又ハ支廳長ニ於テ適當ト認ムル法人其ノ他團體ニ限ル

第四條 補助金ノ下付ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ毎年二月末日迄ニ支廳長ニ願出ツベシ

- 一 第二條第一號乃至第三號ニ該當スルモノ
- 二 事業目論見書、豫定經費明細書、設計書、仕様書及圖面
- 三 事業計畫書、收支豫算書、設計書、仕様書及圖面
- 四 第二條第四號ニ該當スルモノ
- 五 事業計畫書、收支豫算書、設計書、仕様書及圖面

第十三章 産業 第四節 水産業

事業計畫書及收支豫算書

前項ニ掲グル書類ノ外南洋廳長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者ハ前條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更シ又ハ機關、設備若ハ漁船ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ支廳長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 補助金ノ下付ヲ受ケタル者ハ其ノ下付ヲ受ケタル日ヨリ三年以内ニ於テ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ天災其ノ他不可抗力ノ場合又ハ支廳長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 事業ヲ休止シ又ハ廢止スルコト
 二 機關、設備又ハ漁船ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ讓渡シ若ハ擔保ノ目的ニ供スルコト

第七條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ遲滞ナク支廳長ニ届出ツベシ

- 一 建造、建築又ハ製作ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ竣功シタルトキ
- 二 購入据付ヲ要スルモノニ在リテハ据付完了シタルトキ
- 三 機關、設備又ハ漁船滅失シ又ハ使用スルコト能ハザルニ至リタルトキ
- 四 住所、氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ
- 五 法人又ハ團體ノ定款、規約又ハ代表者ヲ變更シタルトキ

第八條 支廳長ハ補助金ノ下付ヲ受ケタル者ニ對シ第六條ニ定ムル期間中業務成績及收支決算ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 支廳長必要アリト認ムルトキハ補助金ノ下付ヲ受ケタル者ニ對

シ命令ヲ發シ又ハ當該官吏ヲシテ業務ノ成績ヲ検査セシムルコトアルベシ

第十條 補助金下付ノ指令ヲ受ケ又ハ補助金ノ下付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ支廳長ハ補助金ノ下付ヲ取消シ若ハ之ヲ減額シ又ハ既ニ下付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本令又ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 三 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項中二月末日トアルハ昭和十二年度ニ限リ十一月三十日迄トス

(様式)

漁業經營費低減補助金下付願

今般何々致度候ニ付漁業經營費低減補助規則ニ依ル補助金下付相成度別紙關係書類相添へ此段相願候也

昭和 年 月 日

住所

支廳長

關係書類表示

一 何々

氏名又ハ名稱(代表者)印

二 何々

(注意)

(一) 二以上ノ補助金ヲ併セ受ケントスル者(例ヘバ第二條第二號及第三號ノ如シ)ハ別途當該下付願ヲ提出スル外本下付願末尾ニ左ノ通附記スベシ

追而右漁船ノ保護設備(又ハ推進能率増進ノ構造)ニ付別途補助金下付申請書提出置候條申添候

(二) 補助金下付願ニ添附スベキ關係書類記載例ハ所轄支廳ニ就キ承知セラレタシ

南洋群島漁業規則

昭和十一年四月一日 南洋廳令第二號

改正 昭和二年第四號、一六年第三九號

第一條 本令ニ於テ漁業ト稱スルハ公共ノ用ニ供スル水面又ハ之ト連接シテ一體ヲ爲ス公共ノ用ニ供セザル水面ニ於テ營利ノ目的ヲ以テ水産動物ノ採捕又ハ養殖ヲ業トスルヲ謂フ

本令ニ於テ漁業者ト稱スルハ漁業ヲ爲ス者及漁業ノ許可ヲ又ハ認可ヲ受ケタル者ヲ謂フ

第二條 本令ハ南洋群島ニ於テ漁獲物ノ處理、運搬ヲ爲シ又ハ食料、燃料其ノ他操業上必要ナル物品ノ積込ヲ爲ス者ニモ之ヲ適用ス

(第六回追録)

(第六回追録)

第十六條ノ四及第十六條ノ六ノ場合ニ在リテハ南洋廳支廳長、其ノ他ノ場合ニ在リテハ南洋廳長官、區裁判所又ハ其ノ出張所又ハ裁判所トアルハ南洋廳地方法院又ハ登記事務ヲ取扱フ南洋廳支廳長、道府縣ノ區域又ハ市町村ノ區域トアルハ南洋廳支廳ノ管轄區域トシ産業組合法ニ規定スル届出ヲ爲スベキ期間又ハ組合原簿ノ提出ヲ爲スベキ期間ハ之ヲ二倍トス

第二條 産業組合ハ南洋廳長官及南洋廳支廳長之ヲ監督ス

第三條 總會ニ於ケル理事、監事及清算人ノ選任及解任ニ付テハ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケタベシ

第四條 組合員ノ有スベキ出資口數ハ特別ノ事由ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限リ三十口ヲ超ユルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ三ニ關スル規定ハ昭和七年法律第三十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南洋群島産業組合令施行規則

昭和七年十月四日 南洋廳令第七號

改正 昭和六年第六八號、一七年第六〇號

第一條 産業組合設立許可申請書ニハ設立者全員ノ住所職業ヲ記載シ署名捺印スヘシ

前項ノ申請書ニハ定款及左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

一 組合ノ設立ヲ必要トスル事由

二 組合員タルヘキ者ノ數及其ノ戶數、區域内戶數(同業者ノミヲ以テ設立スルモノニ在リテハ同業者ノ數)

三 設立者ノ引受タル出資口數

四 事業計劃ノ概要

第十三章 産業 第七節 産業組合

第二條 信用組合ノ区域内ニ居住スル者ニ非サレハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ豫約者ニ對スル貯金ノ拂戻ハ豫約ノ消滅シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

豫約者ハ其ノ貯金カ現在組合員ノ出資一口ニ對スル拂込金額ノ最小額ト同額ニ達シタル後ニ非サレハ組合ニ加入スルコトヲ得ス

豫約者カ豫約後三年ヲ經過シ組合員ト爲ルニ至ラサルトキハ組合ハ豫約ノ解除ヲ爲スヘシ

第二條ノ二 産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ指定シタル市街地ノ區域又ハ其ノ一部ヲ地區トスル實業組合ハ同法同條同項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第二條ノ三 實業組合カ信用組合ノ組合員ト爲リタルトキハ其ノ組合員名簿ヲ信用組合ニ提出スヘシ

前項ノ組合員名簿ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク信用組合ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 出資一口ノ金額ハ五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 第一回拂込ノ金額ハ出資一口ノ金額ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第十三章 産業 第七節 産業組合

總代會ヲ設ケムトスルトキハ定款ニ總代ノ員數、任期及選舉ニ關スル規定ヲ設ケヘシ

第八條 理事及監事ハ定款ノ規定又ハ總會若ハ總代會ノ決議ニ依ルニ非サルハ給料、報酬又ハ賞與ヲ受ケルコトヲ得ス

第九條 組合ノ事業年度ハ曆年ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 産業組合法第一條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ受入及拂戻ニ付テハ組合員ノ貯金ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ

第十一條 産業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ノ管理ハ左ノ方法ニ依ルヘシ

一 金銭又ハ有價證券ノ供託

二 郵便貯金法ニ依ル貯金又ハ有價證券保管

第十二條 前條ノ有價證券ノ種類ハ左ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

一 國債證券

二 地方債證券

第十三條 第十一條ノ有價證券ノ見積價格ハ事業年度ニ從ヒ毎六末日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ヲ取扱フ信用組合ハ事業年度ニ從ヒ六月毎ニ遲滞ナク第十一條ノ規定ニ依ル管理ノ手續ヲ爲シ同法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ額ヲ記載シタル書面及管理ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書面ヲ添ヘ其ノ旨南洋廳長官ニ届出ツヘシ

第十五條 拂戻準備金ハ支廳長ノ承認ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ引出スコトヲ得ス

前項ノ承認ノ申請ハ其ノ事由ヲ具シタル書面ニ産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ現在額並證券ヲ引出スモノニ在リテハ證券ノ種類、記號、番號、券面ノ金額及枚數ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ之ヲ爲スヘシ

第十六條 登記又ハ組合原簿ノ記載ニ關スル届書ニハ理事又ハ精算人署名捺印スヘシ

支廳長前項ノ届書ヲ受附タルトキハ之ニ其ノ年月日ヲ記載スヘシ組合原簿ヲ受附タルトキ亦同シ

第十七條 支廳長ニ提出スル組合原簿又ハ其ノ記載事項ノ變更ノ届書ニハ記載事項又ハ其ノ變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 登記又ハ組合原簿ノ記載ニ關スル届書ニハ産業組合法第四十條第二項及第四十一條第二項ノ手續ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ手續ヲ踐ミタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第十九條 理事ハ總會又ハ總代會ノ承認ヲ經タル後遲滞ナク産業組合法第三十條第一項ニ掲ケタル書類及決議録ヲ南洋廳長官ニ提出スヘシ

第二十條 組合ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 組合員ノ職業別ノ數並出資口數ノ異動

二 出資拂込ノ總額及剩餘金ヲ以テ出資ノ拂込ニ充テタルトキハ其ノ總額

三 借入又ハ償還シタル金額及借入金ノ利率

四 損益ノ計算

五 準備金及各種ノ積立金

六 總會又ハ總代會ノ決議

七 事業ノ狀況

八 處務ノ要件

第二十一條 産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ指定

シタル市街地ヲ區域トスル信用組合ハ每事業年度開始後六十日以内ニ當該事業年度ニ於ケル資金計畫書ヲ作成シ南洋廳長官ニ提出スヘシ

信用組合前項ノ規定ニ依リ提出シタル資金計畫書ニ著シキ變更ヲ加ヘタルトキハ遲滞ナク資金計畫變更書ヲ南洋廳長官ニ提出スヘシ

第二十二條 資金計畫書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 理事ハ左ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ直ニ其ノ事項ヲ南洋廳長官ニ届出ツヘシ

一 設立許可後一月ヲ經テ出資第一回ノ拂込ヲ完了セザルトキ

二 一月以上業務ヲ休止セムトスルトキ

三 事業執行細則其ノ他ノ規定ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキ

第二十四條 理事ハ毎月末日貸借對照表ヲ作成シ翌月三日迄ニ監事ニ提出シ監事ハ之ヲ監査シ意見ヲ附シ三日以内ニ理事ニ返付スヘシ

前項ノ書類ハ毎月十五日迄ニ所轄支廳長ニ提出スヘシ

第二十五條 理事ハ總會又ハ總代會召集ノ通知ヲ發シタルトキハ其ノ附議事項、日時及場所ヲ少クトモ開會五日前ニ所轄支廳長ニ届出ツヘシ

第二十六條 總會又ハ總代會ノ議長ハ左ノ事項ヲ記載シタル決議録ヲ作り監事及出席組合員二人以上ト共ニ署名捺印スヘシ

一 開會ノ日時、場所

二 組合員ノ總數

三 出席組合員ノ數及委任狀ヲ提出シタル組合員ノ數

四 缺席組合員ノ數

議事ノ要領

議決シタル事項及贊否ノ數

閉會ノ日時

第二十七條 組合力借入金ヲ爲サムトスルトキハ毎年總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ決議スヘシ

前項ノ規定ハ信用組合カ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貨付額又ハ手形ノ割引金額ノ最高限度ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ハ支廳長ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第二十八條 定款變更並理事、監事又ハ精算人ノ選任及解任ノ認可申請書ニハ理由書及總會又ハ總代會ノ決議録ヲ添付スヘシ

前項ノ認可申請事項中登記事項ニ異動ヲ生スヘキモノアルトキハ別ニ決議録ヲ所轄支廳長ニ提出スヘシ

第二十九條 理事、監事又ハ精算人ノ變更ノ届書ニハ監事ノ證明書ヲ添附スヘシ但シ其ノ變更力總會又ハ總代會ノ決議ニ依ル場合ハ此ノ限ニ

シ

第十三章 産業 第七節 産業組合

一六六三

類、記號、番號、券面ノ金額及枚數ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ之ヲ爲スヘシ

第十六條 登記又ハ組合原簿ノ記載ニ關スル届書ニハ理事又ハ精算人署名捺印スヘシ

支廳長前項ノ届書ヲ受附タルトキハ之ニ其ノ年月日ヲ記載スヘシ組合原簿ヲ受附タルトキ亦同シ

第十七條 支廳長ニ提出スル組合原簿又ハ其ノ記載事項ノ變更ノ届書ニハ記載事項又ハ其ノ變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 登記又ハ組合原簿ノ記載ニ關スル届書ニハ産業組合法第四十條第二項及第四十一條第二項ノ手續ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ手續ヲ踐ミタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第十九條 理事ハ總會又ハ總代會ノ承認ヲ經タル後遲滞ナク産業組合法第三十條第一項ニ掲ケタル書類及決議録ヲ南洋廳長官ニ提出スヘシ

第二十條 組合ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 組合員ノ職業別ノ數並出資口數ノ異動

二 出資拂込ノ總額及剩餘金ヲ以テ出資ノ拂込ニ充テタルトキハ其ノ總額

三 借入又ハ償還シタル金額及借入金ノ利率

四 損益ノ計算

五 準備金及各種ノ積立金

六 總會又ハ總代會ノ決議

七 事業ノ狀況

八 處務ノ要件

第二十一條 産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ指定

シタル市街地ヲ區域トスル信用組合ハ每事業年度開始後六十日以内ニ當該事業年度ニ於ケル資金計畫書ヲ作成シ南洋廳長官ニ提出スヘシ

信用組合前項ノ規定ニ依リ提出シタル資金計畫書ニ著シキ變更ヲ加ヘタルトキハ遲滞ナク資金計畫變更書ヲ南洋廳長官ニ提出スヘシ

第二十二條 資金計畫書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 理事ハ左ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ直ニ其ノ事項ヲ南洋廳長官ニ届出ツヘシ

一 設立許可後一月ヲ經テ出資第一回ノ拂込ヲ完了セザルトキ

二 一月以上業務ヲ休止セムトスルトキ

三 事業執行細則其ノ他ノ規定ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキ

第二十四條 理事ハ毎月末日貸借對照表ヲ作成シ翌月三日迄ニ監事ニ提出シ監事ハ之ヲ監査シ意見ヲ附シ三日以内ニ理事ニ返付スヘシ

前項ノ書類ハ毎月十五日迄ニ所轄支廳長ニ提出スヘシ

第二十五條 理事ハ總會又ハ總代會召集ノ通知ヲ發シタルトキハ其ノ附議事項、日時及場所ヲ少クトモ開會五日前ニ所轄支廳長ニ届出ツヘシ

第二十六條 總會又ハ總代會ノ議長ハ左ノ事項ヲ記載シタル決議録ヲ作り監事及出席組合員二人以上ト共ニ署名捺印スヘシ

一 開會ノ日時、場所

二 組合員ノ總數

三 出席組合員ノ數及委任狀ヲ提出シタル組合員ノ數

四 缺席組合員ノ數

五 議事ノ要領

六 議決シタル事項及贊否ノ數

七 閉會ノ日時

第二十七條 組合力借入金ヲ爲サムトスルトキハ毎年總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ決議スヘシ

前項ノ規定ハ信用組合カ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貨付額又ハ手形ノ割引金額ノ最高限度ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ハ支廳長ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第二十八條 定款變更並理事、監事又ハ精算人ノ選任及解任ノ認可申請書ニハ理由書及總會又ハ總代會ノ決議録ヲ添付スヘシ

前項ノ認可申請事項中登記事項ニ異動ヲ生スヘキモノアルトキハ別ニ決議録ヲ所轄支廳長ニ提出スヘシ

第二十九條 理事、監事又ハ精算人ノ變更ノ届書ニハ監事ノ證明書ヲ添附スヘシ但シ其ノ變更力總會又ハ總代會ノ決議ニ依ル場合ハ此ノ限ニ

シ

第十三章 産業 第七節 産業組合

一六六三

- (6) 法定準備金以外ノ積立金ハ基金、引當金、資金等名稱ノ如何ヲ問ハス凡テ之ヲ含ムコト
- (7) 剰餘金處分トシテ役員賞與金高ヲ記載スルコト
- (8) 税金、國債購入額等ヲ記載スルコト
- (9) 受入資金ノ合計ト一致セシムルコト
- (10) 豫定額ヲ記載スルコト
- (11) 員外貯金ニ對スル拂戻準備金トシテ供託ニ附シタルモノハ之ヲ含マサルコト

●南洋群島産業組合令ニ於テ依ルコトヲ定メタル産業組合法
第一條第四項ノ市街地域

昭和十三年六月十五日
南洋廳告示第三十六號

改正 昭和十五年第三九號、一七年第二號
南洋群島産業組合令ニ於テ依ルコトヲ定メタル産業組合法第一條第四項ノ市街地域左ノ通指定ス

- パラオ支廳管内 コロール町、バベルダオブ島一圓
- サイパン支廳管内 ガラパン町、チャランカ町、南村、東村、北村、テニアン町一圓
- トラツク支廳管内 トラツク島春島、夏島、秋島、冬島、月曜島、ボナベ支廳管内 火曜島、水曜島、木曜島、土曜島、日曜島一圓

〔第六回追録〕

●南洋群島實業組合令

昭和十四年五月十三日
勅令第三百十四號

〔第六回追録〕

第一條 水産業、農業、商業其ノ他物産ノ生産又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ其ノ營業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ實業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ營業者ヲ以テ設立スルコトヲ得

前項ノ營業ノ種類ハ南洋廳長官之ヲ指定ス

〔第六回追録〕

第二條 實業組合ハ法人トス

第三條 實業組合ハ其ノ名稱中ニ實業組合ナル文字ヲ用フベシ
實業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ實業組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四條 實業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ取扱品ノ生産、仕入、加工、販賣、保管、運搬、組合員ノ營業ニ必要ナル物ノ供給其ノ他組合員營業ニ關スル共同施設
 - 二 組合員ノ營業ニ關スル統制
 - 三 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 前項第一號ノ事業ヲ行フ組合ハ組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得
- 第一項ニ掲ゲタル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ南洋廳長官ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムル

コトヲ得

第五條 實業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ出資ヲ爲サシメザルコトヲ得

前項ノ場合ハ前條第一項第一號ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第六條 前條ノ實業組合ト其ノ他ノ實業組合トハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 第十八條乃至第二十條ノ規定ハ第五條ノ組合ニ之ヲ適用セズ

第八條 實業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第九條 實業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第十條 實業組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ南洋廳長官ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同ジ

第十一條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲メ必要ト認ムルトキハ南洋廳長官ハ實業組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲メ必要ト認ムルトキハ南洋廳長官ハ實業組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地域内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十三條 實業組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ南洋廳長官ノ認可ヲ受クベシ但シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ營業ノ種類ニ以上アルトキハ

各其ノ過半數ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ召集スルコトヲ得
第十四條 創立總會ニ於ケル議決及役員選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ設立同意者ノ營業ノ種類ニ以上アルトキハ各其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス
第十五條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得
前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ義務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スベシ
第十六條 實業組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ第五條ノ組合ニ在リテハ第七號乃至第九號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
一 目的
二 名稱
三 地區
四 事務所ノ所在地
五 組合員タル資格ニ關スル規定
六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

條ノ二、第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條、第三十六條、第三十八條ノ二乃至第四十六條、第四十七條、第四十八條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條、第六十條ノ二、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定(第五條ノ組合ニ付テハ産業組合法第五條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十一條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十三條乃至第五十八條及第六十四條ノ規定ヲ除ク)ハ實業組合ニ之ヲ準用ス

附則

本令施行ノ期日ハ南洋廳長官之ヲ定ム

●昭和十四年勅令第三百十四號

施行期日

昭和十四年六月十日
南洋廳令第二十八號

昭和十四年勅令第三百十四號南洋群島實業組合令ハ昭和十四年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

●南洋群島實業組合令施行規則

昭和十四年六月十日
南洋廳令第二十九號

改正 昭和十七年第六一號

第一條 實業組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タルベキ者三人以上發

第十三章 産業 第七節 産業組合

起人ト爲リ差ノ事項(南洋群島實業組合令(以下實業組)第五條ノ組合ニ在リテハ第三號ノ事項ヲ除ク)ヲ記載シタル書面ヲ作成シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムベシ
一 地區
二 組合員タル資格
三 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
四 實業組合令第二十條ノ組合ニ在リテハ保證金額ヲ定ムル方法
五 經費ヲ組合員ニ分賦セントスル組合ニ在リテハ其ノ分賦收入方法
六 事業計畫ノ概要
設立ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スベシ
發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ所轄支廳長ニ届出ヅベシ
第二條 實業組合令第十三條第二項ノ規定ニ依リ創立總會召集ノ認可申請書ニハ左ノ書面ヲ添附スベシ
一 特別ノ事由ヲ記載シタル書面
二 組合員タル資格ヲ有スル者及設立同意者ノ數ヲ證スル書面
二種以上ノ營業者ヲ以テ組合ヲ設立セントスルトキハ前項第二號ノ書面ハ營業ノ種類別ニ之ヲ記載スベシ
第三條 實業組合令第十三條第一項ノ同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ認可アリタルトキハ發起人ハ遅滞ナク創立總會ヲ召集スベシ
創立總會ヲ召集スルニハ少クとも二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ設立同意者ニ通知スベシ

第十三章 産業 第七節 産業組合

一六九四ノ七

第四條 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ベシ

第五條 創立總會終結シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面(實業組合令第十三條第二項ノ規定ニ依ル創立總會ノ場合ニ在リテハ之ヲ除ク)、定款、創立總會ノ決議録ノ原本及左ニ掲グル事項(實業組合令第五條ノ組合ニ在リテハ第三號ノ事項ヲ除ク)ヲ記載シタル書面ヲ添附シ設立認可申請書ヲ南洋廳長官ニ差出スベシ

一 事業計畫

二 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 實業組合令第二十條ノ組合ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額

五 理事及監事氏名及住所

六 經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度收入豫算及分賦收入方法

第六條 組合ガ借入金ヲ爲サントスルトキハ事業年度毎ニ總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スベシ

前項ノ規定ハ組合ガ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貸付額ノ最高限度ニ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ハ左ノ區分ニ依リ南洋廳長官又ハ支廳長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

一 二支廳以上ヲ地區トスル組合ニ在リテハ南洋廳長官
二 支廳又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合ニ在リテハ支廳長
第七條 組合ガ組合員ニ非ザル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ル施設ハ検査又ハ加工、保管若ハ運搬ニ關スル設備其ノ他ノ共同設備トス
第八條 實業組合令第十條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ統制ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ
第九條 總代會ハ組合員百人以上ノ組合ニ非ザレバ之ヲ設クルコトヲ得ズ
總代會ハ組合員中ヨリ選舉シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス
總代ノ定數ノ任期及選舉ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第十條 理事及監事ノ選任ノ認可申請書ニハ履歷書及總會若ハ總代會又ハ創立總會ノ決議録ノ原本ヲ添附スベシ
實業組合令第二十四條第三項ノ規定ニ依ル理事又ハ監事ノ選任ノ認可申請書ニハ前項ニ掲グルタル書面ノ外其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ
第十一條 役員又ハ清算人ノ受クベキ給與ハ定款又ハ總會、總代會若ハ創立總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムベシ
第十二條 定款變更ノ認可申請書ニハ總會又ハ總代會ノ決議録ノ原本ヲ添附スベシ
定款ノ變更ガ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少又ハ實業組合令第三十一條第三項ノ責任期間ノ短縮ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請

〔第六回追録〕

第十四章 遞信

第一節 郵務

● 遞信省令及告示準用ニ關スル件

大正十一年四月一日
南洋廳令第六號

大正十一年勅令第三百三十五號ノ施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外遞信省令及告示ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 南洋廳ニ於ケル郵便及電話ノ業務ニ關スル件

大正十一年三月三十一日
勅令第三百三十五號

南洋廳ニ於ケル郵便及電信ノ業務ニ關シテハ郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法、電信法、無線電信法及海底電信線保護萬國聯合條約規則ニ依ル但シ此等ノ法律中主務大臣トアルハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 郵便官署ヲシテ年金、恩給等ノ支給事務ヲ取扱ハシムルノ件

明治四十三年三月十六日
勅令第二十五號

改正大正一四年第二二二號、昭和九年第三九五號
國庫ノ支辨ニ屬スル年金及恩給ノ支給ニ關スル事務ハ遞信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳ノ所管ニ屬スル郵便官署ヲシテ之ヲ取扱ハシム
前項給與金ノ支給手續ニ關シテハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依ル
第一項給與金ノ支拂ニ關シテハ歳入金並歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替受拂ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 廳令第六號ノ取扱ニ關シ遞信省所定ノ令達通牒ニ關スル件

大正十一年四月一日
南洋廳訓令第一號

大正十一年南洋廳令第六號ノ取扱ニ關シテハ特ニ令達スルモノノ外遞信省所定ノ令達通牒ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四章 遞信 第一節 郵務

南洋廳郵便局ニ於テ取扱フ公衆通信業務ノ範圍

昭和十一年六月一日
南洋廳告示第十號

改正 昭和十三年第三二號、第四六號、一四年第三三號、第三二號、第六六號、第七九號、一五年第四四號、一六年第一六號、第三六號、第五二號、第五四號、第二六號、一七年第七一號

南洋廳郵便局ニ於テ取扱フ公衆通信業務ノ範圍左ノ通定ム
本告示ハ昭和十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年南洋廳告示第四號ハ之ヲ廢止ス

一 郵便物ノ引受

但シ外國宛代金引換(日滿條約ニ依ルモノヲ除ク)、課金別納、本人票、締切豫告ノ特殊取扱ヲ爲サズ

二 前記郵便物ノ窓口交付

但シ ①集金郵便ノ取立ハ窓口取立ニ限リ取扱フ
②左記區域ニ限リ配達ヲ取扱フ

配達區域

サイパン島(ドンニ、サバ、ナダラホホ、ダ)

テニアン島

トラツク島夏島一圓

配達局名

サイパン

テニアン

トラツク

- 三 爲替(日滿爲替及外國)ノ振替、拂渡及拂戻
但シ航空送達及到著外國通常爲替ノ別配達ヲ取扱ハズ
貯金ノ預入及拂戻
但シ郵便切手貯金、郵便貯金切手、定額郵便貯金及積立貯金預入ノ取扱ヲ爲サズ
- 四 振替貯金ノ拂込及拂渡
- 五 年金恩給ノ支給
- 六 簡易生命保險及郵便年金業務
- 六ノ二 振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂事務並國債募集、賣出、買上及元利金支拂振替貯金ノ特別取扱業務
- 七 内國及東亞和歐文電報、漢文電報並ニ外國電報
但シ船船配達、サイパン島及テニアン島以外ノ別使配達、南洋群島各島ト南洋群島以外ノ各地間ニ發著スル新聞電報ノ豫約取扱(ヤツ、ス、モ、ノ、ヲ、除ク)後納取扱並外國新聞電報ノ取扱ヲ爲サズ
電話(特ニ指定シタル局ニ限ル)
- 八 郵便切手類及收入印紙ノ賣捌
- 九

〔第六回追録〕

南洋廳郵便局事務取扱時間

昭和十六年七月二十八日
南洋廳告示第六十三號

南洋廳郵便局ニ於ケル郵便、電報、電話、郵便爲替、郵便貯金及其ノ他各種現金受拂事務ノ取扱時間ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ通定メ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年南洋廳告示第十二號ハ之ヲ廢止ス

區別	郵便局	取扱時間
郵便ノ受 付及電話 ノ通話、 呼出	サイパン、テニアン、 ロタ、ヤツア、フ イス、バラオ、マ カ、アンガウル、 トラツク	午前七時ヨリ午後八時迄
電報ノ受 付	ボナベ、クサイ、ヤ ルト	午前六時ヨリ午後七時迄
電報ノ受	サイパン、テニアン、 ロタ、ヤツア、フ イス、バラオ、マ カ、アンガウル、 トラツク	午前七時ヨリ午後六時迄
電報ノ受	ボナベ、クサイ、ヤ ルト	午前六時ヨリ午後五時迄
電報ノ受	ヤツア、フアイス、 バラオ、マカ、	午前八時ヨリ午後三時迄 但シ土曜日ハ正午迄トシ 休日及休暇日(十二月二 十九日ヨリ同三十一日迄)

受拂	郵便爲替	郵便貯金	各種現金
アンガウル	サイパン、テニアン、 ロタ、トラツク	ボナベ、クサイ、ヤ ルト	
午前七時ヨリ午後二時迄 但シ土曜日ハ午前十一時迄 月二日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄	午前七時ヨリ午後二時迄 但シ土曜日ハ午前十一時迄 月二日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄	午前六時ヨリ午後一時迄 但シ土曜日ハ午前十一時迄 月二日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄 月一日ヨリ九月三日迄	

〔第六回追録〕

臨時郵便取締令

昭和十六年十月三日
勅令第八百九十一號

第一條 通信大臣ハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム

第十四章 選信 第一節 郵務

ル所ニ依リ郵便物ノ差出ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二條 選信大臣ハ戰時ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ左ニ掲グル郵便物以外ノ郵便物ヲ檢閲セシムルコトヲ得

一 帝國ノ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ヨリ發スル郵便物ニシテ所定ノ表示ヲ爲シタルモノ及帝國ノ官衙ニ宛テ發スル郵便物

二 內國通常郵便物ノ中封緘シタル書狀及封緘葉書(本令施行地外ニ在ル者ニ傳達シ又ハ本令施行地外ニ在ル者ヨリ傳達セラレタル通信又ハ物ヲ内容トスル疑アリト認メラルモノヲ除ク)

第三條 選信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便物ノ差出人又ハ受取人ヲシテ本令ニ依ル郵便取締上必要ナル證明、記載其ノ他ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四條 選信大臣ハ檢閲ニ付シタル郵便物ニシテ國防上ノ利益ヲ害シ若ハ害スル虞アリト認メラルモノ又ハ記載事項ノ内容明ナラザルモノノ送達ヲ停止スルコトヲ得

第五條 第一條ノ規定ニ依ル郵便物差出ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス第三條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ虚偽ノ申立ヲ爲シタル者亦同ジ

第六條 本令ニ依ル郵便取締ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得シタル信書ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス



三 船舶内ニ設置スル電信取扱所ニ於テ使用スルモノハ左ノ雛形ニ依ル



四 郵便局ニ於テ郵便爲替、郵便貯金及其ノ附帶業務ニ使用スルモノハ左ノ雛形ノ如ク郵便局活字ヲ除キ之ニ代フルニ爲替貯金記號ヲ以テス



第十四章 選信 第一節 郵務

一六九六ノ三

第七條 本令中選信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋羣島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時郵便取締令施行ニ關スル

昭和十六年十月四日
南洋廳令第五十六號

昭和十六年勅令第八百九十一號ノ施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外臨時郵便取締令施行ニ關スル選信省令及同告示ヲ準用ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年南洋廳令第五十六號ノ取扱ニ關スル件

昭和十六年十月四日
南洋廳令第六十號

拓殖部
郵便局

昭和十六年南洋廳令第五十六號ノ取扱ニ關シ選信省所定ノ合達通牒ヲ準用スル件左ノ通定ム

昭和十六年南洋廳令第五十六號ノ取扱ニ關シテハ特ニ合達スルモノノ外選信省所定ノ合達通牒ヲ準用ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

五 外國郵便交換局ニ於ケル外國郵便及其ノ附帶事務ニ使用スルモノハ左ノ雛形ニ依ル

〔第六回追録〕



六 郵便局及電信取扱所ニ於テ年賀特別取扱、年賀電報、日滿年賀電報及外國和文祝賀電報ニ使用スルモノハ左ノ雛形ニ依ル但シ挿入ノ圖案ハ必要ニ應ジ變更スルコトアルベシ



七 郵便局ニ於テ消印困難ナル內國郵便物ニ使用スルモノハ左ノ雛形ニ依ルコトヲ得

三センチメートル



一センチメートル五

八 特ニ指定シタル郵便局ニ於テ内國郵便物ニ使用スルモノハ左ノ雜形ニ依ル



寸法直径二センチメートル

第三條 日附印ノ更植ハ左ノ通トス

一 日ハ夜半十二時ヲ以テ區別ス
二 郵便受付時間外ニ於テハ現ニ通信日附印ノ使用ヲ要スル場合ノ外日附印ノ更植ヲ要セズ

第四條 日附印ヲ更植シタルトキハ通信日附印點檢簿(様式適宜)ニ之ヲ押捺シ印影ノ正確ヲ認メタル後之ヲ使用スベシ

第五條 日附印ニ使用スル印肉類ハ黒色又ハ黒色類似ノモノニシテ充分ナル油氣ヲ存シ酸類及苛性「アルカリ」等ニ洗脱セラレザルモノヲ用

附則

フベシ但シ特ニ規定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
本令ハ昭和十五年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年南洋廳訓令第四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十三年遞信省令第二十五號郵便規則ニ依リ年賀特別郵便ト爲ス年賀郵便物ノ引受期間

昭和十三年十一月一日
南洋廳令第三十七號

昭和十三年遞信省令第二十五號郵便規則ニ依リ年賀特別郵便ト爲ス年賀郵便物ノ引受期間ハ南洋廳郵便局ニ於テハ左ノ通トス

引受期間 自十一月二十九日
至十二月二十九日

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年南洋廳令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

南洋廳郵便局出納員現金取扱規程

大正十三年四月一日
南洋廳訓令第七號

内務部 拓殖部 郵便局

〔第六回追録〕

第一條 郵便局出納員ハ現金ノ出納ニ關シ別段ノ規定アルモノノ外本規定ニ依リ之ヲ取扱フヘシ
第二條 出納員ハ當該郵便局長ノ指定スル所ニ從ヒ各種現金ノ出納ヲ爲スヘシ
第三條 出納員ハ大正十一年三月大藏省令第二十號第十四號書式ノ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スヘシ但シ特種帳簿ヲ以テ現金出納簿ニ代用シ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス
第四條 出納員ハ毎日其ノ領收シタル現金ヲ所屬出納官吏ニ拂込ミ其ノ領收證書ヲ受クヘシ但シ現金出納簿適當ノ欄ニ認印ヲ受ケ之ニ代フルコトヲ得
第五條 出納員ハ現金ヲ領收シタルトキハ領收證書ヲ發スヘシ但シ特ニ定ムル規定ニ依ル證書ヲ以テ現金ノ受領ヲ證シ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現金出納事務取扱細則

昭和十六年九月二十六日
南洋廳訓令第五十七號

交通部
郵便局

改正 昭和十七年第二七號
現金出納事務取扱細則別冊ノ通定ム但シ別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ

第十四章 通信 第一節 郵務

資金過超金受授局ノ件

昭和十六年五月六日
南洋廳訓令第二十七號

拓殖部
郵便局

〔第六回追録〕

改正 昭和十七年第五號
資金過超金受授局別表ノ通定ム
別表

受授局名	被受授局名	受授便種別	摘要
南洋 サイパン	南洋 八〇九	テニアン ロサイ 移動分室	現金遞送便 同 直納直渡便
南洋 トラツク	南洋 六七	ボナベ ヤルト クサイ 移動分室	現金遞送便 同 同 直納直渡便
南洋 ハラオ	南洋 一三	サイパン ヤツ マラカル アンガウル ファイ 移動分室	現金遞送便 同 同 同 同 同 直納直渡便

南洋一六	南洋一六	ボナベ	移動分室	直納直渡使
南洋一七	南洋一四	テニアン	移動分室	直納直渡使

附則

本令ハ昭和十六年五月十日ヨリ之 施行ス
昭和十五年南洋廳訓令第九號ハ之ヲ廢止ス

●郵便行囊規程

昭和十五年四月二十日
南洋廳訓令第二十九號

交通部
郵便局

改正 昭和十七年第二七號

第一章 通則

第一條 郵便行囊ニ關シテハ昭和十三年遞信省公達第五百十六號郵便取扱規程（以下郵便取扱規程ト稱ス）ヲ準用スルノ外本令ニ依ルベシ

第二條 郵便行囊ノ種類ハ郵便取扱規程第四百三十六條ノ外左ノ如シ
大行囊

航空行囊 甲 乙

第三條 航空行囊ハ航空郵便受渡局相互間ニ直接送受スル郵便物ヲ納ム

ル場合ニ使用スベシ

第四條 行囊送受ニ關シ發スル電報略號ハ郵便取扱規程第二百二條ノ外左ノ如シ

航空行囊 甲ヒイ 乙ヒロ

第二章 郵便行囊ノ整理

第一節 通則

第五條 行囊整理ノ爲サイパン郵便局ヲ行囊主管局（以下主管局ト稱ス）トシ其ノ他ノ郵便局ヲ一般局トス

第六條 主管局ハ左ノ事項ヲ取扱フ
一 一般局ノ不足行囊ノ補給
二 一般局ノ過超行囊ノ回收
三 行囊出納ノ狀況ニ應ジ各局相互間ノ行囊送受方ノ指定
四 東京中央局トノ間ニ於ケル臨時行囊ノ送受

第七條 行囊常備數ハ別ニ之ヲ定ム

當日最終便取扱ヲ終リタルトキ行囊常備數ヲ超過シタル行囊ハ之ヲ超過行囊トシ一般局ハ主管局ヘ還滯ナク之ヲ送付スベシ但シ主管局ヨリ他局ヘ行囊送付ノ指定ヲ受ケタルトキハ當該局ヘ之ヲ送付スベシ
前項ノ場合自局ニ於テ最近ニ使用ノ見込確實ナルトキハ之ガ送付ヲ要セズ

第二節 一般局ノ取扱方

第八條 一般局ハ遞送便毎ニ發着行囊ヲ調査シ當日最終便ノ取扱ヲ終リタルトキ行囊出納日報及同原符ヲ調製シ日報ハ最近便ヲ以テ主管局ニ

〔第六回追録〕

提出スベシ

第九條 移動分室ト本局トノ間ニ發着スル行囊ニ付テハ其ノ局限り適宜取扱フベシ

第十條 船舶内ニ設置シアル郵便函ヨリ取集スル郵便物ヲ納ムル爲水路郵便線路ノ始發局ハ差立ノ際當該線路ノ受渡局自局ヲ數ト同數ノ自行囊ヲ船舶ニ宛テ差立ツベシ此ノ場合行囊ヲ一ノ結束ト爲シ「郵便函用何個」ト記載シタル札ヲ結附スベシ

第十一條 無料小包郵便物ヲ郵便取扱規程第三十八條ニ依リ差出サシムル爲必要ナル行囊ハ其ノ引受局ニ於テ交付シ郵便物ヲ配達シタルトキ行囊ハ其ノ配達局ニ於テ之ヲ返付セシメ自局ノ行囊トシテ之ヲ處理スベシ

第三節 主管局ノ取扱方

第十二條 主管局ハ毎日午後零時ニ於ケル行囊ノ現在數ヲ調査シ主管局行囊出納日報及同原符一式ヲ調製シ日報ハ最近便ヲ以テ交通部遞信課ニ提出スベシ

第十三條 主管局ハ一般局ヨリ行囊出納日報ヲ提出ヲ受ケタルトキ速ニ其ノ内容ヲ調査シ一般局相互間ノ行囊補給方ヲ指定スベシ

第十四條 主管局ハ一般局ヨリ提出ヲ受ケタル行囊出納日報ヲ各局別ニ整理シ一月分毎ニ取纏メ交通部遞信課ニ送付スベシ

第三章 郵便行囊ノ送付

第十五條 行囊ヲ送付スルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ締括スベシ

- 一 完全行囊、毀損行囊及汚損行囊著シク汚損シタルモノト區別スルコト

第十四章 遞信 第一節 郵務

〔第六回追録〕

二 大行囊ハ一個毎ニ小行囊ハ相當數量ヲ合セ郵重ニ折疊ムコト

三 前二號ノモノヲ更ニ各種類別トシ大行囊ハ十個毎ニ又小行囊ハ五十箇毎ニ締括スルコト此ノ場合大行囊ハ成ルベク其ノ締紐ヲ利用スベシ

第十六條 第十八條ニ依リ送付スル行囊ノ宛名記票ニハ左ノ文字ヲ朱記

毀損行囊ノミヲ締括シタルモノ キ

汚損行囊ノミヲ締括シタルモノ オ

毀損行囊汚損行囊ヲ締括シタルモノ キオ

第十七條 行囊ヲ送付スルトキハ行囊送付證及同原符ヲ調製シ送付證ハ外部ノ行囊（大行囊ニアリテハ送狀袋ニ納入）ニ納メ其ノ宛名記票ニ「送付證在中」ト記載スベシ

第十八條 一般局ニ於ケル毀損行囊及汚損行囊ハ主管局ニ送付スベシ

第十九條 主管局ハ前條ノ規定ニ依リ毀損行囊並汚損行囊ノ送付ヲ受ケタルトキハ毀損行囊ノ表示ヲ附シ別ニ締括シテ過超行囊中ニ併算スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年南洋廳訓令五十六號ハ之ヲ廢止ス

主管局行囊出納(日報) 原符

種別	並		錠		長	赤		白	日附
	甲	乙	甲	乙		甲	乙		
入	越								摘要
	高								
	區								
完	之								計
	區								
	外								
全	修								計
	理								
	濟								
出	之								計
	區								
	外								
行	之								計
	區								
	外								
部	計								計
	殘								
	高								
囊	常								計
	數								
	備								
毀	過								計
	足								
	不								
損	越								計
	高								
	入								
行	出								計
	差								
	引								
囊	殘								計
	高								

〔第六回追録〕

●郵便局ニ於ケル爲替及貯金ノ記號ニ關スル件

改正 昭和四年二月第五二號、六年第二九號、八年第二四號、一三年第五三號、一四年第六一號、一五年第八號、第六一號、一七年第四號
南洋廳訓令第二號
大正十一年四月一日

南洋廳郵便局ニ於テ使用スル爲替及貯金ノ記號ハ左ノ通トス 郵便局

- サイパン郵便局 南奄
- トラック郵便局 南と
- ヤップ郵便局 南る
- バラオ郵便局 南を
- アンガウル郵便局 南わ
- ボナベ郵便局 南ち
- ヤルト郵便局 南ぬ
- テナン郵便局 南か
- ロタ郵便局 南よ
- サイパン郵便局移動分室 南た
- クサイ郵便局 南れ
- フアイス郵便局 南そ
- バラオ郵便局移動分室 南つ
- テナン郵便局移動分室 南ね

第十四章 遞信 第一節 郵務

トラック郵便局移動分室 南な
ボナベ郵便局移動分室 南ら
マラカル郵便局 南む

附則 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●南洋廳郵便局ニ於テ取扱フ集團貯金記號ニ關スル件

昭和十六年六月二十六日
南洋廳訓令第四十四號

南洋廳郵便局取扱ノ集團貯金ニ對シテハ「團南」ノ記號ヲ使用ス 郵便局

附則 本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

1701

● 据置貯金拂戻手續

大正十三年七月十六日
訓令第八十號

郵便局 拓殖部

- 第一條 据置貯金ノ拂戻(保管證券交付ノ請求ヲモ含ム以下同ジ)ニ關シテハ一般ノ規定ニ據ルノ外尙本手續ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 据置貯金ノ拂戻、承認標準ハ左ノ如シ
 - 一、本人若ハ法律上其ノ扶養ヲ受ヘタキ者ニ左ノ事實ヲ生シタルトキ
 - イ、疾病ニ罹リ醫療ニ必要ナル資力ナキ場合
 - ロ、疾病老衰等ニ因リ自活シ得サルニ至リタル場合
 - ハ、天災事變ニ遭遇シ生活ノ途ヲ失ヒタル場合
 - 二、法人若ハ團體ノ財産ニ屬スル据置貯金ニシテ其ノ法人若ハ團體解散シテニ處分ヲ要スルトキ
 - 三、以上各號ニ準スヘキ事情アルトキ
- 前項ノ標準ニ該當セスト雖事實拂戻ノ必要アリト認メタル場合ハ特ニ承認スルトアルヘシ
- 第三條 郵便局ニ於テ預ケ人ヨリ据置貯金拂戻ノ請求ヲ受ケタルトキハ一應事情ヲ開訊シ前條各項ノ一ニ該當スルモノト認メタルトキハ第一號様式ノ申請書ヲ提出セシムヘシ

第四條 郵便局ニ於テ前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ適宜ノ方法ヲ以テ事實ヲ調査シタル上拂戻ノ要否ニ就キ意見書ヲ作成シ申請書ト共ニ提出スヘシ

(注意)

- 一、申請書ニ記載セル拂戻事由ノ實否ニ就テハ事實判明シ居ルモノノ外ハ實査スルヲ要スルモ調査ニ當リ苟モ申請者ノ感情ヲ害スルカ如キコトナキ様言行ヲ慎ムヘシ
- 二、据置貯金拂戻申請者ハ執レモ拂戻金ノ必要急迫セルモノナレハ其ノ處理ハ特急取運フヘシ
- 三、調査ノ結果事實拂戻ヲ要スルモノト雖其ノ拂戻請求額ニシテ必要ノ程度ヲ超過スルモノト認メラルトキハ相當減額方ヲ懇示スヘシ
- 第五條 本廳ニ於テ前條ノ書類ヲ受理シタルトキハ審査ノ上其ノ承認シタルモノニ付テハ申請書ニ對シ第二號様式ノ認可書ヲ關係局經由交付シ其ノ承認ヲ與ヘサルモノニ付テハ其ノ旨關係局經由申請者ニ通告ス
- 第六條 郵便局ニ於テ前條ノ認可書ニ添ヘ据置貯金拂戻ノ請求ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ審査ノ上相當處理スヘシ

(注意)

認可書ハイ)通常拂及保管證券交付請求ノ場合ニハ貯金拂戻請求書又ハ證券交付請求書(ロ)特殊拂戻(即時、局待)ノ場合ニ於テハ貯金拂戻金受領證ニ添付差出サシメ拂出ノ上ハ之ヲ當該請求書又ハ受領書ニ貼付スヘキモノトス

附則

本手續ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

第一號様式

据置貯金期間内貯金拂戻認可申請書

- 一、通帳記番號
 - 二、貯金現在高(又ハ證券額面高)
 - 三、拂戻ヲ要スル金額(又ハ交付證券高)(證券一部交付請求ノ場合ハ記番號等記入ヲ要ス)
 - 四、据置期間及拂戻開始年月日
 - 五、拂戻又ハ交付ヲ必要トスル事由
- 本項ハ其ノ事由ヲ詳記スルハ勿論本人又ハ其ノ關係者ノ職業資産並ニ收支ノ狀態、生計ノ現況等參考トナルヘキ事項ヲモ記載シ其ノ他
- (一) 疾病ニ罹リタルモノナルトキハイ)病名(ロ)發病年月日(ハ)現時ノ容態(ニ)既往ニ於テ費シタル治療費並ニ將來必要ナル見込額等
 - 二、不具癡疾ノモノナルトキハ不具又ハ癡疾ト爲リタル程度
 - (三) 天災事變等ニ遭遇シタルモノナルトキハ其ノ狀況並ニ被害程度
 - (四) 法人又ハ團體ニ關スルモノナルトキハ其ノ解散年月日決議事項等ヲ明記シ場合ニ依リテハ醫師ノ診斷書官公署ノ證明書團體決議書ノ寫等ヲ添付スルトコト
- 右拂戻認可相成度申請候也

年月日

住所

氏

名印

南洋廳長官 宛

第十四章 通信 第一節 郵便

第二號様式

認可書

大正年月日申請ニ係ル左記据置貯金拂戻(又ハ保管證券交付)ノ件認可ス

通帳記番號
預ケ人氏名
拂出局名
金額(證券高)
年月日

南洋廳長官印

注意 本書ハ貯金拂戻(又ハ證券交付)請求ノ際郵便局ニ提出スヘキモノトス

●關東州及南洋諸島ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ニ關スル件

昭和十六年三月二十九日
勅令第三百二十一號

改正 昭和十七年第二九二號

關東州及南洋諸島ニ於ケル簡易生命保險ニ關シテハ簡易生命保險法及簡易生命保險令ニ、郵便年金ニ關シテハ郵便年金法及郵便年金令ニ依ル但シ簡易生命保險法中商法トアルハ關東州裁判事務取扱令又ハ南洋群島裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法トシ簡易生命保險令中法トアルハ關東州裁判事務取扱令又ハ南洋群島裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法トス

附則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年勅令第四百三十五號中「郵便年金法」ヲ「郵便年金法（昭和十六年勅令第三百二十一號ニ於テ依ル場合ヲ含ム）」ニ改ム

●昭和十六年勅令第三百二十一號ノ施行ニ關スル件

昭和十六年四月一日
南洋廳令第十三號

簡易生命保險及郵便年金ニ關シテハ簡易生命保險規則、簡易生命保險團體特別取扱規則、郵便年金規則、團體郵便年金規則其ノ他厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十一年南洋廳令第十一號ハ之ヲ廢止ス

●昭和十六年南洋廳令第十三號ノ取扱ニ關シ厚生省及遞信省所定ノ令達通牒ヲ準用スルノ件

昭和十六年四月一日
南洋廳令第十五號

拓殖部
郵便局

簡易生命保險及郵便年金ノ事務ニ關シテハ別ニ定ムルモノノ外厚生省及遞信省ニ於テ定ムル規定、令達及通牒等ヲ準用ス但シ保險申込書送付票、保險假受金受入報告書及保險計算書ハ左ノ書式ニ依ルベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十一年南洋廳令第四十號ハ之ヲ廢止ス

〔第六回追録〕

●簡易生命保險料及郵便年金掛金ノ集金人拂込ニ依ル事務ヲ取扱ハザル地域

昭和十六年四月一日
南洋廳令第十七號

南洋廳郵便局ニ於テ簡易生命保險料及郵便年金掛金ノ集金人拂込ニ依ル事務ヲ取扱ハザル地域左ノ通定ム

- サイバン郵便局管内 サイバン島以外ノ地域
- テニアン郵便局管内 テニアン島以外ノ地域
- ロタ郵便局管内 ソンソン市街地以外ノ地域
- ヤツブ郵便局管内 ヤツブ島（但シ局所在地ヨリ陸上四軒以内）以外ノ地域
- パラオ郵便局管内 コロール町以外ノ地域
- トラツク郵便局管内 夏島以外ノ地域
- ボナベ郵便局管内 コロニヤ町、ナツト村、春來村以外ノ地域
- クサイ郵便局管内 クサイ島（但シ局所在地ヨリ陸上四軒以内）以外ノ地域
- ヤルトリ郵便局管内 ジヤポール以外ノ地域

附則

昭和十一年南洋廳告示第三十八號ハ之ヲ廢止ス

●簡易生命保險及郵便年金積立金借入ニ關スル件

昭和十六年四月一日
南洋廳令第十四號

南洋群島ニ主タル事務所ヲ有スル者簡易生命保險積立金貸付規則、郵便年金積立金貸付規則其ノ他厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ簡易生命保險積立金又ハ郵便年金積立金ヲ借入レントスルトキハ借入申込書及其ノ附屬書類ハ南洋廳拓殖部ヲ經由シ之ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

●南洋群島内ニ於テ無料爲替ト爲シ得ル範圍ニ關スル件

昭和十五年十二月十六日
南洋廳令第四十五號

南洋群島内ニ於テ受授スル左記金員ハ特ニ無料爲替ト爲シ其ノ證書一枚ノ金額ニ制限ヲ附セズ但シ電信爲替ニ依ル場合ハ其ノ證書一枚ノ金額五千圓迄トス

- 一 南洋廳所屬歳入金、歳出金及右以外ノ現金ニシテ特ニ指定シタル國庫金ヲ現金出納官吏ト日本銀行バラオ代理店又ハ日本銀行トラツク代理店トノ間ニ受授スル金員

第十四章 選信 第一節 郵務

- 二 南洋廳所屬歳入金、歳出金及右以外ノ現金ニシテ特ニ指定シタル國庫金ヲ現金出納官吏相互間、現金出納官吏トバラオ支出官又ハトラツク支出官トノ間ニ受授スル金員
- 三 南洋廳所屬歳出金及右以外ノ現金ニシテ特ニ指定シタル國庫金ヲ日本銀行バラオ代理店又ハ日本銀行トラツク代理店ヨリ南洋群島内ニ在ル債主ニ對シ送付スル金員
- 四 南洋群島地方歳入金及歳出金ヲ地方費出納吏相互間ニ受授スル金員
- 五 郵便切手類及収入印紙買受代金ヲ特定郵便局ヨリ其ノ賣渡局ヘ送付スル金員

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年南洋廳令第四號ハ之ヲ廢止ス

●南洋群島内相互間ニ發著スル小包郵便物ノ料金

昭和十五年十一月十日
南洋廳令第三十三號

改正 昭和十七年第一四號	五百グ	一キログラム迄	二キログラム迄	三キログラム迄	四キログラム迄
普通	二十五錢	三十錢	四十五錢	六十錢	七十五錢
書留	四十錢	四十五錢	六十錢	七十五錢	九十錢

附則

本令ハ昭和十五年一月十六日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十一年南洋廳令第五號ハ之ヲ廢止ス

〔第六回追録〕

●南洋群島内相互間ニ發著スル郵便物ノ航空取扱ニ要スル料金

昭和十四年四月十日
南洋廳令第十七號

南洋群島内相互間ニ發著スル郵便物ノ航空取扱ニ要スル料金左ノ通定ム

印刷書狀ニ非ザル第一種	重量二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ	二十錢
第二種 往復葉書	往信又ハ返信ノ際各	十錢
第三種乃至第五種	重量六十グラム又ハ其ノ端數毎ニ	二十錢
小包郵便物	重量一キログラム迄	一圓五十錢
	重量一キログラムヲ超ユル五グラム又ハ其ノ端數毎ニ	七十五錢

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四章 選信 第一節 郵務

●外國小包郵便物ニ關スル料金

昭和三年二月二日
南洋廳告示第四號

- 改正 昭和四年第七號、五年第一號、七年第一三號、一二年第四號、一三年第六號、一五年第五二號
- 外國小包郵便物ニ關スル料金左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ實施ス
大正十二年五月南洋廳告示第六號ハ之ヲ廢止ス
- 一 内地ヲ經テ運送スル聯合條約又ハ海峽殖民地、香港若ハ「ツウイェト」社會主義共和國聯邦トノ約定ニ依ル外國小包郵便物ノ郵便料金ハ内地發各地宛ノモノニ對スル料金ニ左ノ金額ヲ加ヘタル額トス
- (一) 郵便料
- | | |
|-------------------|--------|
| 重量一「キログラム」迄ノモノハ | 六十四錢 |
| 重量三「キログラム」迄ノモノハ | 七十二錢 |
| 重量五「キログラム」迄ノモノハ | 八十八錢 |
| 重量十「キログラム」迄ノモノハ | 一圓六十八錢 |
| 重量一、五「キログラム」迄ノモノハ | 八十錢 |
| 重量三「キログラム」迄ノモノハ | 一圓 |
| 重量五「キログラム」迄ノモノハ | 一圓二十錢 |
| 香港トノ約定ニ依ルモノ | 八十錢 |
| 重量一、五「キログラム」迄ノモノハ | 一圓 |
| 重量三「キログラム」迄ノモノハ | 一圓 |

第十四章 選信 第一節 郵務

- 重量五「キログラム」迄ノモノハ 一圓二十錢
 - 重量十「キログラム」迄ノモノハ 一圓六十錢
 - 「ソウイェト」社會主義共和國聯邦トノ約定ニ依ルモノ
 - 重量一「キログラム」迄ノモノハ 八十四錢
 - 重量五「キログラム」迄ノモノハ 一圓
- (二) 價格表記料
表記金額三百法又ハ其ノ端數毎ニ十二錢
二 前號ノ外國小包郵便物ニ關スル料金ハ内地發各地宛ノモノニ對スル料金ニ同ジ

南洋廳郵便局郵便物區分規程

昭和十五年四月二十日 南洋廳訓令第三十號

拓殖部 郵便局

- 第一條 本規程ニ明示ナキ事項ハ明治四十一年選信省公達第五百三十七號郵便物區分規程ニ準ジテ之ヲ取扱フベシ
- 第二條 南洋群島内各局相互間發著郵便物
- 第一章 水路郵便線路ニ於ケル取扱方
 - 第一節 通常郵便
 - 第三條 普通郵便物ハ配達局毎ニ區分スベシ

第二十七條 内地ニ差立ツル航空郵便物ハ左記各號ニ依リ區分スベシ

- 一、書留又ハ價格表記ト爲サザル通常郵便物ハ左ノ區別ニ依ルベシ
 - (1) 東京市、横濱市、名古屋市、京都市、大阪市及神戸市ニ達スルモノ 凡ソ十通以上アルトキハ其ノ市毎ニ區分スベシ
 - (2) 前號ニ區分シタル以外ノモノニシテ同一ノ道府縣朝鮮臺灣樺太及關ノ道府縣ト看ニ達スルモノ凡ソ十通以上アルトキハ其ノ道府縣毎ニ區分スベシ
 - (3) 前各號ノ區分通數ニ滿タザルモノハ左ノ區域毎ニ區分スベシ

區	名宛受渡局
(イ) 區域ニ屬セザルモノ	神奈川局
(ロ) 東京府、山梨縣、長野縣、富山縣、新潟縣、群馬縣、栃木縣、茨城縣、埼玉縣、千葉縣、福島縣、宮城縣、岩手縣、山形縣、秋田縣、青森縣、北海道、樺太	東京中央局
- 二、書留又ハ價格表記ト爲シタル通常郵便物及小包郵便物ハ前號(3)ノ區分區域毎ニ區分スベシ
- 第二十八條 到着航空郵便物ハ各其ノ配達局宛區分スベシ
- 第二節 把束、合封及行囊ニ納メ方
- 第二十九條 第二十六條及第二十七條第一號ニ依リ區分シタル普通通常郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ把束ト爲スベシ但シ郵便物ノ形態又ハ重量等ノ關係ニ依リ把束ト爲スラ不便トスルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十條 第二十五條及第二十八條ニ依リ區分シタルモノハ左ノ各號ニ依リ取扱フベシ

第十四章 選信 第一節 郵務

一七一ノ二

- 第四條 書留及價格表記郵便物ハ配達局毎ニ區分スベシ
 - 第二節 小包郵便
 - 第五條 小包郵便物ハ配達局毎ニ區分スベシ
 - 第三節 把束
 - 第六條 第三條ニ依リ區分シタル普通通常郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ把束トスベシ但シ郵便物ノ形態又ハ重量等ノ關係ニ依リ把束ト爲スラ不便トスルモノハ此ニ限ニ在ラズ
 - 第四節 行囊ニ納メ方
 - 第七條 第三條ニ依リ區分シタル普通通常郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ大行囊ニ納メ締切ト爲スベシ
 - 第八條 第四條ニ依リ區分シタル書留及價格表記通常郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ赤行囊ニ納メ更ニ前條ノ大行囊ニ納ムベシ
 - 第九條 第五條ニ依リ區分シタル小包郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ大行囊ニ納メ締切ト爲スベシ
 - 第十條 第七條及第九條ノ場合ニ於テ通常郵便物ト小包郵便物ト合セテ一個ノ大行囊ニ納メ得ラルトキハ之ヲ合セテ納ムベシ
- 第三編 内地朝鮮臺灣樺太及關東州宛郵便物
 - 第一章 水路郵便線路ニ於ケル取扱方
 - 第一節 通常郵便物
 - 第十一條 東京及大阪市内ニ達スル普通郵便物ハ左記各號ニ依リ取扱フベシ
 - 一、東京市内ニ達スルモノ左ノ區域ニ平常凡ソ十通以上アルトキハ其ノ區域毎ニ區分スベシ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- 一、其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ通常郵便物大行囊ニ納ムル數量アルトキハ大行囊締切ト爲シ其ノ數量ニ滿タザルモノハ合封紙又ハ自行囊ニ納ムベシ
- 二、小包郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ自行囊又ハ大行囊ニ納ムベシ
- 三、書留及價格表記ト爲サザル通常郵便物、書留又ハ價格表記ト爲シタル通常郵便物及小包郵便物ニシテ區分先同一ナルモノハ前各號ニ拘ラズ合セテ一個ノ合封紙、自行囊又ハ大行囊ニ納ムルコトヲ得
- 第三十一條 第二十六條及第二十七條第一號ニ依リ區分シタル書留又ハ價格表記ト爲サザル通常郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ大行囊ニ納メ締切ト爲スベシ
- 第三十二條 第二十六條及第二十七條第二號ニ依リ區分シタル書留及價格表記ト爲シタル通常郵便物ハ其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ赤行囊ニ納メ締切ト爲シ更ニ之ヲ前條ノ大行囊ニ納入スベシ
- 第三十三條 第二十六條及第二十七條第二號ニ依リ區分シタル小包郵便物其ノ區分ノ異ルモノ毎ニ大行囊締切ト爲スベシ
- 第三十四條 第二十六條及第三十一條、第三十三條ノ場合ニ於テ通常郵便物ト小包郵便物ト合セテ一個ノ大行囊ニ納メ得ラルトキハ之ヲ合セ納ムベシ
- 第五編 外國宛郵便物
 - 第一章 通常局ノ取扱方
 - 第三十五條 通常郵便物ハ第三十七條ニ指定スル交換局ニ送付スベシ
 - 第三十六條 小包郵便物ハ第三十八條ニ指定スル交換局ニ送付スベシ

一七一ノ二ノ四

第三十七條 通常局ニ於テ外國郵便物ヲ差立スベキ交換局ヲ指定スルコト左ノ如シ

一、水路郵便線路

宛地名	交換局
蘭領東印度及比律賓群島	バラオ
英領ギルバート諸島	ヤルト
米領グアム島	サイパン

二、航空郵便線路

宛地名	交換局
葡萄牙領チモール島	ハラオ
前項以外ノ各地ハ横濱局ヲ交換局ト看做スモノトス	

第三十八條 通常局ニ於テ外國宛小包郵便物ヲ差立スベキ交換局ヲ指定スルコト左ノ如シ

宛地名	交換局
比律賓群島	バラオ
米領グアム島	サイパン

前項以外ノ各地宛ハ横濱局ト看做スモノトス

第三十九條 内地朝鮮臺灣樺太關東州及外國來郵便物

島宛郵便物ハ第二編ノ規定ニ準ジテ取扱フベシ

第七章 年賀特別郵便物及期間扱郵便物

第一章 通則

第四十條 年賀特別郵便物及十二月三十一日ヨリ翌年一月五日迄ノ間ニ内地内地ヲ經テ朝鮮臺灣樺太關東州滿洲ニ達スル普通通常郵便物ノ内左記各號ノ郵便物ヲ除キタルモノ以下單ニ期間扱ノ取扱方ハ本編ノ定

ムル所ニ依ルベシ

一、有封書狀、封緘葉書、官報、通信公報及日刊新聞紙

二、前號ノ外中華民國、滿洲國以外ノ外國宛郵便物

第四十一條 各水路便受渡局ハ年賀特別郵便物及期間扱郵便物ノ集中局トス

第四十二條 期間扱郵便物ハ第四十條ニ於テ除外シタル郵便物ト各別ニ取扱フベシ

第二章 集中局ノ取扱方

第一節 南洋群島内各局相互間發着

第四十三條 年賀特別郵便物ハ各配達局毎ニ區分シ其ノ局ニ宛送付スベシ

第二節 内地宛

第四十四條 集中局ニ於テハ左記各號ニ依リ取扱フベシ

一、東京及大阪市内ニ達スル郵便物ハ左ノ區別ニ依ルベシ

(1) 同一行政区ニ達スルモノ凡十通以上アルトキハ其ノ行政区毎ニ區分スベシ

(2) 前記ニ依リ區分シタルモノハ其ノ區分通數ニ滿タザルモノト合セ更ニ左ノ區域毎ニ區分スベシ

區名	宛名
(1) 麹町區、牛込區、四谷區、赤坂區、深川區、本所	東京中央局
區、淺草區、下谷區、本郷區、小石川區、向島區、葛飾區、城東區、江戸川區、大森區、蒲田區、品川區、荏原區、目黒區、世田谷區、澁谷區、澁橋區、中野區、杉並區、豐島區、板橋區、王子區、	

〔第六回追録〕

●郵便函、郵便切手類及收入印紙賣捌所配置手續

昭和十四年一月十日 南洋廳訓令第三號

拓殖部 郵便局

改正 昭和十七年第六七號

第一章

第一條 郵便函、郵便切手類及收入印紙賣捌所(以下單ニ賣捌所ト稱ス)ノ配置郵便切手類及收入印紙賣捌人(以下單ニ賣捌人ト稱ス)ノ選定ニ關シテハ郵便切手類及收入印紙賣捌規則並郵便切手類及收入印紙賣捌所規程ニ依ルノ外本手續ニ依リ處理スベシ

第二條 本手續ニ依リ難キ特殊ノ事情アルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ指揮ヲ受クベシ

第三條 天災事變其ノ他急遽ノ場合臨時措置ヲ要スルトキハ本手續ノ標準ニ拘ラズ適宜施行スルコトヲ得

第二章 郵便函ノ配置

第四條 郵便函ハ利便地域ノ戶數郵便函相互ノ距離其ノ他土地ノ狀況ヲ精査シ左ノ標準ニ依リ配置ス

一 市内地

郵便函相互ノ距離ハ二百米以上トス

第十四章 通信 第一節 郵務

二 市外地

1 人家連櫓又ハ集團セル地ハ市内地ノ例ニ準ズ

2 戶數三十戸以上ノ部落若ハ島嶼ハ一箇所トス

第五條 左記各號ノ一ニ該當スル箇所ハ前條ノ制限ニ拘ラズ配置スルコトヲ得

一 船客待合所及郵便物ヲ搭載セル船舶内

二 官公署、學校、工場其ノ他ニ進ズル營造物ノ附近

三 多數公衆ノ集合スル場所

第六條 郵便函ノ位置ハ左記各號ニ該當スル箇所ヲ選定スベシ

一 交通ノ要路ニ當リ衆目ニ觸レ易ク且ツ保護上安全ナル箇所

二 郵便物ノ投函及取集ニ利便ナル箇所

三 郵便柱函ハ道路取締上支障ナキ箇所

第七條 郵便函ハ柱函、掛函ノ二種トシ柱函ハ左記各號ニ該當スル地ニ設置ス

一 郵便局前

二 市内ニ於ケル主要ノ場所

三 右ノ外特殊ノ事由ニ依リ必要ト認メタル場所

第三章 賣捌所配置

第八條 郵便切手類賣捌所ハ郵便函ニ接近シ衆目ニ觸レ易キ位置ニシテ買受上利便ナル場所ヲ選定スベシ但シ郵便函ノ設置ナキ地域ト雖モ設置スルコトヲ得

第九條 收入印紙賣捌所ハ法院若ハ支應構内又ハ其ノ附近ニ於テ特ニ收入印紙賣捌ノ必要アル場所ニ限リ設置ス

第四章 賣捌人ノ選定

第十條 賣捌人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ選定スルコトヲ得ズ

一 賣捌所ニ常住セザルモノ若ハ學家不在勝ノモノ但シ法院及支廳構内ハ此ノ限ニ在ラズ

二 公衆ノ出入ニ不便ナル家ニ居住スルモノ又ハ不便ナル營業ヲナスモノ

三 郵便切手類及收入印紙ヲ汚損スベキ虞アル業務ヲ營ム者

四 通信ニ關スル罪ヲ犯シタルモノ及風評善シカラザルモノ

五 郵便切手類及收入印紙ヲ相當準用スベキ資力ナキ者

第十一條 郵便切手類賣捌人ヲ要スベキ郵便函ノ設アル船舶内ニ於テハ當該營業代理人官公署又ハ購買組合ニ在リテハ其ノ管理者ヲ賣捌人ニ選定スルコトヲ得

第五章 廢置手續

第十二條 郵便函及賣捌所ノ新設、移轉又ハ廢止セントスルトキハ附錄第一號様式ニ依ル圖面添附上申スベシ但シ賣捌所ノ新設、移轉又ハ廢止ノ場合ハ之レガ申請書又ハ届書ヲ添附スベシ

第十三條 郵便函及賣捌所原簿ハ附錄第二號様式ニ依ルベシ

第十四條 郵便函及賣捌所ノ新設、移轉又ハ廢止ノ場合ハ左記ニ依リ處理スベシ

一 郵便函ハ速ニ取付又ハ撤去スベシ

二 新賣捌人ニ對シ賣捌許可證及同規則書ヲ交付ト共ニ左記各項ヲ指示シ請書ヲ徵スベシ

(イ) 賣捌所ノ屬スル郵便函ノ位置、番號及保護上ノ注意

賣捌人ノ平素心得フベキ主要事項

買受方法

(ロ)(ハ)(ニ) 標札調製方法及之ガ揭示方位置ノ注意

第十五條 賣捌人賣捌許可ヲ取消サレタルカ又ハ廢業ノ場合ニ於テハ許可證ヲ引揚ゲ通信課ニ廻送シ規則書ハ自局ニ保管ノ上新賣捌人ニ交付スベシ

第十六條 賣捌人許可證ヲ亡失又ハ毀損シタル爲再渡ヲ申請シタルトキ又ハ轉居若ハ改氏名ノ爲許可證ノ書換ヲ申請スルトキハ亡失ノ場合ヲ除クノ外舊許可證ヲ添附シ事由ヲ具シ上申スベシ

第六章 雜則

第十七條 郵便區劃變更ノ爲郵便函又ハ賣捌所所在地ガ他局ノ所轄ニ移リタルトキハ其ノ郵便函及賣捌所位置、郵便函ノ種類、賣捌所氏名、設置年月日番號其ノ他必要事項ヲ當該局ニ通知シ所要物品ハ引繼手續ヲ爲スベシ

第十八條 特定郵便局ニ非ラザル郵便局(以下普通局ト稱ス)ハ其ノ局限リ郵便函及賣捌所ノ廢置變更ヲ爲スベシ但シ之ガ爲定員ニ異動ヲ來ス場合ハ認可ヲ受ケ處理スベシ

第十九條 普通局ニ於テ郵便函及賣捌所ノ廢置變更シタルトキハ附錄第二號様式ニ準ジ實施後直ニ報告スベシ

第二十條 第十二條、第十五條及第十六條ノ規定ハ普通局ニ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄第一號様式

〔第六回追録〕

- 一 買上ノ限度
- 一人一日額面額千圓迄但シ賜金國庫債ニ付テハ制限ヲ附セス
- 一 取扱郵便局
- 各郵便局

●郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂事務特別取扱

二 關スル料金

昭和十四年四月十五日 南洋廳告示第三十八號

改正 昭和十四年四月十五日、一六年第五九號、一七年第七四號 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂事務特別取扱ニ關スル料金左ノ通定ム

一 債券募集

イ 通常募集 募入ニ係ルモノハ 額面金額ノ一萬分ノ四十

但シ前回募入外レトナリタルモノニ對シ優先募入ノ條件ヲ付シ引

續キ次回ノ債券ヲ募集スル場合ニ於テ其ノ募入トナリタルモノニ

對シテハ前回ノ募入外レニ關スル料金ハ之ヲ徵收セズ

ロ 賣出募集 委託債券一通ニ付金五錢及賣渡金額ノ千分ノ十一ニ

相當スル金額

但シ貯蓄債券及報國債券ニ付テハ賣出債券一通ニ付額面金額一圓

迄ハ金三錢、同七圓五十錢迄ハ金八錢、同十五圓迄ハ金十三錢、

同三十圓迄ハ金二十錢

二 元利金支拂

第十四章 通信 第一節 郵務

支拂債券又ハ支拂利札若ハ支拂割増金附票一通ニ付金一錢及支拂金額ノ一萬分ノ十五ニ相當スル金額

〔第六回追録〕

●通信狀況調査規程

昭和十四年一月十日 南洋廳調令第一號

拓殖部 郵便局

改正 昭和十四年四月五日、一七年第二七號

第一條 郵便局ハ別紙様式ニ依リ自局取扱郵便物數、爲替貯金口數、電

報通數及保險契約受持口數等ヲ區内各字別ニ調査シ報告スベシ

第二條 前條ノ調査期間ハ毎年四月トス但シ計畫上特ニ必要ノ場合ハ交

通部長別ニ調査期及其ノ調査區域ヲ指定スルコトアルベシ

第三條 物數、口數及通數ノ所屬分類ハ左記各號ニ依ルベシ

一 普通々常郵便物ノ引受數ハ各郵便函毎ニ調査スルコト

二 前號ノ外引受數ハ差出人ノ居所ニ依ルコト

三 配達交付郵便物數ハ受取人ノ居所ニ依ルコト

四 爲替貯金其ノ他受入口數ハ振出預入人ノ居所ニ依ルコト

五 爲替貯金其ノ他拂出口數ハ受取人ノ居所ニ依ルコト

六 電報ノ通數ハ受發人ノ居所ニ依ルコト

第四條 報告書ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外六月二十五日迄ニ提出ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

局名	呼出符號	周波數 kc	電波型式	波長 m
トラツク、ラバウル	JRY	四〇三	A1	五四〇
ボナベ、クサイ	JRU	四〇三	A1	五四〇
ボナベ、ヤルト	JRT	四〇三	A1	五四〇
ボナベ、エニウエタ	JRX	四〇三	A1	五四〇
クサイ、ヤルト	JRY	四〇三	A1	五四〇
サイパン、船	無休	無休	無休	無休
ヤップ、船	無休	無休	無休	無休
パラオ、船	無休	無休	無休	無休

第三號 呼出符號及周波數(波長)表
(一) 移動業務用

局名	呼出符號	周波數 kc	電波型式	波長 m
アンガウル、船	JRW	四一三	A1	五四〇
トラツク、船	JRZ	四一三	A1	五四〇
ボナベ、船	JRV	四一三	A1	五四〇
ヤルト、船	JRZ	四一三	A1	五四〇
パラオ、各(ナンヨ)局	JRW	四一三	A1	五四〇

(二) 固定業務用

局名	呼出符號	周波數 kc	電波型式	波長 m
アンガウル	JRY	四〇三	A1	五四〇
トラツク	JRT	四〇三	A1	五四〇
ボナベ	JRU	四〇三	A1	五四〇
ヤルト	JRX	四〇三	A1	五四〇
サイパン	JRD	一三九	A1	二一四
サイパン	JRC	一〇九	A1	二七三
サイパン	JRB	九八	A1	三〇四
サイパン	JRP	六八	A1	四三九
サイパン	JRQ	七八	A1	三八四
サイパン	JRR	一〇六	A1	二八三
テニアン	JPA	一八五	A1	一五七
テニアン	JPB	五九四	A1	五〇一
ロタ	JPC	一七八	A1	一六六

局名	呼出符號	周波數 kc	電波型式	波長 m
ヤップ	JRM	五八〇	A1	五二〇
ヤップ	JRN	七五四	A1	三九七
ヤップ	JRP	九二〇	A1	三二六
ファイブ	JPF	五四二	A1	五五三
パラオ	JRH	八〇七	A1	四〇三
パラオ	JRI	一一八	A1	二五二
パラオ	JRJ	一二九	A1	二二二
パラオ	JRK	九〇六	A1	三三〇
アンガウル	JRY	一八五	A1	一六二
アンガウル	JRL	一〇九	A1	二八三
アンガウル	JRD	一〇六	A1	二八三
アンガウル	JRT	一〇一	A1	二九七
アンガウル	JPD	七三〇	A1	四一〇
アンガウル	JPE	九一四	A1	三二八

ポナベ	JPH	一四五二〇	二〇、六六
	JPL	一〇八八〇	二七、五七
クサイ	JRU	一〇九	二七、五二
	JKK	一五八五〇	二六、〇三
ヤルイト	JPG	一八九〇八〇〇	二四、二九八
	JRX	七六	三九、四七
ヤルイト	JPI	一八五八七〇〇	二五、一八六
		一九四六五〇〇	二五、〇七

南洋廳略名同文電報規則

大正十三年十月十五日
南洋廳令第十一號

改正 昭和十四年第二七號

- 第一條 南洋群島内ニ居住スル數人又ハ數箇所ニ宛同一略名ヲ使用シテ同文ノ電報ヲ發信セムトスル者ハ略名同文電報ノ取扱ヲ受クルコトヲ得
- 第二條 略名同文電報ノ發信ヲ取扱フ郵便局ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三條 略名同文電報ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル宛所略名表ヲ發信局ニ提出シ其ノ登記ヲ受クヘシ其ノ之ヲ増減變更セムトスルトキ亦同ジ
- 一 請求者ノ居所氏名
- 二 宛名所
- 三 前號ニ對スル略名
- 第三條 略名同文電報ニハ左ノ指定事項ヲ記入スヘシ
- 指定事項 略 符 號
- 略名同文電報 和文 歐文
リヨ GM
- 第四條 略名同文電報ハ略名ノ儘各宛所ニ配達又ハ交付ス
- 第五條 第二條ニ依リ登記ヲ受クル者ハ宛所略名表一件毎ニ年額二圓ノ登記料ヲ納付スヘシ
- 前項ノ登記料ハ毎年度四月一日其ノ一年度分ヲ納付スヘシ但シ登記ノ日カ年度ノ中途ヨリ始マルトキハ殘期六ヶ月未滿ナルトキハ半額六ヶ月以上ナルトキハ全額ヲ納付スヘシ

〔第六回追録〕

- 年度ノ中途ニ於テ略名ノ使用ヲ廢止スルコトアルモ既納ノ登記料ハ之ヲ還付セス
- 第二項ニ依リ登記料ヲ納付セサルトキハ其ノ登記ヲ取消スコトアルヘシ
- 第六條 略名同文電報ハ通常又ハ至急電報料ノ外左ノ料金ヲ附課ス
- 略名同文電報料 宛所一ヶ 金十錢
- 第七條 略名同文電報ニシテ不達ニ歸シタル場合ハ全部不達ノトキハ金額一部不達ノトキハ不達一ヶ所毎ニ略名同文電報料一ヶ所分ヲ差出人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手、通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス
- 附則 本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

南洋廳略名同文電報取扱規程

大正十三年十月十五日
南洋廳訓令第四十四號

改正 大正十四年第一七號、昭和十四年第四八號

- 第一條 略名同文電報ノ取扱方ハ本規程ニ據ルノ外一般ノ規定ニ依ルヘシ
- 第二條 略名同文電報取扱ノ登記ヲ請求スルモノアルトキハ宛所略名表(各局ニ配付)ニ登記料ヲ添ヘ提出セシメ他ノ略名ニ紛ルコトナク(要スル寫トモ)ニ登記料ヲ添ヘ提出セシメ他ノ略名ニ紛ルコトナク通信上錯誤ノ虞ナシト認ムルトキハ略名表寫ヲ各著信局ニ送付シ其ノ

- 到達スヘキ期日ヲ圖リテ施行期日ヲ定メ之ヲ略名同文電報登記簿ニ登記シ且之ヲ請求者ニ通知スヘシ
- 前項ニ依リ登記シタルトキハ其ノ要旨ヲ報告スヘシ
- 第三條 略名使用ノ廢止ヲ申出タルトキ又ハ略名同文電報規則第五條末項ニ依リ之ヲ取消シタルトキハ其ノ旨報告シ尙各著信局ニ通知スヘシ
- 第四條 略名同文電報ヲ頼信スルモノアルトキハ左ノ通り取扱フヘシ
- 一 頼信者及宛所名ハ登記済ノモノナルヤ否ヲ確ムヘシ
- 二 略名ノ記載方等ハ略名同文電報規則第二條及第三條ニ適合スルヤ否ヲ調査シ宛所略名表ニ依リ宛所數ヲ決定シ其ノ數ヲ頼信紙餘白ニ附記シテ之ニ相當スル略名同文電報料ヲ附課徴收スヘシ
- 第五條 略名同文電報ヲ傳送セムトスルトキハ電報傳送規程第三條第一項ニ依リ放送スヘシ
- 第六條 各局ニ於テ前條ノ放送ヲ受信シタルトキハ宛所略名表ニ依リ自局著信アルコトヲ確メ宛所數ニ相當スル電報通數ヲ著送紙ニ謄寫シ略名ノ儘宛所ニ配達又ハ交付スヘシ
- 前項ニ依リ配達又ハ交付シタル電報ハ一宛所毎ハ著信一通トシ其ノ著信原書ハ著信番號順ニ依リ處理スヘシ
- 第七條 略名同文電報登記料ヲ收納シタルトキハ電報取扱規程第三百五十九條ニ準シ處理スヘシ
- 附則 本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

同	J P G	(短波)
ヤルト	J R X	(短波)
同	J P I	(短波)
テニアン	J P A	(短波)
同	J P B	(短波)
ロ	J P C	(短波)
フアイス	J P F	(短波)
クサイ	J P K	(短波)

括弧内數字ハ一秒時ニ於ケル「キロサイクル」ヲ以テ示シタル割當周波數トス

四 託送發受所

發受所名	呼出符號	對電話官署ノ發受電報ノ種類
帆船丸託送(南洋眞珠貝採取業)	J Y C L	各海岸局及和文電報
エボン丸託送(南興水産株式會社)	J A H G	同
オレイイ託送(南洋眞珠貝採取業)	J P O	同
南賀海丸託送(南賀汽船株式會社)	J I J K	同
エニウエタツク託送(南洋眞珠貝採取業)	J P N	同

トコベ託送(南洋眞珠貝採取業)	J P Q	同
カロリン丸託送(南賀汽船株式會社)	J I Y K	同
ソソル丸託送(南洋眞珠貝採取業)	H M A	同
ニウギニア丸託送(日本眞珠株式會社)	J B O H	同
第五アラフラ丸託送(日本眞珠株式會社)	J H V P	同
第一南光丸託送(第一南光丸)	J W V Q	同
第二南光丸託送(第二南光丸)	J A S E	同
第三南光丸託送(第三南光丸)	J W U Q	同
第四南光丸託送(第四南光丸)	J W Z Q	同
第五南光丸託送(第五南光丸)	J W Y Q	同
南雄丸託送(南洋眞珠貝採取業)	J R Z J	同
クツル丸託送(南洋眞珠貝採取業)	H M B	同
第一南陽丸託送(第一南陽丸)	T D Q R	同

〔第六回追録〕

第十一南光丸託送(第一南光丸) J D X R 同 右 同 右

放送無線電報交付電信官署

昭和九年十二月一日 南洋廳告示第二十三號

改正 昭和二年第三五號

無線電報規則第三十八條ニ依ル陸上宛放送無線電報ノ交付電信官署左ノ如シ

- オ郵便局
- トラツク郵便局
- サイパン郵便局
- ヤツア郵便局
- アンガウル郵便局
- ボナベ郵便局
- ヤルイト郵便局
- テニアン郵便局
- タ郵便局

無線電報規則第四十五條ニ依リ海軍無線電報ヲ送受スル電信官署名ノ件

昭和十六年五月二十九日 南洋廳告示第四十九號

無線電報規則第四十五條ニ依リ無線電報料ヲ課セズシテ海軍用無線電報ヲ送受スル電信官署名左ノ如シ

サイパン郵便局、ヤツア郵便局、バラオ郵便局、アンガウル郵便局、トラツク郵便局、ボナベ郵便局、ヤルイト郵便局

電報規則第五百二十二條ニ依ル電話加入者ノ託送電報ヲ取扱フ郵便局ノ件

昭和四年十二月一日 南洋廳告示第八號

電報規則第五百二十二條ニ依ル電話加入者ノ託送電報ヲ取扱フ郵便局ノ左ノ通定ム

サイパン郵便局

南星丸無線電信取扱所設置ノ件

昭和十三年十一月十日 南洋廳告示第七十四號

改正 昭和十四年第五六號、第七四號、一七年第二四號

昭和十三年十一月七日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置セリ

名	稱	位	置	定	發	港	電	報	取
南星丸無線電信取扱所	南賀汽船株式會社	所屬汽船	南星丸	バラオ	和文電報				

南星丸無線電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十七年三月六日 南洋廳訓令第十五號

左記電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱左ノ通定メ公布ノ日ヨリ

之ヲ施行ス

南星丸無線電信取扱所(南賀汽船株式會社) 南星丸 所屬汽船南星丸) ナンボウ ナンセイイマル

●ぬま丸無線電信取扱所設置ノ件

昭和十五年四月二十日 南洋廳告示第二十九號

昭十五年五月一日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置ス
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
ぬま丸無線 松江春次郎 バラオ 和文電報
電信取扱所 帆船ぬま丸

●ぬま丸無線電信取扱所ノ電報 傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十五年四月二十日 南洋廳訓令第二十八號

左記電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ヲ左ノ通定メ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

ぬま丸無線電信取扱所(松江春次郎) 帆船ぬま丸) 傳送上用フベキ特別名稱
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
ぬま丸無線 松江春次郎 バラオ 和文電報
電信取扱所 帆船ぬま丸

●電報傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十四年三月一日 南洋廳訓令第十八號

郵便局

左記郵便局ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ヲ左ノ通定ム

局 名 傳送上用フベキ特別名稱
クサイ郵便局 ナンヨウクサイ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝日丸無線電信取扱所設置ノ件

昭和十六年十一月二十六日 南洋廳告示第一百十一號

昭和十六年十一月二十六日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置セリ
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
朝日丸無線電信取扱所(日本眞珠株式會社所屬) 帆船 朝日丸 和文電報

●朝日丸無線電信取扱所ノ電報 傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十六年十一月二十六日 南洋廳訓令第六十八號

左記電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ヲ下記ノ通定メ昭和十六年十一月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

朝日丸無線電信取扱所(日本眞珠株式會社所屬) 帆船 朝日丸) 傳送上用フベキ特別名稱
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
朝日丸無線電信取扱所(日本眞珠株式會社所屬) 帆船 朝日丸 和文電報

〔第六回追録〕

●静海丸無線電信取扱所設置ノ件

昭和十六年十月二十七日 南洋廳告示第九十七號

昭和十六年十一月一日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置ス
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
静海丸無線電信取扱所(南賀汽船株式會社所屬) 汽船 静海丸 和文電報

●静海丸無線電信取扱所ノ電報 傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十六年十月二十七日 南洋廳訓令第六十一號

左記電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ヲ左ノ通定メ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

静海丸無線電信取扱所(南賀汽船) 静海丸) 傳送上用フベキ特別名稱
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
静海丸無線電信取扱所(南賀汽船) 汽船 静海丸 和文電報

●瑞鳳丸無線電信取扱所設置ノ件

昭和十六年五月十日 南洋廳告示第三十三號

昭和十六年五月二十日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置ス

第十四章 通信 第二節 電信

〔第六回追録〕

瑞鳳丸無線電信取扱所(南洋廳水産試験場長所屬) 帆船 瑞鳳丸) 和文電報

●瑞鳳丸無線電信取扱所ノ電報 傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十六年五月十日 南洋廳訓令第三十一號

左記電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ヲ下記ノ通定メ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

瑞鳳丸無線電信取扱所(南洋廳水産試験場長所屬) 帆船 瑞鳳丸) 和文電報

●南拓丸無線電信取扱所設置ノ件

昭和十六年五月二十一日 南洋廳告示第四十號

昭和十六年六月一日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置ス
名 稱 位 置 定繁港 電報取扱種別
南拓丸無線電信取扱所(南洋汽船株式會社所屬) 汽船 南拓丸 和文電報

●南拓丸無線電信取扱所ノ電報 傳送上用フベキ特別名稱ノ件

昭和十七年十月九日
南洋廳訓令第八十五號

左記電信取扱所ノ電報傳送上用フベキ特別名稱ヲ下記ノ通定メ昭和十七年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

所 名 傳送上用フベキ特別名稱
南拓丸無線電信取扱所(南洋汽船株式會社所屬) ナンタクマル

●艦船發著無線電報取扱上用フ ベキ海岸局名ノ件

昭和十五年九月一日
南洋廳訓令第四十三號

左記郵便局ノ艦船發著無線電報取扱上用フベキ海岸局名ヲ左ノ通定ム

局名	艦船發著無線電報取扱上用フベキ海岸局名
サイパン郵便局	サイパンムセン
ヤップ郵便局	ヤップムセン

バラオ郵便局	バラオムセン
アンガウル郵便局	アンガウルムセン
トラツク郵便局	トラツクムセン
ボナベ郵便局	ボナベムセン
ヤルトリ郵便局	ヤルトリムセン

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●南洋群島ニ於ケル電報取扱制 限ニ關スル件

昭和十六年七月三十一日
南洋廳告示第六十五號

昭和十六年八月一日ヨリ昭和十六年通信省令第七十五號ニ依ル電信電話ノ取扱制限中私報ハ日本語ノ普通辭ヲ以テ記載シタルモノノ外之ガ取扱ヲ爲サズ但シ特ニ承認シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
昭和十六年南洋廳告示第六十一號ハ之ヲ廢止ス

〔第六回追録〕

第三節 電話

●南洋群島電話規則

昭和二年七月二十五日
南洋廳令第三號

改正 昭和四年第一號、六年第一〇號、一三年第五號、一五年第三七號、第五四號、一七年第一號、五一號

第一章 電話加入

第一節 通則

第一條 電話ノ加入區域及電話取扱郵便局ハ別ニ之ヲ告示ス

事業上及工事上支障ナシト認ムルトキハ電話加入區域ニ拘ラス加入セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル加入申込者又ハ加入者ハ當該郵便局ノ指示スル所ニ從ヒ加入區域外ニ屬スル一切ノ設備及維持ヲ爲スカ又ハ其ノ設備ニ要スル物件、勞力ヲ無償提供スヘシ

第十四章 通信 第三節 電話

〔第六回追録〕

便局ノ指示スル所ニ從ヒ加入區域外ニ屬スル一切ノ設備及維持ヲ爲スカ又ハ其ノ設備ニ要スル物件、勞力ヲ無償提供スヘシ

第二條 電話加入ハ單獨及連接ノ二種トス但シ自働式電話交換ニ依ル場合ハ單獨加入ニ限ル

單獨加入トハ一加入ニ付一回線ヲ有スルモノヲ謂ヒ連接加入トハ一回線ニ連接シテ別ニ一加入ヲ爲スモノヲ謂フ

第三條 加入者ハ一加入ニ付一人タルベシ

社寺、學校、組合又ハ團體ニシテ法人ニ非サルモノハ當該郵便局ニ於テ適當ト認ムルモノニ限リ其ノ名ニ於テ加入セシムルコトアルヘシ前項ニ依ル加入者ハ料金納付其ノ他一切ノ責任セシムル爲代表者一人ヲ選定シ届出ツヘシ代表者ヲ變更スル場合亦同シ

第四條 連接加入ハ單獨加入一箇ニ付一箇ヲ限リ連接スルモノトス

連接加入ハ連接ヲ爲スヘキ單獨加入(以下本加入ト稱ス)ト同一人ナルカ又ハ本支店若ハ之ニ準スヘキ關係ノモノナルコトヲ要ス

連接加入ノ電話機設置場所ハ本加入ノ電話機設置場所ヨリ直線距離三百メートル以内タルヘシ但シ南洋廳長官ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

連接加入ト單獨加入トハ相互變更スルコトヲ得ズ

本加入者ハ連接加入者ト連帶シテ連接加入ニ關スル義務ヲ負ヒ連接加入者ノ差出ス書類ニ連署スヘシ

第五條 南洋廳長官必要ト認ムルトキハ電話加入區域外ノ加入者ニ對シ

第二條及第四條ノ規定ニ拘ラス特別ノ方法ヲ設ケ又ハ設備、通話ニ關シ制限ヲ附シ若ハ特別ノ料金ヲ徴收スルコトアルヘシ

公衆電話所ニ依ル通話料ハ所屬郵便局ノ指定スル方法ニ依リ通話ノ際之ヲ納ムヘシ

第三十五條 電話ニ關スル料金左ノ如シ

- 一 加入登記料
 - 單獨加入 甲地 十五圓 乙地 十圓
 - 連接加入 甲地 六圓 乙地 五圓
- 二 電話架設料
 - 單獨加入
 - 郵便局ト機械設置場所トノ距離
 - 六百メートル迄 甲地 二百五十圓 乙地 百六十圓
 - 六百メートルヲ超ユルトキハ百メートル毎ニ
 - 甲地 十二圓 乙地 十二圓
 - 連接加入
 - 本加入トノ距離
 - 三百メートル迄 甲地 六十五圓 乙地 五十五圓
 - 三百メートルヲ超ユルトキハ百メートル毎ニ
 - 甲地 十二圓 乙地 十二圓
 - 機械移轉ノ爲其ノ距離ノ増加スル場合
 - 郵便局トノ距離
 - 單獨加入ハ六百メートル連接加入ハ三百メートル
 - ルヲ超ユルトキハ百メートル以内ヲ増ス毎ニ 十二圓
 - 三 電話機設備料
 - 電話機一箇ニ付 四十圓

四 電話使用料

- 單獨加入 年額 甲地 百圓 乙地 八十四圓
- 連接加入 年額 甲地 五十圓 乙地 四十二圓
- 五 附加使用料
 - 卓上電話機 年額 二十二圓
 - 乙種増設電話機 一箇ニ付 年額 (普通) 二十四圓 (卓上) 三十四圓
 - 甲種増設電話機 一箇ニ付 年額 十二圓
 - 私有電話機ヲ加入電話機ニ増設シタル場合ハ私設電話機接続ノ料金ニ準ズ
 - 増設受話器 一箇ニ付 年額 五圓
 - 増設電鈴 一箇ニ付 年額 五圓
 - 官廳用又ハ私設電話機接続 一箇ニ付 年額 十二圓
 - 六 名義書替料 一件ニ付 七圓
 - 七 電話番號簿掲載料
 - 他人名義掲載 一加入ニ付 年額 十圓
 - 重複掲載 一箇所ニ付 年額 三圓
 - 増設又ハ接続電話機設置場所掲載 一箇所ニ付 年額 一圓
 - 八 機械移轉料
 - 電話機ノ同一邸宅若ハ構内ノ移轉及一時撤去 一箇ニ付 七圓
 - 電話機ノ他邸宅若ハ他構内ヘノ移轉 一箇ニ付 三十五圓
 - 増設電話機ノ移轉又ハ一時撤去 一箇ニ付 七圓
 - 増設電鈴ノ移轉又ハ一時撤去 一箇ニ付 四圓
 - 附屬物品ノ移轉又ハ一時撤去 一箇ニ付 四圓

(第六回追録)

九 線路維持料

- 加入區域外線路(接続スル加入區域ノ極柱ヨリ測定ス)
 - 三千メートル迄 百メートル迄毎ニ 年額 五圓
 - 三千メートル以上 百メートル迄毎ニ 年額 二圓
 - 二萬メートル迄 百メートル迄毎ニ 年額 一圓
 - 二萬メートル以上 百メートル迄毎ニ 年額 一圓
- 十 通話料
 - 一通話ニ付 十錢

前項第一號、第二號及第四號ノ土地ノ區別ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ標準ニ依リ之ヲ定メ告示ス

- 甲地 加入二百以上
- 乙地 加入二百未満

第三十六條 電話ニ關スル料金ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外通貨ヲ以テ

納ムヘシ但シ加入登記料、名義書換料、機械移轉料及郵便局内設置ノ

第三十七條 加入者加入ヲ脱退シ又ハ脱退セシメラタルトキ若ハ除名

セラレタルトキ不納ノ料金アル場合ハ納付期日ニ拘ラス之ヲ納ムヘシ

第四章 料金ノ免除及還付

第三十八條 南洋廳長官ニ於テ通信事務上必要ト認ムル加入ニ對シテハ

料金ヲ課セス

通話障害ノ事故及火災其ノ他危急ノ際電信電話ノ線路、機械ノ保護ニ

第三十九條 左ノ場合ニ於ケル當該料金ハ各納期ノ日割ヲ以テ之ヲ免除

ス

(第六回追録)

- 一 第二十四條ニ依リ連接加入消滅シタルトキハ其ノ消滅シタル翌日以後ニ係ル電話使用料及附加使用料
- 二 電話ノ不通十五日以上ニ互リタルトキハ其ノ不通期間ニ係ル電話使用料但シ不通力加入者ノ責ニ歸スヘキ原因ニ依ルトキ及加入者カ復舊工事ノ延期ヲ請求シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前項第二號ノ不通期間ハ當該郵便局ニ於テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ起算ス
- 第四十條 左ノ料金ハ之ヲ免除又ハ減額セス
 - 一 加入者脱退シ又ハ脱退セシメラレタルトキ若ハ除名セラレタルトキノ既納及不納ノ料金
 - 二 一會計年度ノ中途ニ於テ掲載ヲ廢止シタル場合ノ電話番號掲載料
 - 三 通話停止期間中ノ電話使用料、附加使用料及路線維持料
 - 四 納期ノ中途ニ於テ附加使用料ノ減少又ハ消滅スヘキ事實ノ生シタル場合ニ於テ其ノ期間ニ屬スル附加使用料
- 第四十一條 左ノ料金ハ納付人ノ請求ニ依リ通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス
 - 一 郵便局ノ過失ニ因リ收納シタル過納及誤納ノ料金
 - 二 第三十九條ニ依リ免除シタル場合ニ於ケル既納料金
 - 三 加入申込後二年ヲ經過スルモ架設セサル爲其ノ申込ヲ取消シタルトキ及加入申込者法人ニシテ解散ノ爲加入申込ヲ取消シタルトキニ於ケル加入登記料
 - 四 第二十四條ニ依リ加入申込ノ消滅シタル場合ニ於ケル加入登記料
 - 五 掲載手續著手前ニ取消シタル場合ニ於ケル電話番號簿掲載料

六 工事著手前ニ取消シタル場合ニ於ケル機械移轉料及之ニ伴フ電話架設料

第四十二條 左ノ料金ハ不承認通知ノ際郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

一 第十五條ノ場合ニ於テ電話機等ノ移轉ヲ承認セザリシトキノ機械移轉料

二 第二十條ノ場合ニ於テ加入讓渡ヲ承認セザリシトキノ名義書換料

第四十三條 第四十一條ニ依リ料金ノ還付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ期間内ニ之ヲ納付シタル郵便局ニ請求スヘシ此ノ期間内ニ請求ヲ爲ササルトキハ權利ヲ拋棄シタルモノト看做ス

一 第一號及第二號ノ場合ハ料金納付ノ日ヨリ五月間

二 第三號乃至第六號ノ場合ハ取消請求又ハ加入申込消滅ノ日ヨリ六十日間

交通ノ關係其ノ他特別ノ事情アリト認メタルトキハ前項ノ期間ニ拘ラズ請求ヲ受理スルコトアルヘシ

第五章 禁止及處分

第四十四條 加入者ハ報酬ヲ受ケテ其ノ電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受クル者ニ之ヲ貸與スヘカラス

第四十五條 加入者ハ當該局ノ指示スル方法ニ依リ機械ヲ取扱ヒ通話ノ妨害トナルカ如キ所爲アルヘカラス

第四十六條 加入者ハ其ノ邸宅内若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ取外シ若ハ移轉シ又ハ其ノ裝置法ヲ變更シ若ハ之ヲ分解スヘカラス但シ水火災其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ目的ニ出テタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

加入者ハ其ノ邸宅内若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械及物品ノ裝置シアリタル遺留物ヲ原狀ニ修復スルノ責ニ任セス

第五十三條 郵便局ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責任ヲ負フ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際移管シタル官廳用電話ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

附則(昭和十三年南洋廳令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依ル電話加入申込又ハ電話加入ハ本令ニ依リ加入申込又ハ加入ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル加入申込ニシテ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ其ノ申込ヲ取消ス者アルトキハ請求ニ依リ其ノ加入登記料ヲ還付ス

加入者ハ其ノ邸宅内若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

第四十七條 加入者ハ身分ヲ證明シタル證書ヲ携帯スル郵便局ノ吏員又ハ所屬員ニ對シ其ノ電話線、電話機及附屬物品ノ點檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十八條 加入者ノ故意又ハ過失ニ依リ其ノ邸宅内若ハ構内ニ在ル電話線、電話機又ハ附屬物品ヲ亡失毀損シタルトキ若ハ第四十六條ニ違反スル所爲ニ依リ復舊工事を要スルトキハ其ノ補充若ハ修繕ニ要スル費用ハ加入者之ヲ辨償スヘシ

第四十九條 加入者電話ニ關スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ又ハ前條ノ補修費ヲ指定ノ期日迄ニ辨償セザルトキハ其ノ滞納期間通話ヲ停止シ又ハ情狀ニ因リテハ通話停止前若ハ停止中ト雖加入ヲ除名スルコトアルヘシ

第五十條 加入者死亡ノ場合ニ於テ第二十一條ノ届出ナキトキハ除名スルコトアルヘシ

第五十一條 第四十四條乃至第四十七條ニ違反シタルトキハ三月以内通話ヲ停止シ又ハ加入ヲ除名スヘシ

起算シ一年間加入者タルコトヲ得ス

加入後前項ノ規定ニ該當スル者ナルコト判明シタルトキハ該加入者之ヲ取消ス

第六章 雜則

第五十二條 郵便局又ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械及物品ノ裝置シアリタル遺留物ヲ原狀ニ修復スルノ責ニ任セス

第五十三條 郵便局ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責任ヲ負フ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際移管シタル官廳用電話ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

附則(昭和十三年南洋廳令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依ル電話加入申込又ハ電話加入ハ本令ニ依リ加入申込又ハ加入ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル加入申込ニシテ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ其ノ申込ヲ取消ス者アルトキハ請求ニ依リ其ノ加入登記料ヲ還付ス

品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械及物品ノ裝置シアリタル遺留物ヲ原狀ニ修復スルノ責ニ任セス

第五十三條 郵便局ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責任ヲ負フ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際移管シタル官廳用電話ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

附則(昭和十三年南洋廳令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依ル電話加入申込又ハ電話加入ハ本令ニ依リ加入申込又ハ加入ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル加入申込ニシテ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ其ノ申込ヲ取消ス者アルトキハ請求ニ依リ其ノ加入登記料ヲ還付ス

品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械及物品ノ裝置シアリタル遺留物ヲ原狀ニ修復スルノ責ニ任セス

第五十三條 郵便局ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責任ヲ負フ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際移管シタル官廳用電話ニ對シテハ加入登記料及電話架設料ヲ徵收セス

附則(昭和十三年南洋廳令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依ル電話加入申込又ハ電話加入ハ本令ニ依リ加入申込又ハ加入ト看做ス

電話事務規程

昭和二年七月二十五日 南洋廳訓令第十八號

改正 昭和四年第八號、六年第三六號、一三年第一〇號、一七年第七四號

郵便局

第一章 總則

第一條 電話事務ノ取扱方ニ關シテハ別ニ規定アルモノヲ除ク外本規程ニ依ルヘシ

第二條 電話交換ノ取扱上知得シタル事項ハ之ヲ他人ニ漏洩スヘカラス

第三條 南洋群島電話規則(以下單ニ規)ニ依リ請求又ハ届出ハ書面(第九號様式乃至第十八號様式)ニ依ラシムヘシ但シ規則ニ定ムル要件ヲ具備スルモノハ本條ノ様式ニ依ラサルモノト雖受理スヘシ

加入申込者又ハ加入者ヨリ提出スル書類ニハ印鑑ト同一ノ印章ヲ押捺セシムヘシ但シ島民及外國人ハ署名ヲ以テ調印ニ代用スルコトヲ得

法人ノ差出ス書面ニハ其ノ取締役、支配人、清算人其ノ他代理權限アル者ヲシテ其ノ法人名及其ノ代表資格ヲ肩書シタル上記名押捺セシムヘシ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

社寺、學校、組合又ハ團體ニシテ法人ニ非サルモ之ニ準スルモノ(以下單ニ準法人ト稱ス)ノ差出ス書面ニハ其ノ準法人名ヲ肩書シタル代表者ヲシテ記名捺印セシムヘシ

第四條 前條ノ書面ノ提出アリタルトキハ規則ニ適合スルヤ否ヲ調査シタル後受理スヘシ

第五條 加入者ヨリ受理シタル申込、請求又ハ届出ニシテ工事ヲ要スルモノハ其ノ受理ノ順序ニ從ヒ之ニ著手スヘシ但シ工地上之ニ依リ難キ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 特別ノ調査又ハ設計ヲ要スル工事ニ關シテハ豫メ南洋廳長官ノ指揮ヲ受クヘシ

第七條 電話取扱郵便局(以下單ニ電話取扱局ト稱ス)ハ左ノ帳簿ヲ設備スヘシ

一 電話事務決議簿(第一號) 受理シタル事件ノ處理其ノ他一切ノ事項ヲ登記ス

二 電話加入申込原簿 電話加入申込書及其ノ異動ニ關スル書類ヲ以テ代用シ之ニ目次(第二號)ヲ附スヘシ

三 加入電話原簿(第三號) 加入電話ノ開通及其ノ異動事項ヲ登記ス

四 電話番號簿(第四號) 電話ノ開通、脱退、除名、機械ノ變更、増設、移轉、撤去、其ノ他工事ヲ要スル事項ヲ登記ス

五 印鑑簿(第八號) 印鑑ハ電話番號順ニ又電話未開通ノモノハ加入申込順ニ整理スヘシ

第二章 電話加入

ノ無償提供ノ申出アリタルトキハ當該郵便局長其ノ適否ヲ調査シ之ヲ處理スヘシ

第十條ノ二 前二條ニ依リ物件、勞力ノ無償提供ヲ受理スルニ決シタルトキハ其ノ品目、數量、納付場所及納付期日ヲ提供者ニ通知シ其ノ納付ヲ受クル場合ハ品目、數量、價格等ヲ詳記シタル納付書ニ對照シテ現品ヲ受領スヘシ

第十條ノ三 第九條及第十條ニ依リ許可又ハ承認シタルトキハ直ニ其ノ工事ニ關スル設計書、工事計畫圖、工費任譯書其ノ他必要ナル書類ヲ調製シ南洋廳長官ニ報告スヘシ

第十一條 電話開通順序ノ線上線下ハ當該郵便局長之ヲ決定スヘシ但シ其ノ變更ハ同一年度内開通豫定者相互間ニ限ル

第十二條 電話開通工事ニ著手セムトキハ電話架設料及電話機設備料納入後豫メ其ノ著手月日ヲ申込者ニ通知スヘシ但シ連接加入ナルトキハ本加入者(連接加入者ト同一)ニモ之ヲ通知スヘシ

第十三條 電話開通ノ設備ヲ完了シタルトキハ加入電話原簿ニ記入シ電話番號ヲ定メ電話開通月日ト共ニ之ヲ加入申込者ニ通知スヘシ但シ連接加入ナルトキハ前條但書ノ例ニ依ル

第十四條 電話開通シタルトキハ加入申込原簿ニ開通年月日及電話番號ヲ記入シ又線上線下ヲ爲シタル場合ハ其ノ事由ヲ朱書スヘシ

第十五條 電話番號ノ選定ハ左記ニ依リノ外開通ノ順序ニ從ヒ若シ多數同時ニ開通スル場合ハ申込登記番號順ニ從ヒ當該郵便局長之ヲ決定ス

第十四章 通信 第三節 電話

第八條 電話加入申込書ハ之ヲ受理シタル順位ニ依リ登記番號ヲ付シテ整理シ電話加入申込原簿ニ代用スヘシ

加入申込書ニ異動ヲ生シタル書面ハ申込書ト共ニ整理スヘシ

電話加入申込書ニ添附シタル印鑑ハ別ニ印鑑簿ニ整理スヘシ

加入讓渡承認請求又ハ加入繼承若ハ代表者變更等ノ場合ニ於テ之カ印鑑ヲ徵シ置クヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

加入申込者又ハ加入者官公署ニシテ印章對照ノ必要ナシト認ムルモノハ印鑑徵收ヲ省略スルコトヲ得

第八條ノ二 規則第七條第二項ニ依リ加入申込ヲ受理シ得サルトキハ局前掲示ヲ爲シ且適宜ノ方法ニ依リ之ヲ一般ニ周知スヘシ

第九條 電話加入區域外ニ於ケル加入申込ヲ受ケタルトキハ左ノ取扱フヘシ

一 加入申込書ト共ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ差出サシメ當該郵便局長審査ノ上其ノ許可ヲ決定スヘシ

(一) 加入區域外ニ屬スル設備及維持ヲ自辨スルヤ又ハ物件、勞力ヲ無償提供スルヤノ別

(二) 電話機械設置場所ト最近電話加入區域境界トノ距離(連接加入トキハ本加入)及其ノ線路經過地ヲ表示シタル圖面(入ナルルトノ距離)

加入申込ヲ承認スルトキハ第八條ニ準シ取扱ヒ承認セサルモノナルトキハ其ノ旨加入申込者ニ通知シ其ノ申込書ハ事由ヲ附記シテ別ニ整理スヘシ

第十條 加入申込者又ハ加入者ヨリ規則第十二條但書ニ依リ物件、勞力

ノ無償提供ノ申出アリタルトキハ當該郵便局長其ノ適否ヲ調査シ之ヲ處理スヘシ

一 單獨加入ニハ一加入毎ニ一箇ノ番號ヲ附スヘシ

二 連接加入ニハ本加入ノ番號ヲ附スヘシ

電話事務用ノ電話ニハ左ノ番號ヲ附スヘシ

交換事務用 二〇〇番

電話受付用(交換事務用ト兼用ス) 二五〇番

障礙試驗用(ルトキハ本番ヲ除ク) 二六〇番

第十六條 電話番號簿ハ毎年四月一日現在ニ依リ之ヲ發行スヘシ

電話番號簿發行後加入電話ノ異動ヲ加入者ニ通知スル必要アリト認メタルトキハ電話番號簿追録ヲ發行スヘシ

第十七條 電話番號簿ハ加入者名義ノ五十音順ニ依リ配列記載シ左記ノモノニ對シテハ當相ノ記號ヲ附スヘシ但シ加入者少數ナルトキハ便宜ノ配列ニ依リ記載スルコトヲ得

一 連接加入者ハ(一)ヲ以テ番號ヲ附ミ本加入者ト區別ス

二 重複掲載ノモノハ一箇所以外ノ氏名ノ上ニ(二)ノ記號

三 甲種増設電話機又ハ接續電話機ノ設置場所ハ其ノ屬スル加入電話ノ次ニ列記シ之ニ(三)ノ記號

電話番號簿ニハ必要ニ應ジテ電話ニ關スル法規、加入區域、料金及加入者注意事項等ヲ附記スルコトヲ得

第十八條 年度ノ中途ニ於テ電話番號簿掲載事項ニ關スル請求アルトキハ電話番號簿追録ニ掲載スルコトアルヘキ旨ヲ告ケテ之ヲ受理スヘシ

第十六回追録

第十七回追録

第十八回追録

第十九回追録

第二十回追録

第二十一回追録

第二十二回追録

第二十三回追録

第二十四回追録

第二十五回追録

電話番號簿追録ニ掲載シタルトキハ電話番號簿ニ掲載シタルモノト看做ス

第十九條 電話番號簿及其ノ追録ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ無料ニテ配付ス

- 一 當該郵便局所屬加入者ニ對シ一加入ニ付一部
二 増設及接續電話機一箇ニ付一部
三 通信事務用ニ供スルモノハ其ノ必要ナル部數
電話番號簿ハ前項ニ依ルモノノ外賣捌クコトヲ得
電話番號簿ヲ買受ケタル者ニ對シテハ成ルヘク其ノ部數ニ應シ次期改刷迄電話番號簿ノ加除訂正書ヲ送付スヘシ

第二十條 加入讓渡ノ請求ヲ受理シ之ヲ承認シタルトキハ其ノ旨ヲ新舊加入者ニ通知シ尙加入電話原簿ヲ訂正スヘシ

第二十一條 加入申込ノ取消又ハ加入脱退ノ届出ヲ受理シタルトキハ加入申込原簿又ハ加入電話原簿ヲ抹消シ且其ノ年月日理由ヲ附記スヘシ

第二十二條 規則第二十三條ニ依リ加入申込ヲ取消シ又ハ規則第四十九條若ハ第五十條ニ依リ除名セムトスルトキハ理由ヲ詳具シ南洋廳長官ノ指揮ヲ承ケタル後處理スヘシ

第二十三條 連接加入又ハ其ノ申込ノ消滅シタルトキハ第二十一條ノ例ニ依リ處理シ尙其ノ旨連接加入者又ハ申込者ニ通知スヘシ

第二十四條 電話機又ハ其ノ附屬物品ノ設置場所變更ノ請求アリタルト

キハ左ノ通取扱フヘシ

- 一 電話機設置場所ヲ邸宅外又ハ構外ニ移轉ノ場合ハ電話架設料ノ要否ヲ調査シ第十二條ノ例ニ依リ處理スルコト
二 加入區域外ニ於ケル構内移轉及加入區域外ヨリ加入區域内ヘノ移轉ニ對シテハ加入區域内ノ取扱ニ準スルコト但シ加入區域外ヨリ加入區域内ヘノ移轉ニ對シテハ事後南洋廳長官ニ報告スルコト
三 加入區域外ニ於ケル構外移轉及加入區域内ヨリ加入區域外ヘノ移轉ニ對シテハ第九條ノ例ニ依リ處理スヘシ

第二十四條ノ二 増設電話機及接續電話機ノ設備及維持ヲ爲ス加入者ヨリ規則第十四條ノ三ニ依リ設備工事完了セル旨ノ届出アリタルトキハ當該郵便局ニ於テ之カ検査ヲ爲シ加入回線ヘノ接續ヲ爲スヘシ

第二十四條ノ三 甲種増設電話機又ハ官廳用若ハ私設電話機ヲ加入回線ニ接續セムトスル者アルトキハ其ノ請求書ニ關係電話機設置場所圖面及保守者並交換取扱者カ相當經歷ヲ有スル者タルコトヲ認知スルニ足ルヘキ履歷書ヲ添附差出サシメ假受理ノ手續ヲ爲シ左記事項ヲ確メタル上差支ヘナシト認メタルトキハ之ヲ承認スヘシ

一 甲種増設電話機ノ場合

- (一) 施設範圍カ規則第十四條第一項第五號ノ地域内ナルコト
(二) 加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲スモノナルコト
(三) 電話機數ニ比シ加入電話回線ノ數カ過少ニ非ラサルモノナルコト

(四) 電話番號ノ變更ヲ受クルモ異議ナキコト
電話機器ノ設備、維持方法ハ當該郵便局ニ於テ爲スモノト同一若ハ以上ノ程度ナルコト

(六) 其ノ他必要ト認ムル事項
官廳用又ハ私設電話機ノ場合
前號(二)乃至(六)ノ事項

(一) 接續セムトスル電話機ハ加入電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ設置シアルモノトナルコト

(三) 電話機ノ施設範圍カ邸宅外又ハ構外ニ涉ルモノナルトキ邸宅外又ハ構外ニ在ル電話機ハ加入回線ニ接續シ得サル裝置トナレルモノナルコト

(四) 官廳用又ハ私設電話機ノ一部ヲ接續セムトスルモノナルトキハ其ノ他ノ電話機ハ加入回線ニ接續シ得サル裝置トナレルモノナルコト

(五) 轉換器ニ依リ接續スルモノナルトキハ接續セムトスル電話機ハ官廳用又ハ私設電話機トシテ相互間ニ通話シ得ル裝置ノモノノミトシ本電話機トハ通話シ得サルモノナルコト

前項ノ接續ニ關スル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ差出サシメ其ノ施設ノ變更ニ在リテハ之カ關係ヲ表示シタル圖面ヲ添附セシメ前項ノ例ニ依リ處理スヘシ加入電話回線ニ對スル電話機ノ取外又ハ取付ヲ請求スル者アルトキハ其ノ請求書ヲ差出サシムヘシ
第一項及第二項ノ請求ヲ承認シタルトキハ請求者姓名、加入電話番號、増設及接續電話機並附屬物品ノ種別及箇數、工事設計、機械維持

方法、保守者姓名並交換取扱者姓名ヲ南洋廳長官ニ報告スヘシ

第二十五條 私有ノ電話機又ハ附屬物品ヲ使用セムトスル者アルトキハ其ノ品名、型式、製造所名及私有品使用ヲ必要トスル事由ヲ調査シ尙試驗ノ上支障ナシト認メタル場合ニ限り之ヲ承認スヘシ

前項ニ依リ私有品ノ使用ヲ承認スルハ南洋廳ノ設備シタル型式以外ノモノニ限ル

第三章 通話

第二十六條 加入者ヨリ通話ノ請求ヲ受ケタルトキハ相手方電話ノ通話中ナラサルコトヲ確メテ之ヲ接續スヘシ若相手方電話通話中ナルカ、呼出ニ應セサルカ又ハ設備上ノ故障ニ因リ接續スル能ハサルトキハ其ノ旨ヲ請求者ニ通知シ一旦取扱ヲ打切ルヘシ

第二十七條 郵便局ニ設置スル公衆電話ニ依リ通話ノ請求ヲ受ケタルトキハ通話券(第六號)ニ相當事項ヲ記入シ一通話料相當ノ郵便切手ヲ貼付差出サシムヘシ

前項ノ請求ヲ受理シタルトキハ相手方加入者ヲ呼ヒ其ノ接續ヲ爲シ通話セシムヘシ

第二十八條 前條ノ場合ニ於テ相手方電話ト通話シ得サルトキ又ハ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話料ノ郵便切手ハ無消印ノ儘之ヲ請求者ニ還付スヘシ

第二十九條 無料通話ノ請求アルトキハ通話券ニ其ノ用務ノ要領ヲ記載セシメ尙料金欄ニハ無料ト記入スヘシ
第三十條 公衆電話所ニ於ケル通話ノ請求ニ對シテハ料金納入方ヲ指定

シ其ノ納入ヲ確メタル後通話セシムヘシ但シ無料通話ナルトキハ其ノ要件ヲ確メ請求受付ノ際又ハ通話開始後無料ノ取扱ヲ爲スヘキモノニ非ラスト認メタル場合ハ之ヲ拒絶シ又通話中ナルトキハ其ノ旨ヲ告ケテ切斷スヘシ

第三十一條 電話交換手續及交換用語ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 料金徴収及還付

第三十二條 自局ノ土地種別ニ改定アリタルトキハ所屬加入者ニ之ヲ通知スルト共ニ局前掲示其ノ他ノ方法ニ依リ一般ニ之ヲ周知スヘシ

第三十三條 電話線路ノ距離測定ニ當リ一メートル未満ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入スヘシ

第三十二條ノ三 加入登記料ハ申込受理ノ際其ノ郵便切手ヲ消印スヘシ

第三十三條 電話架設料ハ實測ニ依リ工事着手前之ヲ算定シテ納入セシムヘシ

納入期日ハ納入告知書發行ノ日ヨリ五日以内トス

第三十三條ノ二 電話機設備料ハ工事着手前納入セシムヘシ

納入期日ハ前條第二項ニ依ルヘシ

第三十四條 電話使用料、附加使用料及線路維持料ハ每期ノ初月五日現在ニ依リ算定シテ納入告知書ヲ發行スヘシ

納期ノ中途ニ於テ開通シタル加入者ニ對シテハ直ニ納入告知書ヲ發行シ其ノ發行ノ日ヨリ五日以内ニ納入セシムヘシ

第三十五條 名義書換料及機械移轉料ハ之ヲ承認シタルトキ其ノ郵便切手ヲ消印シ又承認セサルトキハ其ノ通知ト共ニ郵便切手ヲ還付スヘシ

第三十六條 電話番號簿掲載料ハ同掲載料徴收原簿ニ依リ毎會計年度四

ノ通定ム
昭和二年南洋總告示第六號及第十九號ハ昭和十三年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

月一日現在ニ依リ之ヲ算定シテ納入告知書ヲ發行スヘシ
年度ノ中途ニ於テ請求ヲ受理シタルトキハ直ニ納入告知書ヲ發行シ其發行ノ日ヨリ五日以内ニ納入セシムヘシ但シ番號簿追録ヲ發行セサルトキハ假受理トナシ追録發行ノ際納入告知書ヲ發行スルコトヲ得

第三十七條 電話架設料及線路維持料算定上ノ課金距離ハ左ノ例ニ依ル

一 電話取扱局ヨリノ距離ヲ測定スル場合ノ起點ハ其ノ局前ノ極柱トス

二 新ニ加入スル場合ノ電話架設料ハ電話機設置場所ノ極柱ニ止ム

三 連接加入ヲ新設スル場合ハ本加入ノ極柱ヨリ連接加入電話機設置場所ノ極柱間ニ依ル

四 機械移轉ノ爲增加距離ヲ測定スル場合ハ電話取扱局ヨリ新舊機械設置場所ノ極柱迄ノ距離ヲ比較シテ之ヲ定ムヘシ

五 距離ハ總テ線路ニ沿フテ測定スヘシ但シ工事ノ都合ニ依リ特ニ迂回シテ架設スル必要アル場合ニ限り最近ノ線路ニ沿フモノトシテ測定スヘシ

六 課金距離ハ電話線路原圖ヲ調製シ之ヲ表示スヘシ

第三十八條 料金ニシテ現金收納ヲ要スルモノハ電話料徴收調書(第七號)ヲ作成シ之ニ依リテ納入告知書ヲ發行スヘシ

第三十九條 郵便切手ヲ以テ料金ヲ徴收スルトキハ之ヲ關係書類ニ貼付シテ差出サシメ其ノ過不足ナキコト及其ノ切手ノ有效ナルコトヲ確認シタル上受理スヘシ

第四十條 料金ノ還付ヲ請求スルモノアルトキハ其ノ事實ヲ審査シ理由アリト認ムルトキハ一般ノ手續ニ從ヒ之ヲ還付スヘシ

〔第六回追録〕

電話取扱郵便局名	土地ノ區別	加	入	區	域
パラオ郵便局	甲	地	地	パラオ島コロル(オロプシカル島、附近島嶼及俗稱岩山ヲ除ク)	
サイパン郵便局	甲	地	地	サイパン島ガラパン町ノ内ガラパン市街地及ボンタムチヨウ	
ボナベ郵便局	乙	地	地	ボナベ島コロニヤ町ノ内第一區乃至第六區及第八區	
トラツク郵便局	乙	地	地	トラツク島夏島町ノ内モロン(山岳地帯ヲ除ク)、ベニヨル及ベニエルク	
テナアン郵便局	乙	地	地	テナアン島テナアン町及之ヲ圍繞スル六百メートル以内ノ地域	

●電話取扱郵便局ノ電話交換業務開始ノ日

昭和十四年四月二十日
南洋總告示第四十號

電話取扱郵便局ノ電話交換業務開始ノ日左ノ如シ
昭和三年南洋總告示第十四號、昭和十四年南洋總告示第一號、第二號及第二十五號ハ之ヲ廢止ス

電話取扱郵便局名

電話交換業務開始ノ日

パラオ郵便局

昭和二年九月一日

サイパン郵便局

昭和三年七月二十一日

トラツク郵便局

昭和十三年八月一日

第十四章 選信

第三節 電話

一七五五

●無線電話通話事務ノ件

昭和十六年五月六日
南洋總告示第二十八號

昭和十六年五月十四日ヨリパラオ郵便局ニ無線電話通話事務ヲ開始ス

●パラオ内地間無線電話通話取扱時間ノ件

昭和十七年八月二十七日
南洋總告示第九十二號

パラオ郵便局東京中央電話局間無線連絡ニ依ル電話通話ノ取扱時間ヲ左

記ノ通特定ス但シ下記時間ニ於テハ電話ノ連絡ハ之ヲ爲サズ本告示ハ昭和十七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年南洋廳告示第六十號ハ昭和十七年八月三十一日限り之ヲ廢止ス

區別	通話取扱時間	電話ノ連絡ヲ爲サザル時間
平日及十二月二十九日ヨリ同三十一日迄	午前九時十分ヨリ午後三時十分迄 午後三時十分迄	午前十時十分ヨリ午後一時迄
休日、休假日	午前十時十分ヨリ午後三時十分迄	午前十一時十分ヨリ午後二時十分迄

平日 午前九時十分ヨリ午後五時三十分迄
休日 午前十時十分ヨリ午後三時十分迄トス

但シ左ノ時間ニ於テハ電話ノ連絡ハ之ヲ爲サズ
平日 午前十時十分ヨリ午後一時迄
午後三時ヨリ午後五時迄

休日 午前十一時十分ヨリ午後二時十分迄

放送無線電話施設ノ件

昭和十六年二月二十日
南洋廳告示第六號

無線電信法第二條第六號ニ依リ左記放送無線電話ノ施設ヲ許可セリ
一、施設者名 社団法人日本放送協會

- 施設ノ名稱 バラオ放送局
- 機器裝置場所 バラオ諸島コロル町
- 呼出符號 J R A K
- 呼出名稱 バラオ放送局
- 空中線電力 一〇「キロワット」
- 周波數(波長) 六〇九〇(キロサイクル)(四九、二六「メートル」)
九五六五(キロサイクル)(三、三六「メートル」)
一一七四〇(キロサイクル)(二、五、五五「メートル」)
- 放送時刻 自午前六時 至午後十時
- 放送事項 (イ) 報道
(ロ) ニュース、氣象通報、時報、經濟市況等
(ハ) 講演、講座、學校放送、子供ノ時間、ラヂオ體操等
(ニ) 文藝
(ホ) 音樂、演藝、演劇等
- 放送區域 南洋群島一圓

〔第六回追録〕

第五條 第二條又ハ第三條第一項ノ指示ニ從ハザル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ處ス

第六條 船長ガ第二條ノ指示ニ依リテ爲ス職務ノ遂行ヲ妨ゲタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 運航業者又ハ船舶所有者ハ支配人其ノ他ノ代理人又ハ船長其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第五條又ハ前條第二項前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ナルトキハ其ノ法定ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第十一條 本法中運航業者又ハ船舶所有者ニ關スル罰則ハ國又ハ道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニハ之ヲ適用セズ

第十五章 交通 第一節 船舶

船舶保護法ハ昭和十六年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

關東州及南洋群島ニ於ケル船舶保護ニ關シテハ船舶保護法ニ依ル但シ同法第三條第二項中關係各大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム)トアルハ關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ同法第十一條中道府縣、市町村トアルハ關東州ニ在リテハ關東州地方費トス

附則 本令ハ船舶保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

船舶保護法及關東州及南洋群島船舶保護令施行規則

昭和十六年四月十六日
海軍省令第十六號

第十二條 本法ハ陸海軍ニ屬スル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

船舶保護法施行期日ノ件

昭和十六年四月十五日
勅令第四百五十七號

關東州及南洋群島船舶保護令

昭和十六年四月十五日
勅令第四百五十八號

關東州及南洋群島ニ於ケル船舶保護ニ關シテハ船舶保護法ニ依ル但シ同法第三條第二項中關係各大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム)トアルハ關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ同法第十一條中道府縣、市町村トアルハ關東州ニ在リテハ關東州地方費トス

附則 本令ハ船舶保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

船舶保護法及關東州及南洋群島船舶保護令施行規則

昭和十六年四月十六日
海軍省令第十六號

改正 昭和十七年第二六號

第一條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官、海上護衛隊司令官、海上護衛隊司令官ノ指揮ヲ承ケ船團ノ運航ノ統制ニ任ズル海軍武官、地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ハ船舶保護上必要ナルトキハ左ニ掲グル事項ニ付運航業者、船舶所有者又ハ船長(船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ對シ指示ヲ爲スコトヲ得

- 一 商船隊ノ編制、區分ニ關スル事項
- 二 船舶ノ執ルベキ航路、航行區域又ハ行動ニ關スル事項
- 三 錨地ニ關スル事項
- 四 出入港ノ管制ニ關スル事項
- 五 通信ノ管制ニ關スル事項
- 六 船舶保護上必要ナル裝備ニ關スル事項
- 七 乗組員ノ増減又ハ交代ニ關スル事項
- 八 乘客又ハ積荷ノ禁止又ハ制限ニ關スル事項
- 九 海上見張、燈火ノ管制其ノ他對敵警戒上必要ナル事項
- 十 敵襲又ハ遭難ニ際シ執ルベキ處置ニ關スル事項
- 十一 其ノ他船舶保護上必要ナル事項

船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ハ海軍大臣之ヲ定メ關係ノ向ニ告知ス

第二條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官又ハ海上護衛隊司令官指定シタル船舶又ハ總噸數千噸(漁船ニ在リテハ五十噸トス以下之ニ同ジ)以上ノ船舶地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ノ所在港灣ニ出入スルトキハ入港ニ付テハ入港

後十二時間以内(入港後十二時間以内ニ出港スル場合ハ入港直後)ニ、出港ニ付テハ出港ノ十二時間前(入港後十二時間以内ニ出港スル場合ハ入港届ト同時)ニ船長ヨリ別紙第一様式ニ依リ當該官憲ニ届出ツベシ

出港又ハ入港ノ届出前項ノ規定ニ依リ難キ船舶アルトキハ地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ノ定ムル所ニ依ル

地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ノ所在港灣ハ海軍大臣之ヲ定メ關係ノ向ニ告知ス

- 第三條 前條ニ規定スル船舶地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ニ在ラザル港灣ニシテ海軍大臣ノ指定シタルモノニ出入スルトキハ前條ノ規定ニ準ジ出港又ハ入港ヲ最寄海軍官憲ヲ經テ速ニ第一條ニ掲グル當該官憲ニ届出ツベシ
- 前項ニ規定スル最寄海軍官憲ハ船舶ノ最後ニ出港シタル港灣ニ在ル地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲當該船長ニ對シ之ヲ告知ス
- 第四條 總噸數千噸以上ノ船舶製造ノ注文者ハ左ノ事項ヲ記載シタル計畫報告書ヲ海軍大臣ニ提出スベシ
 - 一 船舶ノ種類、用途及鋼船、木船ノ別
 - 二 機關ノ種類及其ノ數
 - 三 計畫總噸數
 - 四 計畫馬力及計畫航海速力
 - 五 計畫豫定燃料ノ種類
 - 六 龍骨据付豫定年月日

〔第六回追録〕

- 七 進水豫定年月
- 八 竣工豫定年月
- 九 船體製造工場

第五條 海軍大臣ハ船舶保護法第三條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル船舶ノ設備ニ付運航業者又ハ船舶所有者(船舶製造ノ注文者ヲ含ム)ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

- 一 編隊航行設備
- 二 見張設備
- 三 通信設備
- 四 自衛設備

第六條 運航業者又ハ船舶所有者前條ノ指示ニ依リ船舶保護上必要ナル設備ヲ爲シタル船舶ヲ改装セントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ改装計畫ニ付海軍大臣ノ承認ヲ受クベシ

- 一 船舶保護上必要ナル設備ヲ改装セントスルトキ
- 二 船舶保護上必要ナル設備ノ機能ニ影響ヲ及ボス箇所ヲ改装セントスルトキ

第七條 運航業者又ハ船舶所有者前條ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ改装計畫書ヲ添ヘ之ヲ海軍大臣ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ番號、種類、名稱、總噸數
- 二 船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所
- 三 設備ノ名稱及設備ヲ爲シタル年月
- 四 改装ヲ必要トスル事由

〔第六回追録〕

五 改装期間

第六條 改装ヲ行フ造船所又ハ工場ノ名稱及所在地

第八條 運航業者又ハ船舶所有者第五條ノ設備又ハ前條ノ改装ヲ完了シタルトキハ運轉ナク其ノ旨海軍大臣ニ届出ツベシ

第九條 海軍大臣ハ船舶保護法第三條ノ規定ニ依リ乗組員ノ整備ニ關シ左ニ掲グル事項ニ付運航業者又ハ船舶所有者ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

- 一 船舶乗組員ニ對スル商船隊運動法、通信法、自衛法其ノ他船舶保護上必要ナル教育
- 二 船舶乗組員所要配員ニ對スル準備

第十條 商船隊ノ運動及通信ニ關スル規程其ノ他船舶保護上必要ナル諸準則ニ關シテハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官、海上護衛隊司令官、海上護衛隊司令官ノ指揮ヲ承ケ船團ノ運航ノ統制ニ任ズル海軍武官、地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ハ船舶保護上必要ナルトキハ第一條ニ掲グル事項ニ關シ運航業者、船舶所有者又ハ船長ニ對シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官、海上護衛隊司令官、海上護衛隊司令官ノ指揮ヲ承ケ船團ノ運航ノ統制ニ任ズル海軍武官、地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ハ部下官憲ヲシテ船舶保護法第四條第一項ノ規定ニ依リ臨時検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 運航業者又ハ船舶所有者ハ其ノ管理又ハ所有ニ係ル船舶ニシ

第十五章 交通 第一節 船舶

テ海軍大臣ノ指定スルモノニ付別紙第二様式ニ依リ翌月中ノ行動豫定報告ヲ毎月十五日迄ニ海軍大臣ニ提出スベシ但シ船舶ノ行動區域鎮守府又ハ要港部警備區域内ニ限ルモノハ當該鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ニ之ヲ爲スベシ

第十四條 第二條及第三條ノ規定ニ依ル届出並ニ前條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スベキ期間ハ其ノ都度海軍大臣之ヲ定メ關係ノ向ニ告知ス

附則

本則ハ船舶保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
別紙第一様式(其ノ一)

著 港 届

- 一 船種 船名 船籍港
- 一 船舶所有者
- 一 代理店
- 一 總噸數
- 一 最初發航地名及年月日
- 一 最終發航地名及年月日
- 一 著港日時
- 一 船員數 名(内職員 名)
- 右及届出候也

年 月 日 船長氏 名

某地在勤海軍武官殿
別紙第一様式(其ノ二)

一七六六ノ五

出 港 届

- 一 船種 船名
- 一 最初仕向地
- 一 經由地(漁船ニ在リテハ操業場所)
- 一 最終仕向地
- 一 船客數
- 一 積荷ノ種類及數量
- 一 出港日時
- 一 右及届出候也

年 月 日 船長氏 名

某地在勤海軍武官殿

〔第六回追録〕

● テニアン港燈竿ノ位置構造

昭和十二年七月二十一日
南洋廳告示第二十三號

一、テニアン港燈竿

- 位 置 マリアナ群島テニアン港
- 北 緯 十四度五十七分四十二秒
- 東 經 百四十五度三十七分三十八秒
- 塗色及構造 白色圓形混凝土造
- 等級及燈質 不動白光石油燈
- 明 弧 全度
- 燈 高 平均水面上四米二
- 燭 光 數 二十七
- 光達距離 晴天ノ夜六哩
- 記 事 昭和十二年八月五日ヨリ點燈開始
本燈竿ハ看守員ヲ常置セズ

● ホナペ港燈標ノ位置構造

昭和十三年十一月十日
南洋廳告示第七十六號

一、ホナペ港燈標

- 位 置 ホナペ港入口西側
- 北 緯 七度〇分五八秒
- 東 經 一五八度一二分二四秒

第十五章 交通 第二節 航路標識

〔第六回追録〕

(水路部刊行海圖第二二一五號)

- 塗色及構造 紅色圓形鐵筋混凝土造
- 等級及燈質 明暗白光明三秒暗三秒
アセチレン瓦斯燈
- 明 弧 全度
- 燈 高 平均水面上一〇米五三
- 燭 光 數 百六十
- 光達距離 晴天ノ夜一〇、五哩
- 記 事 昭和十三年十月一日ヨリ點燈開始
本燈標ハ看守員ヲ常置セズ

一七七三ノ四

● パラオ港中船舶ノ投錨禁止區域ノ件

昭和十四年五月二十日
南洋廳告示第五十一號

南洋群島西カロリン諸島パラオ港左記海面ハ船舶ノ投錨ヲ禁止ス

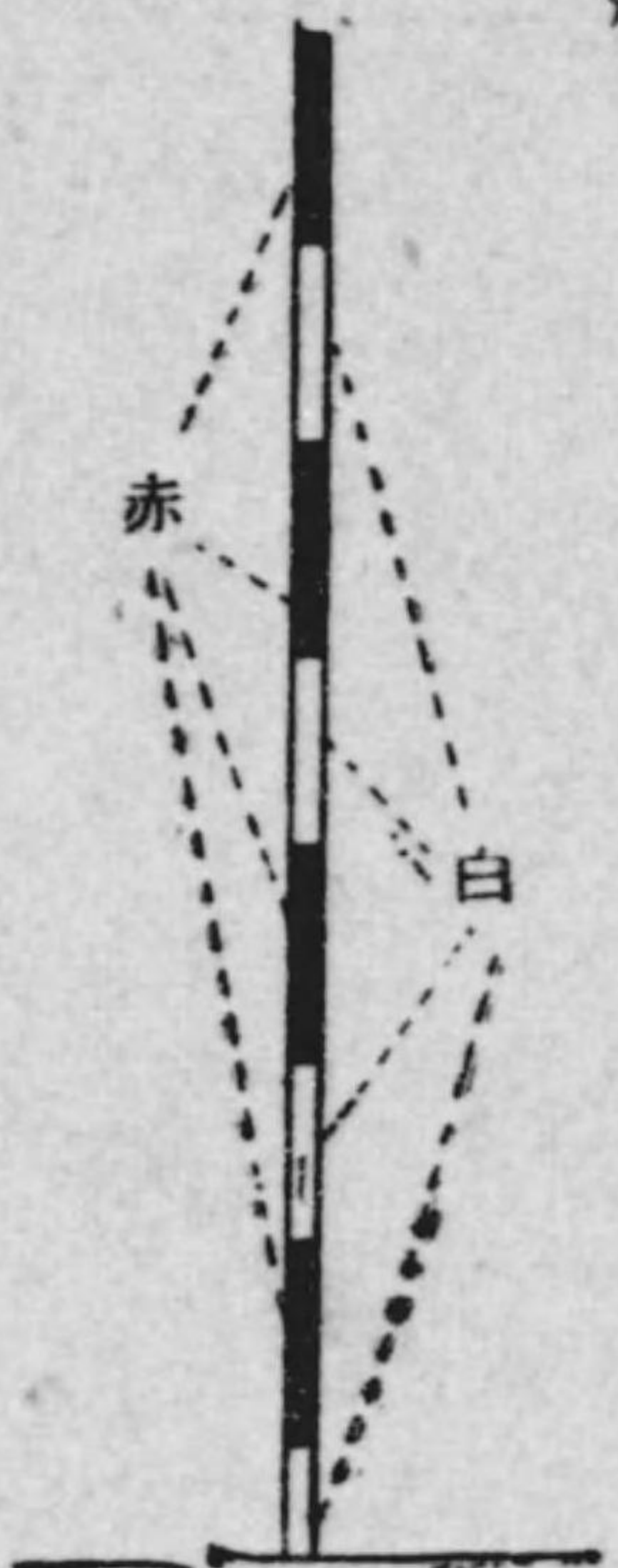
- 一 一番繫船浮標ヲ中心トスル半径二百米ノ圓圈内
- 二 一番繫船浮標位置 マラカル島頂ノ東方約六、八鐘三〇番船用立標ヨリ二八六度距離三八〇米
北緯 七度一九分三五秒
東經 一三四度二八分五秒
- 二 二番繫船浮標ヲ中心トスル半径二百米ノ圓圈内
- 二 二番繫船浮標位置 マラカル島頂ノ東南約八、三鐘
二七番船用立標ヨリ一〇四度距離四四〇米
北緯 七度一九分二四秒五
東經 一三四度二分一二秒

● パラオ港ニ於ケル舟艇ノ航行、漁撈、採礁等ノ禁止區域ノ件

昭和十四年七月二十日
南洋廳告示第七十號

改正 昭和十五年第四五號、一六年第六四號
昭和十四年南洋廳告示第七十號南洋群島西カロリン諸島パラオ港アラカベサン島西側ニ於ケル舟艇ノ航行、漁撈、採礁等ノ禁止區域左ノ通改正ス

一 標識形状



凡例
柱經 約十程
満潮面上ニ約三米表ハス

二 標識設置位置
バベルダオブ島
アイライ村ガキツブ



アラカベサン島北西端ヨリゴロル島東端ニ引キタル線、ゴロル島東端ヨリゴロル島ガランゴル西端間ニ設置ノ旗付浮標及同旗付浮標ヨリアラカベサン島南方突端ニ順次連結シタル線ニ附マレタル海面
旗付紅塗球形浮標設置位置
北緯 七度二〇分八秒
東經 一三四度二六分一秒
(概位)

● オーグルターゲル水道ニ於ケル舟艇ノ投錨、漁業、採礁等ノ禁止區域ノ件

昭和十六年四月二十日
南洋廳告示第二十三號

南洋群島西カロリン諸島オーグルターゲル水道左記海面ニ於テ舟艇ノ深部ニ於ケル投錨、漁業及淺海部ニ於ケル航行、投錨、漁業、採礁等ヲ禁止ス
コロール側ゲサオル島バベルダオブ島側アイライ村ガキツブノ各地先ニ於テオーグルターゲル水道兩岸ニ設置セル標識ヲ結ブ見透線ノ左右各百米以内ノ區域
標識ノ形状及設置位置左ノ通

〔第六回追録〕



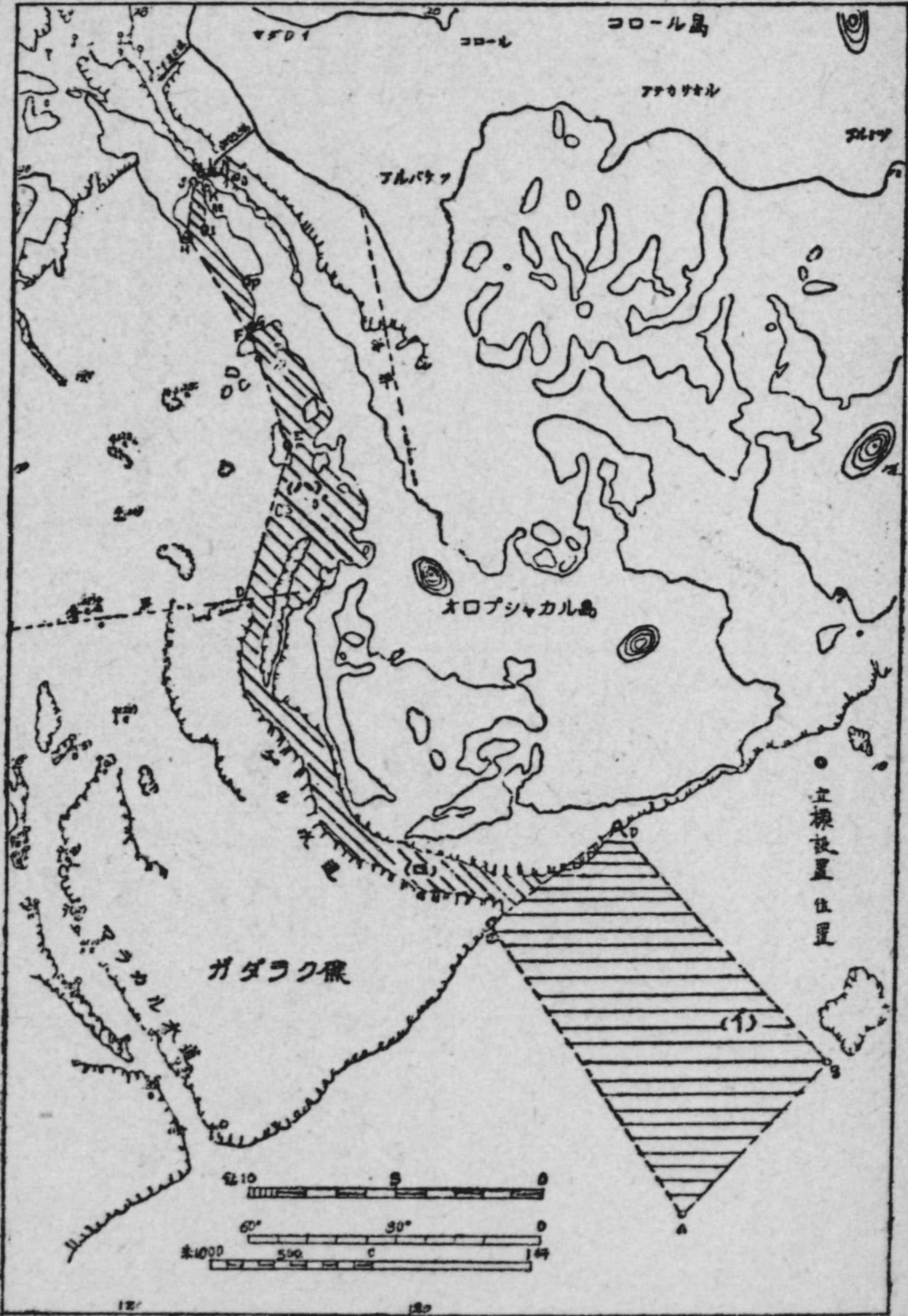
〔第六回追録〕

● ガダラク泊地、ゲル水道、パラオ港中船舶ノ投錨、漁撈、採礁等禁止區域ノ件

昭和十七年四月十三日
南洋廳告示第三十八號

南洋群島西カロリン諸島パラオ諸島ガダラク泊地、ゲル水道、パラオ港中別圖斜線ニテ區劃セル海面内ニ於ケル舟艇ノ投錨、漁撈、採礁等ヲ禁止ス

- (イ) 止ス
- ガダラク泊地
- A 點 (ウルクタイブル燈臺ノ六七度五、二〇〇米)
- B 點 (A 點ノ四三度 一、三〇〇米)
- C 點 (A 點ノ三二六度 二、二〇〇米)
- D 點 (B 點ノ三一八度一、九七〇米)
- A、B、C、D 各點ヲ結ブ線ヲ以テ圍ム區域
- ゲル水道 全水域
- パラオ港
- (ハ)(ロ)
- 1 陸標E、Fヲ連続スル線以北オロブシヤカル島間
- 2 陸標F、H、J、K、I、P、Gヲ以テ圍ム區域
- 3 新水道 全區域
- 4 陸標L、Mノ連結線左右各二〇米以内
- 5 陸標N、Oノ連結線左右各二〇米以内



〔第六回道録〕

● カロリン諸島マラカール水道ニ
船舶入港ノ制限ニ關スル件

昭和十六年九月二十四日
南洋廳告示第八十四號

南洋群島西カロリン諸島マラカール水道ニ船舶入港ノ場合バラオ燈臺ニ

旗掲揚中入港ヲ禁止ス



仍バラオ燈臺ノ位置左ノ如シ

北緯七度十五分二十一秒

東經百三十四度二十七分二十秒

〔第六回道録〕

第三節 航空

●航空法

大正十年四月八日
法律第五十四號

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乘シ得ル飛行機、航空船、氣球、滑空機其ノ他航空ノ用ニ供スル機器ヲ謂フ
本法ニ於テ航空ニハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、離陸又ハ著陸ニハ離水又ハ著水ヲ包含ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ所有スル航空機ハ之ヲ日本航空機トス
一 日本國又ハ日本ノ公共團體

二 日本臣民

三 日本法令ニ依リ設立シタル會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社及有限會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民タルモノ

四 前號ニ掲グル法人以外ノ法人ニシテ日本法令ニ依リ設立シ其ノ代表者ノ全員ガ日本臣民タルモノ

第三條 本法ハ本章及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ヲ除クノ外軍用航空機ニ之ヲ適用セス

第四條 國ノ使用ニ供スル航空機ニ付テハ第二十一條、第二十八條乃至第三十條、第三十三條、第三十四條及第四十條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ別段

ノ規定ヲ爲スコトヲ得
勅令ヲ以テ指定スル航空機ニ付テハ第二章乃至第四章ニ規定スル事項ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得
第四條 航空ニ關シ條約又ハ之ニ準スベキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 航空機ノ検査及登録

第五條 航空機ヲ製造スル者ハ其ノ設計、材料、部分品、技巧及製品ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クベシ
堪航證明書ナキ航空機ノ所有者ハ其ノ航空機ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クベシ

前二項ノ検査ニ合格シタル航空機ニ對シテハ堪航證明書ヲ交付ス
第一項及第二項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル航空機ニ之ヲ適用セス

第六條 堪航證明書ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ
一 堪航證明書ニ記載シタル有効期間ヲ經過シタルトキ

二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ航空機ノ使用ヲ禁止シタルトキ
前項第一號ノ有効期間ハ前條ノ検査ニ合格シタル日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム有効期間ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ検査ノ日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 第五條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者ハ行政官廳ニ其ノ航空機ノ登録ヲ申請スルコトヲ得
航空機ノ登録事項ハ航空機ノ所有者ノ氏名名稱、登録記號其ノ他命令

本令ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
沿海州、「サガレン」州、支那、香港及澳門以外ノ外國又ハ南洋群島ニ在留スル者ハ昭和三年ニ限り尙從前ノ手續ニ依リ徵集延期ヲ願出ツルコトヲ得

〔第六回追録〕

手續ヲ爲スコト能ハザル者ハ四月十五日迄ニ外國旅券ノ下付ヲ受ケタル官廳ノ承認書ヲ差出シ置キ在留地到着後十四日以内ニ第三百二十六條ニ規定スル官衙ノ長ヨリ在留證明書ノ交付ヲ受ケ之ヲ本籍地聯隊區徵兵官宛發送スベシ
第三百三十條 法第四十二條第一項ノ規定ニ依リ既ニ徵集延期ノ許可ヲ受ケタル者引續キ帝國外ノ地ニ在留スルトキハ毎年一月三十一日迄ニ在留申告書ヲ第三百二十六條ノ規定ニ準ジ差出スベシ
在留申告書ノ様式左ノ如シ

(用紙適宜)

在留申告書	
一 本人	氏名及出生年月日
二 本籍地	府縣郡市區町村字番地
三 現在留地	何々
四 初メテ徵集ヲ延期セラレタル年	
右及申告候也	
年月日	
本人氏名	名印

前項ノ在留申告書ヲ受ケタル官衙ノ長ハ引續キ在留スル旨ノ與書證明ヲ爲シ第三百二十八條ノ規定ニ準ジ取扱フヘシ

附則

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

●兵役法施行令第二百二十七條第一項但書ニ依ル勤務演習召集又ハ簡閱點呼ノ免除ニ付餘人ヲ以テ代フヘカラサル職務ヲ奉スル者指定ノ件

昭和二年十二月十日
内閣告示第六號

- 改正 昭和二年第八號
昭和二年勅令第三百三十號兵役法施行令第二百二十七條第一項但書ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ
- 一 皇宮警部、警手
 - 一 各廳警部、警部補、巡查
 - 一 各廳監獄看守長、看守
 - 一 燈臺局標識技手
 - 一 朝鮮總督府航路標識看守
 - 一 臺灣總督府交通局燈臺看守

●南洋群島ニ於ケル戒嚴令及徵發ニ關シテハ戒嚴令及徵發事務條例ニ依ルノ件

昭和十六年十二月十二日
勅令第九十九號

南洋群島ニ於ケル戒嚴及徵發ニ關シテハ戒嚴令、徵發令及徵發事務條例ニ依ル但シ徵發令及徵發事務條例中行政區畫、行政官廳及公署並ニ徵發事務條例中評價委員ノ旅費日當ニ關シテハ海軍大臣之ヲ定ム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

部大臣ノ所管ニ屬スル養成所（以下養成所ト稱ス）ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 文部大臣ハ學校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ對シ技能ノ種類及養成セラレベキ者ノ員數ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第三條 文部大臣前條ノ命令ニ付必要アリト認ムルトキハ學校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ對シ學科ノ新設、學生生徒定員ノ増加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四條 第二條ノ規定ニ基キ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣ニ養成計畫ヲ提出スベシ

第五條 文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得

文部大臣必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ養成ヲ命ゼラレタル者ノ管理又ハ設立スル學校又ハ養成所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル職權ノ一部ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第六條 文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
文部大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ

〔第六回追録〕

通常生ズベキ損失ヲ補償ス
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第七條 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

●學校卒業生使用制限令

昭和十三年八月二十四日
勅令第五百九十九號

改正 昭和十六年第九六號
第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者（以下卒業生ト稱ス）ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 卒業生ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業生ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十六章 軍事

申請書作成上ノ注意

- 1 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格A-4判(210mm×297mm)トスルコト
- 2 本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所別ニ作成スルコト
前項ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成シ、勤務スベキ場所一定セザルトキ例ヘバ土木又ハ建築ノ事業場ニ勤務スル場合ノ如ク勤務ノ性質上其ノ場所ヲ一定スルコト困難ナルトキハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト、尙工場、事業場内ニ設置セラレタル研究施設ト雖モ生産部門ト全ク別個ニ經營セルモノニ付テハ別ニ申請書ヲ作成スルコト
- 3 本申請書ニハ副本三通ヲ作成添付スルコト
- 4 「使用ノ場所」ノ欄(1)中「名稱」ハ何々會社何々工場、何々會社、何々鑛業所等正確ニ記載スルコト
- 5 「申請人」ノ(2)中「氏名又ハ名稱及印」ニハ法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」ニハ其ノ法人ノ所在地ヲ記載スルコト、尙工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人又ハ鑛業代理人ナルコトヲ明シテ其ノ氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」ニハ其ノ工場鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト
- 6 「申請年月日」ノ欄(3)ニハ申請書ヲ提出スル年月日、郵送スル場合ハ發信ノ年月日ヲ記載スルコト

一七八ノ三

- 7 「事業ノ種類」ノ欄(4)ニハ使用場所ニ於ケル事業ノ種類ヲ別表事業分類表ノ小分類ニ依リ記載スルコト
- 8 「創立」ノ欄(5)ニハ當該工場、事業場、事務所等ノ創立年月日ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト
- 9 學校程度ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト
大學——大學ノ工學部及理工學部、旅順工科大学
專門學校
(イ)工業ニ關スル專門學校、東京物理學校、上田蠶絲專門學校、日本大學大阪專門學校、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校
(ロ)專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモノ
實業學校
(イ)工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規定第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ
1 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- 2 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
3 前二號ト同等ノモノ
- 4 工業學校規定第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
(ハ)實業學校及專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノ
大學ノ研究科(大学院)ヲ卒業シタルモノ(所定ノ年限在學シテ研究ヲ修了シタル者)ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル者ノ氏名、在學大學名、研究題目、之ヲ使用セントスル業務等ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ記載スルコト
- 10 學科ハ左ノ例ニ依リ區分スルコト
機械——機械工學科、機械學科、工作機械科、鑛山機械科、機關科、航空學科ノ航空發動機分科、計器科、原動機科、化學機械科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板金科、仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
造兵精密(應用物理)——造兵學科、精密機械科、精密工學科、應用物理學科、應用化學科ノ應用物理分科、理學科ノ應用物理學部選擇第一其ノ他之ニ準ズベキ學科
造船——造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)

第十六章 軍事

一七八ノ三

- 航空——航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科(機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)
- 冶金——冶金學科、金屬工學科、金屬學科、金屬工業科、應用金屬學科、探鑛冶金科ノ冶金分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
- 電氣——電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科
- 應用化學——應用化學科、電氣化學科、化學工學科、工業化學科、應用物理化學科ノ應用化學分科、理學科ノ應用物理學部選擇第二其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科
- 色染——染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
- 人造纖維——人造纖維科及化學纖維科
- 窯業——窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科
- 燃料——燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科
- 火藥——火藥學科
- 探鑛——探鑛學科、鑛山工學科、探炭工學科、探鑛冶金科ノ探鑛分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
- 土木——土木工學科、土木科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
- 建築——建築學科、建築科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
- 大學卒業者ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ專門ノ事項ヲ修メタル

者ヲ希望スル場合ハ其ノ希望スル專攻ノ事項ニ依ル分類ヲ以テ前記ノ分類ニ依ル員數ノ内譯ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添付スルコトヲ得ルコト

11 「既認可員數」ノ欄(7)ニハ學校卒業者使用制限令施行以後申請ノ年三月一日迄ニ當該工場、事業場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラレタル學校卒業者ノ員數ヲ通算シテ記載シ「同上中使用者」ノ欄(8)ニハ之ガ使用員數ヲ記載スルコト

12 「總使用員數」ノ欄(9)ニハ指定學校卒業者(本令施行以前ノモノヲ含ム)ノ總使用員數ヲ記載シ「同上中入管、應召者ノ員數」ノ欄(10)ニハ指定學校卒業者(本令施行以前ノモノヲ含ム)ニシテ入管應召中ノモノノ員數ヲ記載スルコト

13 「申請ノ年三月一日現在ニ於ケル學校卒業者以外ノ技術者ノ員數」ノ欄(11)ニハ指定以外ノ學校卒業者並ニ學校卒業者ニ非ザル技術者ノ總數ヲ記載スルコト

14 「申請ノ年三月一日現在ニ於ケル工員又ハ工夫ノ員數」ノ欄(12)ニハ技術者及學校卒業者ヲ除ク從業者(但シ工場ハ工員、鑛山ハ工夫)數ヲ記載スルコト

15 「擴張等ニヨリ新規ニ要スル工員又ハ工夫ノ員數」ノ欄(13)ニハ具體的ニ確定シ居ル申請ノ年ノ翌年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル擴張ノ新規要員數ニシテ雇入確實ナルモノヲ記載スルコト、尙交替採用ニ伴フ要員等ノ數ヲモ含シメ記載スルコト、軍需ノ增加ニ依ルモノニ付テハ陸海ノ區別ヲ爲シ其ノ旨ヲ生産力擴充計畫ニ伴フモノニ付テハ其ノ旨ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ於テ明ニスルコト

〔第六回追録〕

16 「利用狀況」ノ欄(14)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明ナルモノ「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記載スルコト尙左ノ生産品目ニ付テハ「生損」ノ欄ニ記載スルコト

鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬及金、石油及代用品、ソーダ及工業鹽、硫酸アンモニア、バルブ、工作機械、重要機械、鐵道車輛、船舶、自動車、セメント、電力

17 「主要販賣品目及其ノ額」ノ欄(15)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

(イ)販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ生産ノ事業ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ割ルコト

(ロ)「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品名及主要事業分類ノ生産品名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト

(ハ)陸海軍ヨリ直接受注ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ生産品名ハ(ロ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト

(ニ)生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト

(ホ)生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

18 「申請ノ理由」ノ欄(16)ニハ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生産施設擴充計畫、交替採用計畫ノ大要、使用セントスル卒業生及從前ヨリ使用スル技術者

〔第六回追録〕

配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト、研究所、研究施設等ノ申請ナルトキ又ハ其ノ設ケアルモノナルトキ其ノ他特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載スルコト

指定ノ學校卒業生ニシテ南洋群島外ニ轉出セシメタルモノアルトキハ其ノ事情ヲ具體的ニ記載スルコト、尙南洋群島臨時資金調整令ニ依ル認許可其ノ他法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試験研究等ノ命令アリタルモノニ付テハ之ニ關スル事項ヲ當該欄ニ抽出記載スルコト

軍關係ノモノニシテ記載シ難キモノニ付テハ其ノ旨記載シテ之ガ記載ヲ省略スルモ差支ナキコト

19 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合其ノ他特ニ斟酌スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(17)ニ記載スルコト

20 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業生ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アルトキハ各工場、事業場別ニ又勤務ス

ベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アル場合ニ在リテハ其ノ從タル工場、事業場又ハ事務所別ニ申請書様式(6)及(10)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添付スルコト此ノ場合當該關係工場事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ旨ヲ備考欄(18)ニ記載シ右ノ書類ノ添付ヲ要セザルコト

勤務スベキ場所一定セザル場合ノ申請ニ在リテハ一定セザル理由並ニ其ノ勤務ノ態様ヲ同欄ニ記載スルコト

尙添付書類アルトキハ其ノ名稱及枚數ヲ同欄ニ記載スルコト

21 *印ノアル欄ニハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト

22 本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ「軍資秘」其ノ他ニ付テハ「極秘」ノ印ヲ捺印スルコト

23 本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄南洋廳支廳長又ハ南洋廳支廳出張所長宛親展投トシテ其ノ封皮ノ表ニハ「學卒申請」ト朱書スルコト

別表

事業分類表

大分類	中分類	小分類
第一、鑛業	一、採鑛業	一 金屬鑛業
		二 石炭鑛業
		三 石油鑛業
		四 其ノ他ノ鑛業
		五 アルミニウム原鑛採取業
		六 其ノ他ノ土石採取業
第二、工業	三、金屬工業	七 鐵精鍊業及材料品製造業
		八 鋼精鍊業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業
		九 アルミニウム、マグネシウム精鍊業及材料品製造業
一〇 其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業		

- 二 其ノ他ノ合金材料品製造業
- 三 鐵又ハ鋼鑄物業
- 四 其ノ他ノ鑄物業
- 一四 メッキ業
- 一五 鏈鎖、パネ、鋼索製造業
- 一六 ボルト、ナット、座金及釘、釘製造業
- 一七 建築、橋梁、鐵塔等ノ建築材料製造業
- 一八 火造(鍛冶)業
- 一九 其ノ他ノ金屬品製造加工業
- 二〇 內燃機關製造業
- 二一 其ノ他ノ原動機、原動機部分品及附屬品製造業
- 二二 電氣機械器具製造業
- 二三 無線及有線通信機械器具製造業
- 二四 電線及電纜製造業
- 二五 電池製造業
- 二六 切削研磨用金屬機械製造業
- 二七 其ノ他ノ金屬工作機械製造業
- 二八 工具製造業
- 二九 製材及木工機械金屬工作機械部分品及附屬品製造業

- 三〇 探鑛選鑛及精鍊機械器具製造業
- 三一 化學工業用、窯業用及製紙用ノ機械器具製造業
- 三二 紡績、蠶絲機械器具製造業
- 三三 其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
- 三四 鐵道車輛製造業
- 三五 大型自動車製造業
- 三六 其ノ他ノ自動車製造業
- 三七 自動車部分品及附屬品製造業
- 三八 自轉車其ノ他ノ車輛製造業
- 三九 船舶製造業
- 四〇 航空機製造業
- 四一 航空機部分品及附屬品製造業
- 四二 運搬用機械製造業
- 四三 ボンプ及水壓機製造業
- 四四 送風機及氣體壓縮機製造業
- 四五 農業及土木建築用機械器具製造業
- 四六 電氣計器製造業
- 四七 其ノ他ノ計器製造業
- 四八 試験及検査機械器具製造業

〔第六回追録〕

五、化學工業

- 四九 學術用及醫療用機械器具製造業
- 五〇 光學機械器具製造業
- 五一 電球其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 五二 樂器類及蓄音機製造業
- 五三 辨及コック製造業
- 五四 軸受製造業
- 五五 齒車、ベルト車、車輪及車軸製造業
- 五六 前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 五七 其ノ他ノ機械器具製造業
- 五八 銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 五九 機械器具裝置業
- 六〇 製藥業
- 六一 ソノダ製造業
- 六二 硫酸製造業
- 六三 壓縮ガス製造業
- 六四 燐及カーバイト製造業
- 六五 其ノ他ノ工業藥品製造業
- 六六 製鹽業
- 六七 染料及中間物製造業
- 六八 漆液及塗料製造業
- 六九 顔料製造業

- 七〇 マツチ其ノ他ノ發火物製造業
- 七一 コールタール及コールドール分溜物製造業
- 七二 石油精製業
- 七三 人造石油製造業
- 七四 植物油脂製造業
- 七五 其ノ他ノ動植物油脂製造業
- 七六 木蠟蠟燭及加工油製造業
- 七七 ゴム製品製造業
- 七八 再製ゴム素地製造業
- 七九 バルブ製造業
- 八〇 製紙業
- 八一 セロファン紙製造業
- 八二 セロロイド(再生ソ合ム)素地及セルロイド製品製造業
- 八三 人造絹絲製造業
- 八四 ステイプルファイバー及其ノ他ノ化學纖維製造業
- 八五 動植物質、礦物質及配合肥料製造業
- 八六 製革及精製毛皮製造業
- 八七 石鹼及化粧品製造業
- 八八 人造レジン素地及製品製造業

〔第六回追録〕

- 六、ガス業電氣業及水道業
 - 六〇 水道業
 - 六一 陶磁器製造及給付業
 - 六二 ガラス及ガラス製品製造業
 - 六三 セメント製造業
 - 六四 煉瓦及耐火物製造業
 - 六五 珐瑯磁器製造業
 - 六六 其ノ他ノ窯業製造業
 - 六七 セメント製品製造業
 - 六八 石棉製品製造業
 - 六九 石工品製造及土石工業
 - 七〇 製絲業
 - 七一 綿絲紡績業
 - 七二 麻糸及毛絲紡績業
 - 七三 其ノ他ノ紡績業
 - 七四 捻絲業
- 七、窯業及土石工業
 - 七〇 陶磁器製造及給付業
 - 七一 ガラス及ガラス製品製造業
 - 七二 セメント製造業
 - 七三 煉瓦及耐火物製造業
 - 七四 珐瑯磁器製造業
 - 七五 其ノ他ノ窯業製造業
 - 七六 セメント製品製造業
 - 七七 石棉製品製造業
 - 七八 石工品製造及土石工業
 - 七九 製絲業
 - 八〇 綿絲紡績業
 - 八一 麻糸及毛絲紡績業
 - 八二 其ノ他ノ紡績業
 - 八三 捻絲業
- 八、紡績工業
 - 八〇 製絲業
 - 八一 綿絲紡績業
 - 八二 麻糸及毛絲紡績業
 - 八三 其ノ他ノ紡績業
 - 八四 捻絲業

- 九、製材及木製品工業
 - 九〇 製材、木材處理及合板製造業
 - 九一 木製品工業
 - 九二 精穀、製粉及澱粉製造業
 - 九三 製糖業
 - 九四 麥酒製造業
 - 九五 和酒及其ノ他ノ酒類製造業
 - 九六 醬油味噌及食酢製造業
 - 九七 清涼飲料製造業
 - 九八 菓子、パン、餡類製造業
 - 九九 罐詰及罐詰製造業
 - 一〇〇 畜産食料品製造業
 - 一〇一 製氷及冷凍食料品製造業
- 一〇、食料品工業
 - 一〇二 純綿、混紡綿及交織綿織物製造業
 - 一〇三 純絹、交織絹織物製造業
 - 一〇四 麻織物製造業
 - 一〇五 純毛、混紡毛及交織毛織物製造業
 - 一〇六 其ノ他ノ織物製造業
 - 一〇七 編物組物業
 - 一〇八 綿製造業
 - 一〇九 捺染、無地染及絞染業
 - 一一〇 其ノ他ノ染色及整理業
 - 一一一 其ノ他ノ紡績工業
 - 一一二 製材、木材處理及合板製造業
 - 一一三 木製品工業
 - 一一四 精穀、製粉及澱粉製造業
 - 一一五 製糖業
 - 一一六 麥酒製造業
 - 一一七 和酒及其ノ他ノ酒類製造業
 - 一一八 醬油味噌及食酢製造業
 - 一一九 清涼飲料製造業
 - 一二〇 菓子、パン、餡類製造業
 - 一二一 罐詰及罐詰製造業
 - 一二二 畜産食料品製造業
 - 一二三 製氷及冷凍食料品製造業

〔第六回追録〕

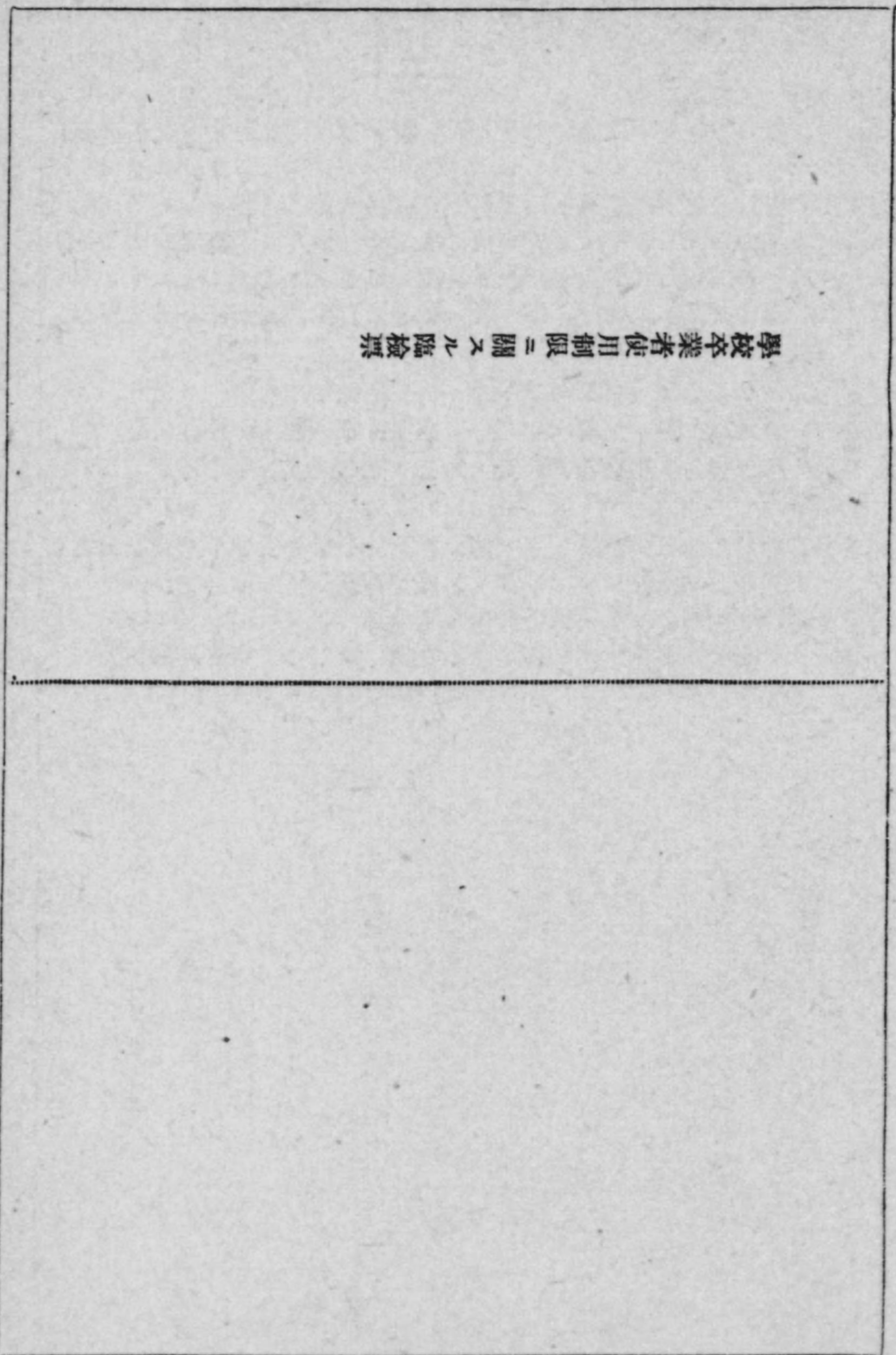
- 二、印刷及製本業
 - 二〇 印刷業及製本業
 - 二一 土木建築業
 - 二二 其ノ他ノ工業
- 三、土木建築業
 - 三〇 紙製品製造業
 - 三一 綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
 - 三二 革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
 - 三三 其ノ他ノ工業
 - 三四 耕作農業
 - 三五 園藝農業
 - 三六 雜農業
 - 三七 養蠶業
 - 三八 林業
 - 三九 畜産業
 - 四〇 家畜飼料加工業
 - 四一 農林土木事業
 - 四二 沿岸漁業
 - 四三 内地沖合遠洋漁業
 - 四四 工船漁業其ノ他海外漁業
 - 四五 養殖業
 - 四六 鹽田業
 - 四七 其ノ他ノ水産業
 - 四八 水産土木事業
- 三、農林業
 - 三〇 紙製品製造業
 - 三一 綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
 - 三二 革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
 - 三三 其ノ他ノ工業
 - 三四 耕作農業
 - 三五 園藝農業
 - 三六 雜農業
 - 三七 養蠶業
 - 三八 林業
 - 三九 畜産業
 - 四〇 家畜飼料加工業
 - 四一 農林土木事業
 - 四二 沿岸漁業
 - 四三 内地沖合遠洋漁業
 - 四四 工船漁業其ノ他海外漁業
 - 四五 養殖業
 - 四六 鹽田業
 - 四七 其ノ他ノ水産業
 - 四八 水産土木事業
- 四、農林業
 - 四〇 紙製品製造業
 - 四一 綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
 - 四二 革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
 - 四三 其ノ他ノ工業
 - 四四 耕作農業
 - 四五 園藝農業
 - 四六 雜農業
 - 四七 養蠶業
 - 四八 林業
 - 四九 畜産業
 - 五〇 家畜飼料加工業
 - 五一 農林土木事業
 - 五二 沿岸漁業
 - 五三 内地沖合遠洋漁業
 - 五四 工船漁業其ノ他海外漁業
 - 五五 養殖業
 - 五六 鹽田業
 - 五七 其ノ他ノ水産業
 - 五八 水産土木事業
- 四、水産業
 - 四〇 紙製品製造業
 - 四一 綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
 - 四二 革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
 - 四三 其ノ他ノ工業
 - 四四 耕作農業
 - 四五 園藝農業
 - 四六 雜農業
 - 四七 養蠶業
 - 四八 林業
 - 四九 畜産業
 - 五〇 家畜飼料加工業
 - 五一 農林土木事業
 - 五二 沿岸漁業
 - 五三 内地沖合遠洋漁業
 - 五四 工船漁業其ノ他海外漁業
 - 五五 養殖業
 - 五六 鹽田業
 - 五七 其ノ他ノ水産業
 - 五八 水産土木事業

〔第六回追録〕

- 五、交通業
 - 五〇 鐵道及軌道
 - 五一 自動車
 - 五二 海運業
 - 五三 航空業
 - 五四 其ノ他ノ運輸業
 - 五五 電信電話事業
 - 五六 道路、橋梁ノ經營
 - 五七 港灣、運河ノ經營
 - 五八 百貨店業
 - 五九 其ノ他ノ物品販賣業
 - 六〇 不動産賣買業
 - 六一 石油輸入業
 - 六二 其ノ他ノ貿易業
 - 六三 農業倉庫
 - 六四 商業倉庫
 - 六五 貿易倉庫
 - 六六 其ノ他ノ倉庫業
 - 六七 銀行業
 - 六八 信託業
 - 六九 貸金業
 - 七〇 質屋業
 - 七一 其ノ他ノ金融業
 - 七二 保險業
 - 七三 仲買、委託販賣及仲立業
- 六、運輸業
 - 六〇 鐵道及軌道
 - 六一 自動車
 - 六二 海運業
 - 六三 航空業
 - 六四 其ノ他ノ運輸業
 - 六五 電信電話事業
 - 六六 道路、橋梁ノ經營
 - 六七 港灣、運河ノ經營
 - 六八 百貨店業
 - 六九 其ノ他ノ物品販賣業
 - 七〇 不動産賣買業
 - 七一 石油輸入業
 - 七二 其ノ他ノ貿易業
 - 七三 農業倉庫
 - 七四 商業倉庫
 - 七五 貿易倉庫
 - 七六 其ノ他ノ倉庫業
 - 七七 銀行業
 - 七八 信託業
 - 七九 貸金業
 - 八〇 質屋業
 - 八一 其ノ他ノ金融業
 - 八二 保險業
 - 八三 仲買、委託販賣及仲立業
- 六、商業
 - 六〇 鐵道及軌道
 - 六一 自動車
 - 六二 海運業
 - 六三 航空業
 - 六四 其ノ他ノ運輸業
 - 六五 電信電話事業
 - 六六 道路、橋梁ノ經營
 - 六七 港灣、運河ノ經營
 - 六八 百貨店業
 - 六九 其ノ他ノ物品販賣業
 - 七〇 不動産賣買業
 - 七一 石油輸入業
 - 七二 其ノ他ノ貿易業
 - 七三 農業倉庫
 - 七四 商業倉庫
 - 七五 貿易倉庫
 - 七六 其ノ他ノ倉庫業
 - 七七 銀行業
 - 七八 信託業
 - 七九 貸金業
 - 八〇 質屋業
 - 八一 其ノ他ノ金融業
 - 八二 保險業
 - 八三 仲買、委託販賣及仲立業
- 六、金融業
 - 六〇 鐵道及軌道
 - 六一 自動車
 - 六二 海運業
 - 六三 航空業
 - 六四 其ノ他ノ運輸業
 - 六五 電信電話事業
 - 六六 道路、橋梁ノ經營
 - 六七 港灣、運河ノ經營
 - 六八 百貨店業
 - 六九 其ノ他ノ物品販賣業
 - 七〇 不動産賣買業
 - 七一 石油輸入業
 - 七二 其ノ他ノ貿易業
 - 七三 農業倉庫
 - 七四 商業倉庫
 - 七五 貿易倉庫
 - 七六 其ノ他ノ倉庫業
 - 七七 銀行業
 - 七八 信託業
 - 七九 貸金業
 - 八〇 質屋業
 - 八一 其ノ他ノ金融業
 - 八二 保險業
 - 八三 仲買、委託販賣及仲立業
- 六、保險業
 - 六〇 鐵道及軌道
 - 六一 自動車
 - 六二 海運業
 - 六三 航空業
 - 六四 其ノ他ノ運輸業
 - 六五 電信電話事業
 - 六六 道路、橋梁ノ經營
 - 六七 港灣、運河ノ經營
 - 六八 百貨店業
 - 六九 其ノ他ノ物品販賣業
 - 七〇 不動産賣買業
 - 七一 石油輸入業
 - 七二 其ノ他ノ貿易業
 - 七三 農業倉庫
 - 七四 商業倉庫
 - 七五 貿易倉庫
 - 七六 其ノ他ノ倉庫業
 - 七七 銀行業
 - 七八 信託業
 - 七九 貸金業
 - 八〇 質屋業
 - 八一 其ノ他ノ金融業
 - 八二 保險業
 - 八三 仲買、委託販賣及仲立業
- 六、其ノ他ノ商業
 - 六〇 鐵道及軌道
 - 六一 自動車
 - 六二 海運業
 - 六三 航空業
 - 六四 其ノ他ノ運輸業
 - 六五 電信電話事業
 - 六六 道路、橋梁ノ經營
 - 六七 港灣、運河ノ經營
 - 六八 百貨店業
 - 六九 其ノ他ノ物品販賣業
 - 七〇 不動産賣買業
 - 七一 石油輸入業
 - 七二 其ノ他ノ貿易業
 - 七三 農業倉庫
 - 七四 商業倉庫
 - 七五 貿易倉庫
 - 七六 其ノ他ノ倉庫業
 - 七七 銀行業
 - 七八 信託業
 - 七九 貸金業
 - 八〇 質屋業
 - 八一 其ノ他ノ金融業
 - 八二 保險業
 - 八三 仲買、委託販賣及仲立業

第七 雜業		第八 研究施設	
六、雜業		其ノ他ノ事業及施設	
一八 取引所	一九 市場業	二七 研究施設	二八 埋立及開拓業
一九 證券業	二〇 小運送業	二八 其ノ他ノ事業及施設	二九 其ノ他ノ雜業
二〇 其ノ他ノ商業	二一 土木建築請負業		三〇 研究施設(試作施設ヲ含ム)
二一 土木建築請負業	二二 土地建物賃貸(貸室ヲ含ム)業		三一 教育事業
二二 物品賃貸業	二三 新聞紙發行及圖書、雜誌出版業		三二 體育事業
二三 旅館業	二四 娛樂及興業ニ關スル事業		三三 文化事業
二四 映畫製作業	二五 料理業		三四 慈善事業
二五 貸席業	二六 理容業		三五 社會事業
二六 水道業			三六 醫療施設
			三七 博覽會
			三八 觀光施設
			三九 放送事業
			四〇 社會的施設
			四一 其ノ他ノ事業及施設

【第六回追録】



學校卒業者使用制限ニ關スル臨時檢票

様式第三號
 本票ノ用紙ノ大キサハ國定規格A7判(74×105)トシ中央點線ノ所
 ヲ折リニツ折ト爲ス
 (裏面)

【第六回追録】

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若クハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

三、第十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

國家總動員法第四十二條第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

學校卒業者使用制限令第四條第二項 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタルモノ又ハ卒業者ヲ使用スル者ノ工場、鑛山事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

學校卒業者使用制限令第七條 本令中厚生大臣トアルハ南洋羣島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ南洋羣島ニ在リテハ南洋廳長官トシ

南洋廳印

官 職 氏 名

第 號 昭和 年 月 日 交付

(裏面)

〔第六回追録〕

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

昭和十三年九月二十日
南洋廳告示第六十五號

改正 昭和十四年第六一號、一五年第五四號、一七年第六一號
學校卒業者使用制限令第一條ノ學校左ノ通指定ス

- 大學
 - 一 大學ノ工學部及理工學部
 - 二 旅順工科大学
 - 三 大學ノ工學部及理科學部ノ研究科(大學院)
 - 四 旅順工科大学ノ研究科
- 專門學校
 - 一 工業ニ關スル專門學校
 - 二 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
 - 三 南滿洲工業專門學校
 - 四 東京物理學校
 - 五 上田蠶絲專門學校
 - 六 日本大學大阪專門學校
- 實業學校
 - 一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定

昭和十三年九月二十日
南洋廳告示第六十六號

改正 昭和十四年第六二號、一五年第五五號、一六年第六二號、一七年第六二號
學校卒業者使用制限令第一條ノ學科左ノ通指定ス

- 十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
 - (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
 - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
 - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- 各種學校
 - 一 大連工業學校
 - 二 撫順工業學校
 - 三 各種學校
 - 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)

第十六章 軍事

大學ノ研究科(大學院)

- 一 機械工學、造兵工學、造船工學、航空工學、電氣工學、應用化學、鑛山學、冶金學、火藥學又ハ燃料化學ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ

大學

- 一 機械工學科(機械學科、化學機械學科及北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
 - 二 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
 - 三 航空學科(航空機工學科ヲ含ム)
 - 四 造兵學科
 - 五 電氣工學科(電氣學科、通信工學科及北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
 - 六 應用化學科(工業化學科、化學工學科、電氣化學科、染料化學科及窯業學科ヲ含ム)
 - 七 探鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、探鑛學科、鑛山工學科、冶金學科、金屬工學科、金屬學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
 - 八 燃料化學科(燃料工學科及北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム) 同項ニ左ノ二號ヲ加フ
 - 九 精密工學科
 - 十 土木工學科
 - 十一 建築學科
- 一乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

一七八八ノ三五ノ九

專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中等學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- 一 機械工學科(精密機械科、鑛山機械科、金屬工藝科、工作機械科、化學機械科及原動機械科ヲ含ム)
 - 二 造船工學科
 - 三 航空工學科
 - 四 電氣工學科(通信工學科ヲ含ム)
 - 五 應用化學科(電氣化學科、色素科、窯業科、工業化學科、人造纖維科及化學纖維科ヲ含ム)
 - 六 探鑛冶金學科(探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科、探炭工學科及金屬工業科ヲ含ム)
 - 七 燃料學科
 - 八 應用物理學科(應用物理學科及理學科ノ應用理學部選擇第一同二ヲ含ム)
 - 九 土木工學科
 - 一〇 建築學科
- 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム)

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

●勞務調整令

昭和十六年十二月六日 勅令第六十三號

第一章 總則

- 第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限
- 第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ使用セラルル從業者又ハ厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

學校卒業者使用制限令施行規則第一條ノ期間左ノ通定ム

昭和十七年五月十八日 南洋廳告示第六十號

昭和十七年九月 自昭和十七年四月一日起
昭和十七年十二月 至昭和十七年四月三十日
昭和十八年三月 至昭和十七年四月三十日

業使用セントスル卒 申 請 期 間
業者ノ卒業ノ時

●學校卒業者使用制限令施行規則第一條ノ期間

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ一〇

第十六章 軍事

之ヲ適用セズ

- 一 陸海軍ニ徴收若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合
- 三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合
- 四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ(以下技能者ト稱ス)ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條

- 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ
 - 一 年齢十四年未滿若ハ年齢六十年以上ノ男子又ハ年齢十四年未滿若ハ年齢四十一年以上ノ女子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合
 - 二 入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ命ゼラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵用ノ期間中雇傭期間ノ満了シタル者ガ其ノ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再ビ原職ニ復歸スル場合
- 三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ一

四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 本令施行後國民學校初等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ又ハ國民學校高等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條

年齢十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ(以下一般青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レ及就職スル場合
- 二 指定工場ノ事業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員數其ノ他雇入ニ關スル事項ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合
- 三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第八條

前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 第五條第二號ノ場合

〔第六回追録〕

命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第四章 雜則

第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請ニ付不正若ハ虛偽ノ事實アリト認めルトキ又ハ特ニ必要アリト認めルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認めルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係工場事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第十七條 前條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示シ證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

第十六章 軍事

二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依リ從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依リ從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第六條ノ規定ニ適用ニ付テハ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

年十四年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第七條ノ規定ニ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

事業主其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第六條若ハ第七條ノ規定ニ依リ認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル

一七八八ノ三五ノ二

第十六章 軍事

群島勞務手帳方國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ支廳長ニ於テ保管セラルル場合ナルトキハ關係支廳長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

支廳長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ南洋廳長官ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

第四條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷損ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二 支廳長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

三 支廳長ニ於テ日日又ハ三ヶ月以内ノ期間ヲ定メテ雇備セラレ臨時ノ作業ニ從事スルノ常況ニ在ルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇備シ居リタル技能者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル技能者ノ就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄支廳長ニ申請スベシ

第一項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ居住地ノ所轄支廳長ニ申請スベシ

第五條 令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 令第六條ノ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校修了者(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ日日雇入及就職ノ場合
二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合
三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ依リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇備シ居リタル國民學校修了者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル國民學校修了者ノ就職ノ場合
四 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付支廳長ノ認可ヲ受ケタル場合
前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス
第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇備セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇備關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇備スルモノト看做ス
第一項第四號ノ認可ノ申請ハ様式第五號國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄支廳長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄支廳長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

〔第六回追録〕

第三條ノ二ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第六條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ令第七條ノ一般青壯年(以下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄支廳長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄支廳長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

第七條 令第七條第三號ノ認可ノ申請ハ様式第七號ニ依リ一般青壯年及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄支廳長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄支廳長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第八條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合トス

第九條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス
一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ(軍屬ヲ含ム)トシテ戰闘其ノ他ノ公

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

務ニ因リ傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷損ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二 支廳長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇備シ居リタル一般青壯年ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合

四 一般青壯年ノ日日雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモノト支廳長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)

五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモノト支廳長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)

六 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスルモノハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄支廳長ニ申請スベシ
第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引

第十六章 軍事

續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同職ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第十條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ當時國民學校修了者及一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケテ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十一條 技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ支廳長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄支廳長ニ申請スベシ

第十二條 令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サル場合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科

一七八八ノ三五ノ一七

又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了若ハ中途退學スル日迄、年齢十四年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齢十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日迄ニ之ヲ爲スベシ

第十二條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サル場合ニ於ケル令第四條、令第七條第三號又ハ第五條第一項第四號ノ認可ノ申請ハ第三條、第七條及第五條第六項ノ規定ニ拘ラズ様式第九號ノ二ニ依リ從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄支廳長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 技能者、國民學校修了者及一般青壯年ヲ通算シ當時五人以上雇傭スル者ハ工場、事業場其ノ他從業者ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第十號ニ依リ從業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解雇、退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ南洋群島鑛業令ノ適用ヲ受ケル事業ニ使用セララル從業者ニ付テハ鑛夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ從業者ノ死亡、解雇又ハ退職後二年間之ヲ保存スベシ

第十四條 國ノ紹介ニ依リ又ハ令第四條、令第七條第二號若ハ第五條第一項第四號ノ認可ヲ受ケテ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ雇入レタル者ハ從業者ノ異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄支廳長ニ報告スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

〔第六回追録〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十條第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

第六條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十九日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關スルモノニ限リ同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十九日トス

昭和十七年一月十九日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ指令ヲ受ケタル日迄ニ於テ爲ス一般青壯年(別ニ指定スル學校ヲ昭和十六年十二月ヨリ昭和十七年三月迄ノ間ニ於テ卒業シ又ハ卒業スベキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第九條第一項ノ規定ニ拘ラズ令第八條第五號ノ場合ニ該當スルモノトス

〔第六回追録〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十條第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

第六條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十九日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關スルモノニ限リ同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十九日トス

昭和十七年一月十九日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ指令ヲ受ケタル日迄ニ於テ爲ス一般青壯年(別ニ指定スル學校ヲ昭和十六年十二月ヨリ昭和十七年三月迄ノ間ニ於テ卒業シ又ハ卒業スベキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第九條第一項ノ規定ニ拘ラズ令第八條第五號ノ場合ニ該當スルモノトス

該當スルモノトス

様式第一號

退解雇 職認可申請者

使從用ノ場所	在 地	職認可申請者
又ハ事業主氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	名 稱	

第十六章 軍事

續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同職ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第十條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ當時國民學校修了者及一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケテ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十六章 軍事

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ一九

從業者 現住所	從業者 業務ノ種類	氏名印及生年月日
		申請ノ理由
退職認可又ハ雇關係不存 續認可アリタル後ノ從業者 ノ就職豫定先(又ハ居住豫 定地)		

昭和 年 月 日
南洋廳支廳長宛

(記載心得)

一、本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トス
ルコト

技能者雇入認可申請書

當該期ニ於ケル技能者	事業ノ種類	技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ 他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ 在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	種別能	求人申込數	求人割當數	同上ノ充足數
			男	女	計	男

(第六回追録)

ノ求人及充足狀況

種別能	現在ノ又ハ從前ノ所在地及名稱	從前ノ業務ノ種類	就職事情	男	女	男	女	男	女	備考
				年	月	日生	年	月	日生	

(第六回追録)

昭和 年 月 日
南洋廳支廳長宛

(記載心得)

一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

一七八八ノ三五ノ二〇

第十六章 軍事

二、本申請書ハ技能者及其ノ技能者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ

- 二、本申請書ハ從業者ノ使用セラルル場所ノ所在地ノ所轄支廳長宛提出スルコト
- 三、標題ノ「解雇、退職、雇關係不存續」ノ文字ハ該當セザルモノヲ抹消スルコト
- 四、從業者ノ「業務ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械技術者、自動車運轉手等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「申請ノ理由」欄ニハ解雇、退職等ヲ爲サントスル理由ヲ詳細ニ記載スルコト尙其ノ理由ヲ證スベキ書類アルトキハ之ヲ添付スルコト
- 六、「退職認可又ハ雇關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先(又ハ居住地豫定地)」欄ニハ事業主ノ爲ス解雇認可申請又ハ雇關係不存續認可申請ナル場合ニ於テ之ガ記載ヲ要セザルコト
- 七、氏名ノ下ノ印ハ申請者ノミ捺捺スベキコト

申請(求人申込)ノ理由	國ノモル		介紹ノ依リ		雇リテハ		探用ノ地		別地域内		トシテ	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
計												

(注意) 本期雇入計畫數欄中「認可ヲ受ケテ雇入レントスル一般青壯年」中ニハ昭和十六年十二月以後ニ於テ中學校、高等女學校(高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム)、實業學校(商船學校又ハ學校卒業者使用制限令第一條ノ學校及學科ヲ修メタルモノヲ除ク)竝ニ卒業者ニ關シ之ト同等以上ト指定セラレタル學校ヲ卒業シタル者ハ之ヲ含マシメザルコト

職種別	採用條件			雇備條件		
	年齢	學歷又ハ技能	身體的規格	給料又ハ賃金	其他ノ給與	其他

一、職種別採用條件及雇備條件

ノ不明ナルトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載スルコト

尙利用狀況ニ關シテハ必要ニ依リ關係官廳又ハ團體等ノ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトアルヲ以テ正確ナル根據ニ依リ記載スルコト

(2) 「軍需及官需」ニハ軍及其ノ他ノ官廳ニ直接納入シタルモノヲ記載スルコト

(2) 「生擴」ニハ主管省ヨリ生産擴充品目ノ生産數量割當ニ基キタルモノヲ記載スルコト但シ軍及其ノ他ノ官廳ニ直接納入シタルモノハ之ヲ除外スルコト

(4) 「其ノ他」ニハ軍需、官需及生擴以外ノモノヲ記載スルコト

(5) 生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五、「本期雇入計畫數」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト
 (1) 「一般青壯年及國民學校修了者」欄ノ「一般青壯年」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル一般青壯年ニ該當スルモノナルコト「國民學校修了者」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル國民學校修了者中修了ノ年ノ七月以降ニ於テ紹介ヲ受ケテ雇入レントスルモノヲ記載スルコト

(2) 「増員」ハ新規需要數ヲ、「補充」ハ解雇減耗ニ依ル減少ノ補充ノ爲ノ需要數ヲ記載スルコト

六、「申請(求人申込)ノ理由」欄ニハ採用希望地域ニ於ケル特殊緣故關係、其ノ他雇入認可申請又ハ求人申込ニ關シ參考トナルベキ事項ヲ詳細ニ記載スルコト

七、「宿舍及食事」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定ノモノトニ區別

一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm x 257mm)トスルコト	
二、本申請書竝ニ求人申込書ハ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄支廳長宛提出スルコト	
三、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械鑛業、造船業、乗合自動車業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト	
四、「利用狀況」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト	
(1) 利用率ハ雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ雇入認可申請又ハ求人申込ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間ノ生産金額	

(記載心得)

シ、收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月等)及舍費、食費額等ヲ記載スルコト

八、「其ノ他參考事項」ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

九、國ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ノ雇入認可申請ニハ本様式(二)ノ記載ハ之ヲ要セザルコト

一〇、本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該係官ノ證明書ヲ添附シ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第七號

特定ノ一般青壯年雇入認可申請書

從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	
事業ノ種類	
當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足數	求申 人 男 人 女
雇入ノ理由	求割 人 男 人 女
	充 人 男 人 女

現在又ハ 務ノ種類	現在又ハ 從前 務ノ種類	從前 務ノ種類	就 職 事 情	就 職 所 及 生 年 月 日	備 考

昭和 年 月 日
南洋廳支廳長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格 B5 判 (182mm x 257mm) トスルコト
- 二、本申請書ハ一般青壯年及其ノ一般青壯年ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄支廳長宛提出スルコト
- 三、一般青壯年ヲ使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ南洋群島ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シ

- テ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械鑄造業、造船業、乗合自動車業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
 - 五、「當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足状況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
 - 六、「現在又ハ從前ノ業務ノ種類」欄ニハ現ニ從事シ又ハ從前從事シ居リタル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
 - 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從事シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
 - 八、「從事セシメントスル業務ノ種類」欄ニハ認可後從事セシメントスル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
 - 九、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第八號

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

工場、事業場其ノ 他ノ場所ノ所在 地、名稱及事業主 (法人ニ在リテハ 其ノ名稱及代表 者)ノ氏名印	事業ノ種類

〔第六回追録〕

前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ員數	計	男	女	計	勞務供給業者ノ住所氏名	使用人員 期間中ニ於ケル延員數 同上ノ一日最高使用員數	同上ノ主要ナル職種
計							

昭和 年 月 日
南洋廳支廳長宛

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械鑄造業、造船業、乗合自動車業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數」ハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
- 三、「其ノ他」欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

第十六章 軍事

様式第九號

勞務供給ニ依ル技能者使用認可申請書

工場、事業場其ノ 他ノ場所ノ所在 地、名稱及事業主 (法人ニ在リテハ 其ノ名稱及代表 者)ノ氏名印	事業ノ種類	勞務供給業者ノ住所氏名	技能者ノ種別	使用人員 期間中ニ於ケル延員數 同上ノ一日最高使用員數	使用期間

昭和 年 月 日
南洋廳支廳長宛

〔第六回追録〕

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ二五ノ五

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鑄造業、乗合自動車業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 二、「技能者ノ種別」欄ニハ例ヘバ鋸打工、熔接工ノ如ク具體的ニ記載スルコト

- 三、「申請理由」欄ニハ勞務ノ供給ニ依リ技能者ヲ使用スベキ必要事由ヲ具體的ニ記載スルコト
- 四、「其ノ他」欄ニハ参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第九號ノ二

從業者雇入、就職(所屬移動)認可申請書

從業者ノ技能者又ハ一般青壯年ノ區別	從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
	現在使用ノ場所及名稱ノ種類	從事スル業務ノ種類		
從業者ノ姓名	從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名
從業者ノ現在狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況	所屬移動ノ理由	從業者氏名

昭和 年 月 日
支廳長 宛

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ 國定規格 B5 判 (182mm x 257mm) トスルコト
- 二、本申請書ハ事業主ガ其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行ハントスル場合ニ限ルモノナルコト

〔第六回追録〕

- 三、本申請書ハ當該ノ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年タル從業者ニ付使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄支廳長宛提出スルコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ金屬鑄造業、鐵道業、銀行等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

- 五、「從事スル(從事セシメントスル)業務ノ種類」欄ニハ其ノ職業名ヲ例ヘバ鑄山技術者、機械技術員、化學技術員、會計係事務員、預金係事務員等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 六、「所屬移動ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

〔第六回追録〕

様式第十號

從業者名簿

業務ノ種類	從業者ノ姓名	性別	本籍	雇入年月日	雇入ノ手續	解雇又ハ退職年月日	備考
女男	氏名	性	籍	年 月 日	何 國 月 日 何 國 月 日	昭 和 年 月 日	
女男	氏名	性	籍	年 月 日	何 國 月 日 何 國 月 日	昭 和 年 月 日	
女男	氏名	性	籍	年 月 日	何 國 月 日 何 國 月 日	昭 和 年 月 日	
女男	氏名	性	籍	年 月 日	何 國 月 日 何 國 月 日	昭 和 年 月 日	
女男	氏名	性	籍	年 月 日	何 國 月 日 何 國 月 日	昭 和 年 月 日	
女男	氏名	性	籍	年 月 日	何 國 月 日 何 國 月 日	昭 和 年 月 日	

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ二五ノ六

(記載心得)

- 一、「業務ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械鑄造、造船業、乗合自動車業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 二、「雇入ノ手續」欄ニハ其ノ雇入ガ國ノ紹介又ハ雇入認可(技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ各雇入認可ノ種類別)ノ別及紹介又ハ雇入認可アリタル年月日ヲ記載スルコト
- 三、令第二條第一項ノ指定工場ノ從業者又ハ同條ノ南洋廳長官ノ指定スル從業者ナル場合ノ解雇、退職ニ付テハ其ノ理由及願末ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スルコト

様式第十一號

從業者異動狀況報告

昭和 年 月 日

報告者 氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱) 及代表者 氏 名

種別	前期始現在人員		計
	男	女	
技能者	國ノ紹介ニ依ルモノノ認可ニ依ルモノ		
	國民學校修了者ノ認可ニ依ルモノ		
中期	國ノ紹介ニ依ルモノノ認可ニ依ルモノ		
	國民學校修了者ノ認可ニ依ルモノ		

前期末現在人員	前期中期解雇人員			雇入人員			
	計	一般青壯年適用外ノモノ	技能者	計	適用外ノモノ	一般青壯年	國ノ紹介ニ依ルモノノ認可ニ依ルモノノ特定者雇入認可ニ依ルモノ

(注意) 本報告ハ次ノ期ニ於ケル一般青壯年ノ緣故雇入認可申請ヲ爲ス者及技能者又ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ申請書又ハ求人申込者ト共ニ之ヲ提出スルコト

(記載心得)

- 一、本報告ハ規則第十四條ノ期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所轄支廳長宛之ヲ爲スコト
- 二、本報告ニハ日日雇入タル者ヲ合マシメザルコト
- 三、「適用外ノモノ」欄ニハ勞務調整令ノ技能者、國民學校修了者又

〔第六回追録〕

ハ一般青壯年ノ何レニモ該當セザル從業者ノ雇入(國ノ紹介ニ依ルモノヲ含ム)及解雇ニ付記載スルコト

様式第十二號 本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm x 105mm)トシ中央點線ノ所ヨリニツ折トス

(表面)

第 號 昭和 年 月 日交付

勞務調整令ニ關スル臨檢票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

南洋廳印
官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條ノ政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

勞務調整令第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

〔第六回追録〕

- (一) 航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査業ニ従事スルヲ業トスルモノ、機械検査工
- (二) レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、レンズ検査工
- (三) 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運転作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、試運転工
- (四) 化學分析作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、分析工
- (五) 石炭又ハ亞炭ノ探掘又ハ探掘ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、探掘夫
- (六) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (七) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (八) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (九) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (十) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (十一) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (十二) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (十三) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (十四) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (十五) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (十六) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (十七) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (十八) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫
- (十九) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ選別ノミニ従事スルモノ、炭坑内選炭夫
- (二十) 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬ノミニ従事スルモノ、炭坑内運炭夫

- (一) 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、(大割夫ヲ含ム)、機械選鑛夫
- (二) 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ、製銑工
- (三) 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ、非鐵金屬製鍊工
- (四) 金屬ノ熔、練、棒、管、條、板又ハダイヤノ製造ノ爲メ機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、壓延伸張工
- (五) 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ、鑄物工
- (六) 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ム)且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及刃物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ、鍛工
- (七) 金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、熱處理工
- (八) 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木製作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、現圖工
- (九) 鉛體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ、撓曲工
- (十) 鋸、鋸、鋸打等ノ鋸製作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、鋸打工

〔第六回追録〕

- (一) コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、填隙工
- (二) 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、熔接工
- (三) 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、製罐工
- (四) 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、剪斷工
- (五) 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル罫書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、(船臺大工ヲ含ム)、鐵木工
- (六) 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、(銅打物職ヲ含ミブリキ職ヲ除ク)、板金工
- (七) 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、金屬プレス工
- (八) 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、銅工
- (九) 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、(鉛工ヲ含ム)、配管工
- (十) 鐵材又ハ鋼材ノ組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、(第三六號乃至第四六號ニ屬スルモノヲ除ク)、鐵工
- (十一) 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、旋盤工

- (一) タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、タレット工
- (二) 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、中グリ工
- (三) 研磨盤、ラップ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、研磨工
- (四) ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、ボール盤工
- (五) 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、平削工
- (六) 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、形削工
- (七) フライ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、フライス工
- (八) 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、齒切工
- (九) 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、(第四八號乃至第五六號ニ屬スルモノヲ除ク)、特殊機械工
- (十) 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジク、金型計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネチ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑽、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ、工具仕上工
- (十一) 主トシテ鑽、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ、

- (一) 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二) 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (三) 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學、機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (四) 精密組立工
- (五) 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (六) 機械組立工
- (七) 航空機ノ仕上、組立、修繕、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (八) 航空機組立工
- (九) 自動車ノ仕上、組立、修繕、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十) 自動車工
- (十一) 艦船ノ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十二) 艦船工
- (十三) 電線又ハ電線ノ被覆、鍍装又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十四) 電線被覆工
- (十五) 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十六) 撚線工
- (十七) 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十八) 巻線工
- (十九) 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二十) 絶縁工

- (一) 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二) 製材工
- (三) 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (四) 合板工
- (五) 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (六) 木型工
- (七) 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
- (八) 木工
- (九) 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十) 造船工
- (十一) 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十二) 石炭乾溜工
- (十三) 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十四) ガス發生爐工
- (十五) タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十六) タール分溜工
- (十七) 動物油抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十八) 油脂工
- (十九) ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二十) ゴム工

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- (一) 製紙用又ハ人絹用バルブ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二) バルブ工
- (三) 顔料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (四) 顔料塗料工
- (五) 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (六) 火工
- (七) 蓄電池濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- (八) 電池工
- (九) セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ燒成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十) 窯業燒成工
- (十一) 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十二) ルツボ工
- (十三) レンズ、プリズム、レベリ、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十四) 光學ガラス工
- (十五) 蒸氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- (十六) 蒸氣機關車運轉手
- (十七) 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- (十八) 内燃機關車運轉手
- (十九) 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二十) 電車運轉手
- (二十一) 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二十二) 自動車運轉手
- (二十三) 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、

- (一) 手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二) 航空機整備員
- (三) 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (四) 有線電信通信士
- (五) 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (六) 無線電信通信士
- (七) 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
- (八) 漁船運轉手
- (九) 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十) 製圖手
- (十一) 作業企業、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十二) 企畫手
- (十三) 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十四) 通信電路工
- (十五) 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十六) 通信電機工
- (十七) 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (十八) 電力電機工
- (十九) 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二十) 電力電機工
- (二十一) 汽罐ノ罐裝又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- (二十二) 汽罐士

第十六章 軍事

- (一) 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保籍ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (二) 起重機ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (三) 起重機運轉工
- (四) 熔鑄爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (五) 築爐工
- (六) 保溫材取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (七) 保溫工
- (八) メツキ、ボンデライト、ハーカライデング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (九) メツキ工
- (十) 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (十一) 塗工
- (十二) 帆、索具、防敵物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(鋪及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (十三) 網具工
- (十四) 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (十五) 氣象手
- (十六) 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- (十七) 潜水夫

一七八八ノ三五ノ二五ノ一五

五 左ニ掲グル學校ニ於テ左ニ掲グル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

- (一) 大學
 - イ 大學ノ工學部及理工學部
 - ロ 旅順工科大學
 - ハ 早稻田大學文學部
 - ニ 拓殖大學
- (二) 專門學校
 - イ 工業及鑛業ニ關スル專門學校
 - ロ 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
 - ハ 南滿洲工業專門學校
 - ニ 農林業ニ關スル專門學校
- (三) 實業學校
 - イ 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - 1 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
 - 2 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- 年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
- 3 前號ト同等以上ノモノ
- 4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- ハ 大連工業學校
- ハ 撫順工業學校
- 各種學校 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

學科

- (一) 大學
 - イ 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
 - ロ 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
 - ハ 航空學科
 - ニ 造兵學科
 - ホ 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
 - ヘ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
 - ト 探鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
 - チ 火藥學科

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ二五ノ一六

- リ 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- ヌ 土木工學科
- ル 建築學科
- ヲ 窯業科
- イ及ホ乃至トノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
- (二) 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
 - イ 造船工學科(精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
 - ロ 造船工學科
 - ハ 航空工學科
 - ニ 電氣工學科(電氣科ヲ含ム)
 - ホ 應用化學科(電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
 - ヘ 探鑛冶金學科(探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及探炭工學科ヲ含ム)
 - ト 燃料學科
 - チ 窯業科
 - リ 土木工學科
 - ヌ 建築學科
 - ル 農藝化學科
- (三) 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校乃至實業學校ニ非ザル私立學校

第十六章 軍事

ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム

イ 機械科(機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、探礦機科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他ノ機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

ロ 造船科
ハ 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
ニ 電氣科
ホ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

ヘ 探礦冶金科(探礦科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
ト 土木建築科(土木科、建築科ヲ含ム)
チ 窯業科(陶器科、製陶科ヲ含ム)
リ 塗工科(家具塗工科ヲ含ム)

六 左ニ掲グル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者
(一) 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
(二) 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ國民學校高等科修了程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

(三) 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)
七 左ニ掲グル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ左ニ掲グル免許ヲ受

者ニ限ル

二 土石採取業ニシテ左ニ掲グルモノ

(一) アルミニウム原礦採取業

(二) 石灰石、工業用特殊陶磁器原石、耐火材料原材料(珪石、珪藻土、フロマイドヲ含ム)及石綿採取業

(三) 螢石及雲母採取業

(四) 土砂採取業

三 金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ

(一) 金屬精鍊業及材料品製造業

(二) 鍍金業(亜鉛メッキ及錫メッキ業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ

(三) 鍊鎖製造業

(四) 鍊鎖製造業

(五) 鍊鎖製造業

(六) 鍊鎖製造業

(七) 鍊鎖製造業

(八) 鍊鎖製造業

(九) 鍊鎖製造業

(十) 鍊鎖製造業

(十一) 鍊鎖製造業

(十二) 鍊鎖製造業

(十三) 鍊鎖製造業

(十四) 鍊鎖製造業

(十五) 鍊鎖製造業

(十六) 鍊鎖製造業

(十七) 鍊鎖製造業

(十八) 鍊鎖製造業

(十九) 鍊鎖製造業

(二十) 鍊鎖製造業

(二十一) 鍊鎖製造業

(二十二) 鍊鎖製造業

(二十三) 鍊鎖製造業

(二十四) 鍊鎖製造業

(二十五) 鍊鎖製造業

一七八八ノ三五ノ二五ノ一七

ケタル者

(一) 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定

(二) 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査

(三) 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定

(四) 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡

(五) 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡

(六) 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡

(七) 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定

(八) 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許

(九) 裝蹄師試驗規則ニ依ル蹄鐵工試驗

(十) 自動車取締令ニ依ル自動車運轉者ノ免許

(十一) 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許

(十二) 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

(十三) 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

勞務調整令第七條第二號ノ事業ヲ左ノ通指定ス
一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)

勞務調整令第七條第二號ノ事業ノ指定

昭和十七年四月二十八日
南洋廳告示第四十七號

勞務調整令第七條第二號ノ事業ヲ左ノ通指定ス
一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)

[第六回追録]

[第六回追録]

ラ 金屬切斷業(軍需用ノモノニ限ル)

ワ 熔接業

カ 其ノ他ノ金屬製品製造加工業(軍需用ノモノニ限ル)

四 機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ

電池製造業(乾電池製造業ハ軍需及生擴附帶ノモノニ限ル)工作機製造業

探礦、選礦及精鍊用機械器具製造業

化學工業用機械器具製造業(製紙機械器具製造業ヲ除ク)

瓦斯發生裝置製造業及鑄造機製造業

ミシン製造業(軍需用ノモノニ限ル)

鐵道車輛製造業(內燃自動車製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

自動車製造業

自轉車及其ノ他ノ車輛製造業

船舶製造業

航空機、航空機部分品及附屬品製造業

運搬機械製造業

ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業

特殊澆水機製造業(軍需用ノモノニ限ル)

農業用機械器具製造業

土木建築用機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)

計測器類製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 度量衡器製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ロ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ハ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ニ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ホ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ヘ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ト 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

チ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

リ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ル 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ二五ノ一八

第十六章 軍事

- ハ 體溫計製造業
- ニ 電氣計器製造業
- ホ 計壓器類製造業
- ヘ 其ノ他ノ計器製造業
- ト 時計(電氣時計ヲ除ク)製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- チ 測量用機械器具製造業(製圖用機械器具製造業ヲ含ム)
- リ 試験及檢査用機械器具製造業
- ル 學術及醫療機械器具製造業
- レ 光學機械器具製造業(寫眞機類製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- ロ 照用用機械器具製造業(電球製造業以外ハ軍需用及鑛山用ノモノニ限ル)
- ハ 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ
- イ 事務用機械製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ロ 瓦斯器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ハ 辨及コック製造業
- ニ 軸受(寶石類ヲ以テ製造シタルモノヲ含ム)製造業
- ホ ベルト車、車輪及車軸製造業
- ヘ イ乃至ホ以外ノ部分品及附屬品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ト 其ノ他ノ機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- チ 商車製造業
- ニ 機械器具裝置業
- 五 化學工業ニシテ左ニ掲グルモノ
- (一) 製藥業

一七八八ノ三五ノ二五ノ一九

- (二) 工業藥品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
- イ 壓縮瓦斯製造業(酸素、水素、鹽素、アセチレン、アムモニ、窒素、臭素以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- ロ アルコール(含水)フチルアルコール製造業
- ハ アセトン、ホルマリン、エーテル及グリセリン製造業
- ニ グリコール製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ホ ヨード、ヨードカリ及鹽化カリ製造業
- ト シアンナトリウム及シアンカリ製造業
- レ 合成ベンゾール、合成トルオール、合成ゴム、合成硝酸、メタノール及其ノ他ノ合成化學工業藥品製造業
- (三) 染料及中間物製造業(天然染料及硫化染料製造業ハ軍需用ニ限ル)
- (四) 塗料製造業(船底塗料製造業以外ハ軍需用及生擴用ノモノニ限ル)
- (五) 顏料(カーボンブラック、アセチレンブラック、硫酸バリウム、リトボン、チタン白、軍需用鉛白、軍需用群青、軍需用紺青及ベシガラニ限ル)製造業
- (六) 發火物製造業(煙火製造業ヲ除ク)
- (七) 植物油脂類製造業(輸出用ノモノヲ除キ薄荷腦、薄荷油、テレピン油、ミカン油製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- (八) 動物油脂製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- (二) 蠟及加工油製造業(木蠟製造業及蠟燭製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- (三) ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)
- (四) パルプ製造業
- (五) 製紙業
- (六) セロファン紙製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (七) セルロイド製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
- (八) イセルロイド素地製造業
- (九) ロベンチンセルロース製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一〇) ハチアセチルセルロース製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一一) 化學纖維製造業
- (一二) 肥料製造業
- (一三) 皮革製造業(鯨革及鯨革製造業以外ハ軍需要ノモノニ限ル)
- (一四) 石鹼(化粧品ヲ除ク)製造業
- (一五) 左ニ掲グル諸化學工業
- (一六) イ人造レヂン素地及製品製造業(有機ガラス製造業ヲ含ム)
- (一七) ロバルカナイズドフアイバ製造業
- (一八) ハリノリウム製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一九) ニ防水布凝革布類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (二〇) ホ建築用防水紙及防水布製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (二一) ヘフィルム、乾板類製造業
- (二二) トタンニ製造業
- (二三) チ糊料製造業(膠及ゼラチン製造業ニ限ル)

一七八八ノ三五ノ二五ノ二〇

- (一) 殺蟲劑及防腐劑製造業
- (二) マ 研磨材料及研磨用製造業
- (三) ル 炭素製品製造業
- (四) ヲ コークス製造業
- (五) ワ 化學兵器製造業
- (六) カ 其ノ他ノ化學製品製造業(活性炭及木炭以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- (七) ニ 瓦斯業及電氣業
- (八) 水道業
- (九) 窯業及土石加工業ニシテ左ニ掲グルモノ
- (一〇) 電氣用、醫療用、耐酸用及耐熱用陶磁器製造業
- (一一) 陶管製造業
- (一二) 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸用若ハ耐熱用ガラス竝ニ板ガラス製品製造業
- (一三) セメント製造業
- (一四) 煉瓦及耐火物製造業
- (一五) 屋根瓦製造業
- (一六) 石灰製造業
- (一七) 珪瑯鐵器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一八) 其ノ他ノ窯業製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (一九) セメント製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (二〇) 石綿製品製造業(軍需用及生擴附帶用ノモノニ限ル)
- (二一) 九 紡績工業ニシテ左ニ掲グルモノ

第十六章 軍事

- (一) 製絲業(生絲製絲業ニ限ル)
- (二) 紡績業(綿絲紡績業、絹絲紡績業、麻絲紡績業、毛絲紡績業及ステープルファイバース紡績業ニ限ル但輸出用ノモノヲ除ク)
- (三) 綿及絹織絲業
- (四) 織物業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 純綿織物業
 - ロ 混紡織物業
 - ハ 絹織物業製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - ニ 人造絹絲トノ交織絹織物業製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - ホ 麻織物業製造業
 - ヘ 純毛織物業製造業
 - ト 混紡毛織物業製造業
 - チ 人造絹織物業製造業
 - リ 交織人造絹織物業製造業
 - ヌ ステープルファイバース織物業製造業
 - メ リヤス素地編立業
 - メリヤス製品製造業
 - 綿組物業製造業
 - 綿製造業(真綿製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
 - 染色及整理業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 機械捺染業
 - ロ 無地染業
 - ハ 布染晒整理業

一七八八ノ三五ノ二五ノ二一

- (一) フエルト製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (二) 繭織維製造業
- (三) 裁縫業
- (四) 製材及合板業(輸出用ノモノヲ除ク)
- (五) コルク製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- (六) 鑄物用木型製造業
- (七) 食料品工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一三 精穀業
 - 一二 製粉及澱粉製造業
 - 一一 製糖業
 - 一〇 醸造業(醬油、味噌、食酢、和酒及麥酒製造業ニ限ル)
 - 〇九 パン(菓子パンヲ除ク)製造業
 - 〇八 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - 〇七 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - 〇六 畜産食料品製造業(煉乳、粉乳、バター其ノ他乳製品及人造バター製造業ニ限ル)
 - 〇五 水産食料品製造業(乾海苔、佃煮海苔、昆布及昆布製品、細寒天並ニ角寒天製造業ヲ除ク)
 - 〇四 煙草製造業
 - 〇三 製氷及冷凍食料品製造業
 - 〇二 製麵業
 - 〇一 肉エキス製造業
- (八) 左ニ掲グル諸工業

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- (一) 印刷業(兌換銀行券、郵便及官報類印刷業ニ限ル)
- (二) 疊製造業
- (三) 綿、麻、毛及絹製綱、繩及綱製造業(軍需用漁業用及船舶用ノモノニ限ル)
- (四) 皮革製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 革靴製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 馬具製造業
 - ハ ベルト製造業
- (五) 家畜用配合飼料製造業
- (六) 醫療材料品製造業
- (七) 義肢製造業
- (八) 物品販賣業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一五 米穀販賣業
 - 一四 蔬菜類販賣業
 - 一三 鮮魚類販賣業
 - 一二 牛乳販賣業
 - 一一 薪、炭販賣業
 - 一〇 石炭、コークス販賣業
 - 〇九 新聞發行販賣業
 - 〇八 牛馬商
 - 〇七 勞務供給業(軍需、生産力擴充、土木建築及運輸通信關係ノモノニ限ル)
 - 〇六 銀行業、信託業

一七八八ノ三五ノ二五ノ三三

- 一九 無盡業、保險業
- 二〇 倉庫業
- 二一 冷蔵倉庫業
- 二二 運輸業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 二二 鐵道(鋼索鐵道ハ平坦線ニ限ル)及軌道業
 - 二一 乘合自動車運輸業
 - 二〇 貨物自動車運輸業
 - 一九 小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業ニ限ル)
 - 一八 港灣運送業
 - 一七 船舶運送業
 - 一六 航空輸送業
 - 一五 通信事業(郵便物運送請負業ヲ含ム)
 - 一四 土木建築業
 - 一三 教育(學校、圖書館及博物館ニ限ル)事業
 - 一二 醫療衛生事業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 二六 醫藥
 - 二五 浴場業
 - 二四 清掃業
 - 二三 海難船舶救助事業
 - 二二 學術研究事業

●勞務調整令第七條第二號ノ者

ノ指定

昭和十七年四月二十八日、
南洋廳告示第四十八號

勞務調整令第七條第二號ノ者ヲ左ノ通指定ス

- 一 南洋群島部落規程ニ依ル部落
- 二 神社
- 三 特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタル團體
- 四 民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人
- 五 法令ニ依リ物資ノ配給ノ統制ニ關スル業務ヲ行フ者

●勞務調整令第九條ノ事業ノ指

定

昭和十七年四月二十八日
南洋廳告示第四十九號

勞務調整令第九條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植又ハ栽培
- 二 西洋梨、メロン、ブラッド、オレンジ又ハジヨツパー、オレンジノ栽培
- 三 豌豆、大豆、蠶、茗荷等ノガラス室、障子室其ノ他ノ保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ速成栽培
- 四 眞珠貝、珊瑚又ハ觀賞用魚類ノ採捕又ハ養殖

〔第六回追録〕

●勞務調整令施行規則第九條第

一項第六號一般青壯年ノ雇入
及就職ノ場合ノ指定

昭和十七年四月二十八日
南洋廳告示第五十號

勞務調整令施行規則第九條第一項第六號ノ一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合左ノ通指定ス

- 一 月給百五十圓又ハ年俸千八百圓ヲ超ユル者ノ事務職員トシテノ雇入及就職ノ場合
- 二 大學、專門學校（之ニ準ズルモノヲ含ム）實業專門學校、高等學校高等科（之ニ準ズルモノヲ含ム）又ハ大學豫科ヲ卒業又ハ修了シタル一般青壯年ノ勞務調整令第七條第二號ニ掲グル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合
- 三 農、林、水産物若ハ畜産物ノ生産指導ヲ目的トスル團體又ハ養蠶業指導ヲ目的トスル團體ニ於ケル農業技術者、林業技術者、水産技術者、畜産技術者又ハ蠶業技術者トシテノ雇入及就職ノ場合
- 四 食料品技術者、醸造技術者、紡績技術者、染色技術者若ハ農林水産學研究員、鑛工學研究員、醫學研究員其ノ他ノ理科學研究員又ハ齒科技工トシテノ雇入及就職ノ場合
- 五 國民學校、青年學校又ハ文部大臣ノ認可若ハ認定ヲ受ケタル學校ノ教職員トシテノ雇入及就職ノ場合

〔第六回追録〕

●勞務調整令施行規則附則第四

項ノ學校ノ指定

昭和十七年四月二十八日
南洋廳告示第五十一號

勞務調整令施行規則第四項ノ學校ヲ左ノ通指定ス

- 一 中學校
- 二 高等女學校（高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム）
- 三 實業學校但シ實業專門學校、商船學校及學校卒業者使用制限令第一條ノ學校（同條ノ學科ニ限ル）ハ之ヲ除ク
- 四 前號ニ掲グルモノヲ除キ大正十三年文部省令第二十二號專門學校入學者檢定規程第十一條第二項ニ依リ指定セラレタル學校

●工場事業場技能者養成令

昭和十四年三月三十一日
勅令第三百三十一號

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

- 第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主（以下事業主ト稱ス）ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ當時二百人以上使用スル工場又ハ事業場
- 二 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ當時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ
- 第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラレベキ者（以下養成工ト稱ス）ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セラレル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ二七

事業主ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依リ技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成

ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帶セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

厚生大臣ハ本令ニ依リ技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモノ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消スコトヲ得

- 一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ
- 二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三三ノ三二

三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セララルル虞アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得
 - 一 最低賃金
 - 二 最高初給賃金
 - 三 最高賃金
 - 四 定額賃金制ニ於ケル定額給
 - 五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給
 - 六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
 - 七 手當

八 實物給與

九 昇給規程

十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントストキハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定メ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定メ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定メ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定メ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 削除

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲メ賃金委員會ヲ置ク

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ)ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣(内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域)ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附則

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ關則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第十六章 軍事

シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定メ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定メシテ勞務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依リ制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ妨グズ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一

條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

●賃金統制令施行規則

昭和十六年七月十八日
南洋廳令第三十四號

改正 昭和十七年第二號

第一條 賃金統制令(以下合稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ労働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル労働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル労働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル労働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル労働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル労働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ労働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ労働者タラザルモノトス

〔第六回追録〕

- 一 料理屋業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者
- 三 雇傭主ニ於テ南洋廳長官ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ労働者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル労働者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中労働者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係労働者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
- 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件

〔第六回追録〕

- 七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件
- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
- 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

項

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ要品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ

認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別労働者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 前號ノ外南洋廳長官ノ指定スル手當
- 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 四 賞與
- 五 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場鑛山ノ労働者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

- 一 三十歳未満ノ未経験労働者 三月
- 二 三十歳未満ノ経験労働者 一年
- 三 三十歳以上四十歳未満ノ労働者 一年

第十一條 前條ノ未経験労働者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル労働者ヲ謂フ

- 一 従事シツツアル労働又ハ之ト同種ノ労働ニ三月以上従事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上労働ニ従事シタル經驗アル者
- 三 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ

第十六章 軍事

修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立養成施設ニシテ南洋廳長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者

四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者

五 前號ニ掲グルモノノ外國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

前項第一號ノ同種ノ労働ノ範圍ハ南洋廳長官之ヲ定ム
最高初給賃金ガ業種又ハ労働者ノ經驗年數ニ依リ區別アルトキハ其ノ業種ノ區分又ハ經驗年數ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ南洋廳長官之ヲ定ム

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル労働者又ハ南洋廳長官ノ指定スル労働者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該労働者ノ南洋廳長官ノ定ムル賃金日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當
- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 三 前二號ノ外南洋廳長官ノ指定スル手當
- 四 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 五 賞與
- 六 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セ

一七八八ノ三五ノ三三ノ二七

一 労働者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ

二 労働者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ

三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇主ガ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ労働者ヲ雇備スルトキ

雇主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ労働者ヲ雇備シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇備ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依リ報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ労働者ヲ雇備スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
- 二 労働者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
- 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ労働者ヲ雇備シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇備ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ南洋廳長官ニ報告スベシ

〔第六回追録〕

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル労働者以外ノ労働者ヲ常時三十人以上雇備スル雇主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ

當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ナルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

一 工場、事業場ニ於ケル労働者ノ職種、年齢、經驗年數等ニ因リ必要アルトキ

二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ

三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ

四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三三ノ二八

〔第六回追録〕

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失効ノ期限ヲ附スルモノトス

雇主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル労働者以外ノ労働者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル労働者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ労働者ヲ定ム

- 一 南洋廳長官ノ指定スル手當
- 二 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 三 日日雇入ルルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 二 賞與
- 三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

同一ノ工場、事業場ニ於テ平均時間割賃金ノ異ル二以上ノ事業ヲ營ムトキハ雇主ハ其ノ平均時間割賃金ノ適用ヲ受クベキ業種ヲ選定シ豫メ之ヲ南洋廳長官ニ届出ツベシ

南洋廳長官前項ノ規定ニ依リ雇主ノ業種ノ選定ヲ不適當ト認メタルトキハ別段ノ指定ヲ爲スコトヲ得

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三三ノ二九

第一項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シテ支給セントストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ南洋廳長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セ

ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容

三 廢止又ハ變更セントストキハ協定ノ行ハルル區域

四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由

五 其ノ他參考トナルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ

ノトストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受ケル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若クハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受ケル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ南洋廳長官ノ定ムル價格ヲ下ル代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントストキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ

他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作製シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票、總括票及特別手當臺帳トス

個人票及總括票ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號様式ニ依ルベシ

第一項ノ特別手當臺帳ニハ第二十一條第二號ノ手當ノ種類毎ニ手當ヲ受ケル勞務者ノ氏名、男女別、年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ

雇傭主南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付第二項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付特別手當臺帳ニ在リテハ毎月又ハ費用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ南洋廳長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三三ノ三〇

團體ノ名稱及所在地

二 協定ノ内容

三 協定ノ行ハルル區域

四 其ノ他參考トナルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一號但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ南洋廳長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容

三 廢止又ハ變更セントストキハ協定ノ行ハルル區域

四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由

五 其ノ他參考トナルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ

ノトストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受ケル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若クハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受ケル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ南洋廳長官ノ定ムル價格ヲ下ル代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントストキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントストキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ

他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作製シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票、總括票及特別手當臺帳トス

個人票及總括票ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號様式ニ依ルベシ

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三三ノ三一

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル
第四十一條 南洋廳長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十
 六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一
 項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ
 其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ
 發セザルトキハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可ヲ
 リタルモノトス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申
 請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ
 文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ
第四十二條 本令ノ規定ニ基キ南洋廳長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告
 ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ區分シ之ヲ爲スベシ
第四十三條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人
 ヲ定メタルトキハ南洋廳長官ニ届出ツベシ其ノ代理權ヲ解除シタルト
 キ亦同ジ

附則

第四十四條 本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ適用ス
第四十五條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於
 テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令
 施行ノ日ヨリ六十日トス
第四十六條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ
 規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項
 ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス
第四十七條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依

リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルトキニ付
 許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做
 ス

第四十八條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ
 受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シタル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九
 十日以内ヲ限リ其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ
第四十九條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ
 受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シタル雇傭主ハ令施行ノ日ヨ
 リ九十日以内ヲ限リ其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ
第五十條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲
 シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シタル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ
 許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ販賣又ハ
 委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於
 テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限
 ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十二條 從前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置
 令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金彙帳ハ其ノ最後ノ記
 入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十三條 從前ノ賃金統制令施行規則第八條及第九條ノ規定ハ令施行
 ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃
 金彙帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主
 ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

(7) 手當額ニハ精動手當、皆勤賞與、物價手當、役付手當、年功加給ノ作業手當等手當ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
 但シ賃金統制令施行規則第二十一條第一號ノ手當ハ之ヲ記入セザルコト
 (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スルキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尚内課欄ヲ設ケ控除金内課ニ付記入スルコトヲ得ルコト
 (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減ジタル額ヲ記入スルコト
 (10) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ニ付南洋廳長官ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記
 入スルコト

様式第十七號 (用紙ノ大サハ日本標準規格 B4 縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

賃 金 彙 帳 (總括票)

事 業 ノ 種 類	昭 和 年 月 期	男					女					總 計
		二 十 歲 滿 以 上	三 十 歲 滿 以 上	小 計	二 十 歲 滿 以 上	三 十 歲 滿 以 上	小 計					
勞 務 者 數												
總 就 業 日 數												
總 就 業 時 間 數												
平 均 時 間 割 賃 金												
平 均 時 間 割 賃 金 = 總 就 業 時 間 數 × 平 均 時 間 割 賃 金												
支 拂 賃 金 計 (1)												
支 拂 賃 金 計 (2)												
實 物 給 與 換 算 額 (3)												

支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)									
賞與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計((1)+(2)+(3)ノ合計)									
一時間平均賃金(4)ヲ總就業時間數ヲ以テ除シタル商									

實物給與(白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名	稱	數	量	支給勞務者數

備考

- (1) 本表帳ハ一月毎賃給締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃給締切前一月毎ノ票ニ作成スルコト
- (2) 本表帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受テタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 總就業時間數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間數ノ合計ヲ記入スルコト
- (4) 平均時間割賃金欄ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間割賃金ヲ記入スルコト但シ令第十四條ノ規定ニ依リ南洋羣島官ノ認可ヲ受テタル場合ハ其ノ認可ヲ受テタル平均時間割賃金ヲ記入スルコト
- (5) 支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト

〔第六回追録〕

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

南洋羣島又ハ
支廳印
官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場合ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ圓檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

賃金統制令第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

賃金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

〔第六回追録〕

●賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキノ評價額ノ件

昭和十七年七月七日
南洋廳告示第八十號

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額左ノ通定メ昭和十七年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

一 白米

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ指定スル小賣價格ノ八割

二 精麥

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ指定スル小賣價格ノ八割

三 食事ノ給與

一日(三食) 男 四十錢

女 三十錢

一食 男 十五錢

女 十錢

四 住宅ノ給與

一月(一疊ニ付) 六十錢

一日(一疊ニ付) 二錢

●賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ最低賃金ニ含マザル手當ノ件

昭和十七年五月十三日
南洋廳告示第五十七號

賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ最低賃金ニ含マザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十七年五月十四日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年南洋廳告示第三號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

一 家族手當 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬若ハ不具廢疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

〔第六回追録〕

●賃金統制令施行第十一條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項第一號ノ同種ノ労働ノ範圍ノ件

昭和十七年一月十五日
南洋廳告示第四號

賃金統制令施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項第一號ノ同種ノ労働ノ範圍ヲ左ノ各號ノ通定ム

一 木工關係作業

1 大工作業—家屋大工、堂宮大工、舟大工、車大工其ノ他ノ大工ノ作業

2 木工作业—艦船、航空機、車輛其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業

3 製材作業—製材又ハ製板ノ作業

4 木製品製造作業—建具、家具、木型其ノ他各種木製品製造ノ作業

二 爐關係作業

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三八ノ三

〔第六回追録〕

1 乾式製鍊作業—金屬又ハ非金屬ノ乾式製鍊ノ作業
2 爐作業—熔融爐、加熱爐、燒結爐、焙燒爐、燒成爐、瓦斯發生爐、鼓炭爐等ノ操作、築造、修理等ニ關スル作業
三 製鍊作業—金屬又ハ非金屬ノ製鍊ノ作業
四 金屬材料關係作業

1 鑄造作業—金屬鑄物ノ製造ノ作業

2 金屬材料製造加工作業—金屬材料ノ壓延、伸縮、鍛造、剪斷、プレス及熔接、板金、製罐、鋸打、填隙、鋼工、捲鐵、鐵木工、鐵工並ニ現圖ノ作業
3 熱處理作業—金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼彈、滲炭、窒化等ノ熱處理ノ作業

4 金屬熔融作業—鑄物用金屬、合金用金屬其ノ他ノ金屬ノ熔融ノ作業

5 金屬爐作業—金屬加熱爐ノ操作ニ關スル作業

6 金屬取附作業—金屬材料ノ取附ノ作業

五 取附取附作業

1 取附作業—金屬材料ノ取附、保温材等ノ取附及艦船ノ積裝ノ作業

2 据附作業—各種機械器具ノ据附ノ作業

六 金屬工作作業

1 金屬工作機械作業—旋盤、タレット旋盤、中グリ盤、研磨盤、ボール盤、平削盤、形削盤、フライス盤、齒切盤其ノ他ノ工作機械ニ依ル金屬ノ加工ノ作業

2 金屬算書作業—金屬加工ノ爲ノ算書及心出ノ作業

3 金屬仕上作業—工具其ノ他ノ金屬品ノ仕上ノ作業

七 金屬機械關係作業

- 1 金屬機械組立作業—原動機、工作機械、採礦掘鑽精鍊機械、化學工業用機械、紡織機械、起重機、昇降機、機關車、ポンプ、送風機、壓縮機等製造加工運搬用其ノ他ノ金屬製機械ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業
- 2 金屬機械保繕作業—金屬機械ノ保繕及修繕ノ作業
- 3 金屬機械運轉作業—金屬機械ノ運轉ノ作業

八 電氣機械器具關係作業

- 1 電氣機械器具組立作業—電動機、發電機、變壓器、配電機、閉閉器、抵抗器、整流器、電熱器等電氣機械器具ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業
- 2 電氣機械器具保繕作業—電氣機械器具ノ保繕及修繕ノ作業
- 3 電氣機械器具運轉作業—電氣機械器具ノ運轉ノ作業

九 通信用電氣機械器具關係作業

- 1 通信用電氣機械器具組立作業—電信機、電話機—交換機、電寫裝置、電報裝置、ラヂオ受信機、ラヂオ發信機等電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業
- 2 通信用電氣機械器具保繕作業—通信用電氣機械器具ノ保繕及修繕ノ作業
- 3 通信用電氣機械器具操作作業—通信用電氣機械器具ノ操作ニ關スル作業

十 精密機械器具關係作業

- 1 精密機械器具組立作業—計測器、學術用機械器具、醫療用機械器具、

光學機械器具、照明用機械器具、蓄音機等精密機械器具ノ仕上、組立、調整及検査ノ作業

- 2 精密機械器具保繕作業—精密機械器具ノ保繕及修繕ノ作業
- 11 航空機等關係作業

- 1 航空機等組立作業—航空機、自動車、鐵道車輛其ノ他ノ車輛類ノ仕上、組立、調整、検査ノ作業
- 2 航空機等保繕作業—航空機、自動車、鐵道車輛其ノ他ノ車輛類ノ保繕及修繕ノ作業
- 3 航空機等運轉作業—航空機、自動車、鐵道車輛其ノ他ノ車輛類ノ運轉ノ作業

- 12 金屬手仕上作業—主トシテ鍍、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上ノ作業
- 13 試驗分析作業
- 1 試驗作業—物理的又ハ化學的ノ試驗及實驗ニ關スル作業
- 2 化學分析作業—化學分析ニ關スル作業

- 14 電線關係作業
- 1 電線被裝作業—電線又ハ電纜ノ被覆、裝裝及被給ノ作業
- 2 金屬捲線作業—金屬ノ捲線、合線及鋼索ノ製造ノ作業
- 3 金屬卷線作業—電線コイルノ卷線ノ作業
- 4 電氣絕緣作業—電氣裝置又ハ電氣器具ノ絕緣被覆ノ作業

- 15 運轉作業—原動機、ポンプ、壓縮機、卷上機等ノ機械類、起重機類、汽機、機關車、內燃機關車、電車、電氣機關車又ハ自動車ノ運轉ノ作業
- 16 電路作業—電線架設、電路敷設、保線、屋內配線及送配電ノ作業

〔第六回追録〕

竝ニ電氣機械器具ノ設備及保繕ノ作業

十七 化學藥品類關係作業

- 1 化學藥品類製造作業—醫療用藥品、工業藥品、染料及中間物、塗料及顏料竝ニ發火物、人造石油、肥料、セルロイド、石鹼、人造レヂン、タンニン、殺蟲劑及防腐劑製造ノ化學工程作業
- 2 礦物油製造作業—コールタールノ分溜及コールタール分溜物ノ精製作業竝ニ石油ノ蒸溜、分解、精製及洗滌ノ作業
- 3 化學分析作業

十八 動植物質關係作業

- 1 動植物油脂類製造作業—動植物油脂類ノ抽出、精製、分解、鹼化及硬化ノ作業
- 2 動植物質肥料製造作業
- 3 化學分析作業

十九 化學纖維關係作業

- 1 化學纖維製造作業—化學纖維、セロファン紙又ハバルブノ製造ノ化學工程作業
- 2 化學分析作業

- 20 ガス壓縮關係作業—壓縮ガス又ハ水ノ製造、アンモニア又ハメタノールノ合成等ノガス壓縮關係工程作業

- 21 窯業爐作業—セメント、石灰、陶磁器、煉瓦又ハ耐火物ノ燒成ノ作業、ガラス又ハロツクワールノ熔融ノ作業及ガラスノ燒鈍等ノ熱處理ノ作業
- 22 紡織關係作業—製絲、製麻、製綿、紡績、撚絲、織物ノ製造、

〔第六回追録〕

- 編物組物ノ製造其ノ他纖維品及紡織品ノ製造、染色、捺染、漂白、精鍊、整理仕上及検査ノ作業
- 23 裁縫作業—布、皮革等ノ裁縫及裁斷ノ作業
- 24 穀類關係作業
- 1 精製作業—米、麥等穀類ノ搗搗、搗精、選別等ノ作業
- 2 製粉作業—小麥粉其ノ他ノ澱粉ノ製造ニ於ケル原料ノ選別及粉碎ノ作業
- 3 澱粉製造作業—馬鈴薯澱粉其ノ他ノ澱粉ノ製造ノ作業

- 25 飲料等關係作業
- 1 釀造作業—和酒、麥酒、其ノ他ノ酒類、醬油、味噌又ハ酢ノ製造ノ作業
- 2 清涼飲料製造作業—サイダー、ラムネ、シロップ等清涼飲料ノ製造ノ作業

- 26 菓子類製造作業—菓子、パン又ハ餡類ノ製造ノ作業
- 27 罐詰罐詰作業—罐詰又ハ罐詰食品ノ製造ニ於ケル容器ノ洗滌、原料詰、加熱殺菌、密封等ノ作業
- 28 印刷製本作業—活字ノ鑄造、文選、植字、解版、印刷原版ノ製造、印刷製本ノ作業
- 29 紙關係作業
- 1 製紙作業—紙料ノ製造及原紙ノ抄造ノ作業
- 2 紙類關係製造作業—紙箱其ノ他ノ紙製品ノ製造ニ關スル作業
- 30 竹類等關係製造作業—竹、杞柳、籐、棕梠、藁、麥稈、經木、木皮類等ノ製品ノ製造ニ關スル作業

第十六章 軍事

- 三十一 皮革類關係製造作業—皮革及皮革製品製造ノ作業
- 三十二 履物類關係製造作業—下駄、草履、靴等各種履物ノ製造ニ關スル作業
- 三十三 刷毛、毛筆等關係製造作業—刷毛、刷子、毛筆等ノ製造ニ關スル作業
- 三十四 帽子類關係製造作業—フェルト製帽子其ノ他ノ帽子類ノ製造ニ關スル作業
- 三十五 玩具、文房具類等關係製造作業—玩具類及萬年筆、鉛筆、クレヨン其ノ他ノ文房具類ノ製造ニ關スル作業
- 三十六 骨類等關係製造作業—骨、角、蹄、甲、牙、貝類等ノ製品ノ製造ニ關スル作業
- 三十七 寶石製作作業—寶石類ノ細工及加工ノ作業
- 三十八 樂器類關係製造作業—樂器類ノ製造ニ關スル作業
- 三十九 探礦關係製造作業—探礦關係製造作業
- 四十 鑛物採掘作業—鑛物採掘ノ作業
- 四十一 鑛物選別作業—金屬、石炭其ノ他ノ鑛物ノ選別ノ作業
- 四十二 雜役作業—包裝及荷造ノ作業
- 四十三 運搬作業—物品ノ運搬ノ作業但シ運搬機ノ運轉ノ作業ヲ除ク
- 四十四 其ノ他ノ雜役作業—清掃ノ作業及土工、嵩其ノ他ノ雜役作業

一七八八ノ三五ノ三八ノ六

●貨金統制令施行規則第十一條

第三項ノ規定ニ依リ最高初給

賃金ノ適用ニ關スル經驗年數

算定方法ノ件

昭和十七年一月十五日
南洋廳告示第五號

貨金統制令施行規則第十一條第三項ノ規定ニ依リ最高初給賃金ノ適用ニ關スル經驗年數ノ算定方法ヲ左ノ通定ム

第一條 從事スル労働又ハ之ト同種ノ労働ニ付前歴ヲ有スル者ニ付テハ其ノ前歴年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

第二條 前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ同一ノ業種ニ於ケル労働ニ付前歴ヲ有スルモノニ付テハ其ノ前歴年數ニ〇・七ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

第三條 前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ鑛山ニ於テ労働ニ從事シタル前歴ヲ有スルモノニ付テハ其ノ者ガ鑛山ニ於ケル作業ニ從事スルトキハ其ノ前歴年數ニ〇・七ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

第四條 前三條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ工場鑛山ニ於テ労働ニ從事スル者ノ經驗年數トス

〔第六回追録〕

- シタル前歴ヲ有スルモノニ付テハ其ノ前歴年數ニ〇・三ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 第五條 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ南洋廳長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者ニ付テハ從事スル作業ガ修了シタル課程ト同一ナルトキハ其ノ學習ノ年數ヲ以テ、從事スル作業ガ修了シタル課程ト異ルトキハ其ノ學習ノ年數ニ〇・六ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 第六條 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者ニ付テハ其ノ學習ノ年數ニ〇・六ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス
- 第七條 國民學校初等科修了程度又ハ國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスル工業又ハ鑛業ニ關スル學校以外ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者ニ付テハ其ノ學習ノ年數ニ〇・四ヲ乗ジテ得タル年數ヲ以テ其ノ者ノ經驗年數トス

●貨金統制令施行規則第十一條

第三項ノ規定ニ依リ最高初給

賃金ノ適用ニ關スル業務ノ區

分ノ件

昭和十七年一月十五日
南洋廳告示第六號

貨金統制令施行規則第十一條第三項ノ規定ニ依リ最高初給賃金ノ適用ニ

關スル業種ノ區分ヲ左ノ通定ム

業種區分表

(大分類)

(中分類)

(小分類)

- 1 金屬工業
 - 1 金屬精鍊業及材料品製造業
 - 2 鐵精鍊業及材料品製造業
 - 3 鋼精鍊業及材料品製造業
 - 4 亞鉛精鍊業及材料品製造業
 - 5 鉛精鍊業及材料品製造業
 - 6 アルミニウム精鍊業及材料品製造業
 - 7 マグネシウム精鍊業及材料品製造業
 - 8 錫精鍊業及材料品製造業
 - 9 金屬タンクスステン精鍊業及材料品製造業
 - 10 アンチモン精鍊業及材料品製造業
 - 11 其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業
 - 12 黃銅材料品製造業
 - 13 其ノ他ノ銅合金材料品製造業
 - 14 其ノ他ノ合金材料品製造業
- 2 鑄物業
 - 14 鐵鑄物業
 - 15 可鍛鐵鑄物業

〔第六回追録〕

第十六章 軍事

第十六章 軍事

- 16 鋼鑄物業
- 17 青銅(燐青銅ヲ含ム)鑄物業
- 18 アルミニウム鑄物業
- 19 其ノ他ノ鑄物業
- 3 メッキ業
- 20 亜鉛メッキ業
- 21 錫メッキ業
- 22 ニッケルメッキ業
- 23 其ノ他ノメッキ業
- 4 其ノ他ノ金屬工業
- 24 鍍銀製造業
- 25 パネ製造業
- 26 鋼索製造業
- 27 金網製造業
- 28 ボルト、ナット、座金又鉸製造業
- 29 釘類製造業
- 30 針類製造業
- 31 金屬板製品製造業
- 32 建築用及家具用金物製造業
- 33 金屬製建具、家具類製造業
- 34 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
- 35 金屬器類製造業
- 36 金屬製ペン先製造業

一七八八ノ三五ノ三八ノ八

- 37 剃刀、食卓用ナイフ、フォーク及スプーン製造業
- 38 洋傘骨製造業
- 39 金屬製玩具製造業
- 40 金屬製小間物製造業
- 41 蹄鐵及蹄釘製造業
- 42 火造(鍛冶)業
- 43 金屬切断業
- 44 熔接業
- 45 其ノ他ノ金屬品製造加工業
- 2 機械器具工業
- 5 原動機類製造業
- 46 蒸氣罐製造業
- 47 蒸氣機關及蒸氣タービン製造業
- 48 内燃機關製造業
- 49 水車製造業
- 50 其ノ他ノ原動機製造業
- 51 原動機部分品及附屬品製造業
- 6 電氣機械器具類製造業
- 52 電氣機械器具製造業
- 53 無線及有線通信機械器具製造業
- 7 電線及電纜製造業
- 54 電線及電纜製造業
- 8 電池製造業

(第六回追録)

55 電池製造業

- 9 工作機械器具製造業
- 56 切削研磨用金屬工作機械製造業
- 57 其ノ他ノ金屬工作機械製造業
- 58 金屬工作機械部分品及附屬品製造業
- 59 製材及木工機械製造業
- 60 工具製造業
- 10 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 61 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 11 化學工業用機械器具製造業
- 62 化學工業用機械器具製造業
- 63 窯業用機械器具製造業
- 64 製紙機械器具製造業
- 12 紡織機械器具製造業
- 65 紡織機械器具製造業
- 66 蠶絲機械器具製造業
- 13 其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
- 67 ガス發生裝置製造業
- 68 食料品製造加工用機械器具製造業
- 69 印刷機械器具製造業
- 70 製本機械器具製造業
- 71 ミシン製造業
- 72 其ノ他ノ製造加工用機械器具製造業

第十六章 軍事

14 鐵道車輛製造業

- 73 鐵道車輛製造業
- 15 自動車製造業
- 74 大型自動車製造業
- 75 小型自動車製造業
- 76 自動二輪車及自動三輪車製造業
- 77 自動車部分品及附屬品製造業
- 16 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
- 78 自轉車製造業
- 79 其ノ他ノ車輛製造業
- 17 船舶製造業
- 80 銅船製造業
- 81 其ノ他ノ船舶製造業
- 18 航空機及航空機部分品製造業
- 82 航空機製造業
- 83 航空機部分品及附屬品製造業
- 19 運搬機械製造業
- 84 運搬機械製造業
- 20 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 85 ポンプ及水壓機製造業
- 86 送風機及氣體壓縮機製造業
- 21 農業及土木建築用機械器具製造業
- 87 農業用機械器具製造業

(第六回追録)

一七八八ノ三五ノ三八ノ九

- 88 土木建築用機械器具製造業
- 22 計測器類製造業
- 89 度量衡器製造業
- 90 ガスメートル及水量メートル製造業
- 91 寒暖計製造業
- 92 體溫計製造業
- 93 電氣計器製造業
- 94 計壓器類製造業
- 95 其ノ他ノ計器製造業
- 96 電氣時計製造業
- 97 其ノ他ノ時計製造業
- 98 測量機械器具製造業
- 99 試験及検査機械器具製造業
- 23 學術及醫療機械器具製造業
- 100 學術用機械器具製造業
- 101 醫療用機械器具製造業
- 24 光學機械器具製造業
- 102 寫眞機類製造業
- 103 其ノ他ノ光學機械器具製造業
- 25 照明用機械器具製造業
- 104 電球製造業
- 105 其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 26 樂器類及蓄音機製造業

- 106 樂器類製造業
- 107 蓄音機製造業
- 27 銃砲彈丸、兵器類製造業
- 108 銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 28 其ノ他ノ機械器具工業
- 109 事務用機械製造業
- 110 金庫製造業
- 111 ガス器具製造業
- 112 弁及コック製造業
- 113 軸受製造業
- 114 齒車製造業
- 115 ベルト車、車輪及車軸製造業
- 116 前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 117 其ノ他ノ機械器具製造業
- 29 機械器具裝置業
- 118 電氣機械器具裝置業
- 119 其ノ他ノ機械器具裝置業
- 3 化學工業
- 30 製藥業
- 120 製藥業
- 31 工業藥品製造業
- 121 ソーダ製造業
- 122 硫酸製造業

- 123 煉製製造業
- 124 壓縮ガス製造業
- 125 カーバイド製造業
- 126 其ノ他ノ工業藥品製造業
- 32 製鹽業
- 127 製鹽業
- 33 染料及中間物製造業
- 128 天然染料製造業
- 129 砒化染料製造業
- 130 其ノ他ノ合成染料及中間物製造業
- 34 塗料及顔料製造業
- 131 漆液製造業
- 132 塗料製造業
- 133 顔料製造業
- 35 發火物製造業
- 134 マッチ製造業
- 135 其ノ他ノ發火物製造業
- 36 礦物油製造業
- 136 コールタール及コールタール分楢物製造業
- 137 石油精製業
- 138 人造石油製造業
- 37 植物油類製造業
- 139 植物油類製造業

- 140 樟腦製造業
- 141 薄荷製造業
- 142 其ノ他ノ植物性揮發油製造業
- 38 動物油脂製造業
- 143 魚油製造業
- 144 獸脂類製造業
- 39 蠟及加工油製造業
- 145 木蠟製造業
- 146 蠟燭製造業
- 147 加工油製造業
- 40 ゴム製品類製造業
- 148 ゴム製品製造業
- 149 再生ゴム素地製造業
- 41 バルブ製造業
- 150 バルブ製造業
- 42 製紙業
- 151 製紙業
- 43 セロファン紙製造業
- 152 セロファン紙製造業
- 44 セルロイド製造業
- 153 セルロイド素地製造業
- 154 セルロイド製品製造業
- 155 再生セルロイド素地製造業

- 45 化學纖維製造業
- 156 人造絹絲製造業
- 157 ステープルファイバー製造業
- 158 其ノ他ノ化學纖維製造業
- 46 肥料製造業
- 159 植物質肥料製造業
- 160 動物質肥料製造業
- 161 礦物質及配合肥料製造業
- 47 皮革製造業
- 162 製革業
- 163 精製毛皮製造業
- 48 石鹼及化粧品製造業
- 164 石鹼及化粧品製造業
- 49 其ノ他ノ化學工業
- 165 人造レジン素地及製品製造業
- 166 蓄音機レコード製造業
- 167 ペルカナイズドファイバー製造業
- 168 リノリウム製造業
- 169 防水布、擬革布類製造業
- 170 建築用防水紙及防水布製造業
- 171 フィルム、乾板類製造業
- 172 人造香料製造業
- 173 タンニン製造業

- 174 糊料製造業
- 175 殺蟲劑及防腐劑製造業
- 176 研磨材料及研磨用品製造業
- 177 炭素製品製造業
- 178 コークス製造業
- 179 其ノ他ノ化學製品製造業
- 4 コス業電氣業及水道業
- 50 ガス業
- 180 ガス業
- 51 電氣業
- 181 電氣業
- 52 水道業
- 182 水道業
- 5 窯業及土石工業
- 53 陶磁器製造及給付業
- 183 陶磁器製造業
- 184 陶磁器給付業
- 54 ガラス及ガラス製品製造業
- 185 ガラス及ガラス製品製造業
- 55 セメント製造業
- 186 セメント製造業
- 56 其ノ他ノ窯業
- 187 煉瓦及耐火物製造業

〔第六回追録〕

6 紡織工業

- 188 屋根瓦製造業
- 189 石灰製造業
- 190 珐瑯磁器製造業
- 191 其ノ他ノ窯業製品製造業
- 57 セメント及石綿製品製造業
- 192 セメント製品製造業
- 193 石綿製品製造業
- 58 石工品製造業
- 194 石工品製造業
- 59 其ノ他ノ土石工業
- 195 其ノ他ノ土石工業
- 60 製絲業
- 196 生絲製造業
- 197 玉絲製造業
- 198 野蠶絲製造業
- 199 生皮苧、鬘斗絲類製造業
- 61 紡績業
- 200 綿絲紡績業
- 201 絹絲紡績業
- 202 麻絲紡績業
- 203 毛絲紡績業
- 204 ステープルファイバー紡績業

〔第六回追録〕

62 捲絲業

- 205 其ノ他ノ紡績業
- 206 綿捲絲業
- 207 絹捲絲業
- 208 其ノ他ノ捲絲及加工捲絲業
- 63 織物業
- 209 純綿織物製造業
- 210 混紡綿織物及交織綿織物製造業
- 211 純絹織物製造業
- 212 人造絹絲トノ交織絹織物製造業
- 213 綿絲トノ交織絹織物製造業
- 214 其ノ他ノ絹織物製造業
- 215 麻織物製造業
- 216 純毛織物製造業
- 217 混紡毛織物及交織毛織物製造業
- 218 純人造絹織物製造業
- 219 交織人造絹織物製造業
- 220 ステープルファイバー織物製造業
- 221 其ノ他ノ織物製造業
- 64 編物組物業
- 222 メリヤス素地編立業
- 223 メリヤス製品製造業
- 224 其ノ他ノ編物、ドロウウオーク、レース類製造業

- 225 絲組物製造業
- 65 綿製造業
- 226 製綿業
- 227 真綿製造業
- 66 染色及整理業
- 228 機械捺染業
- 229 其ノ他ノ捺染業
- 230 無地染及絞染業
- 231 絲染色、精練及漂白業
- 232 精練、漂白及整理業
- 233 起毛業
- 234 洗張洗濯業
- 67 其ノ他ノ紡織工業
- 235 フェルト製造業
- 236 裁縫業
- 237 刺繡業
- 238 反毛業
- 239 其ノ他ノ紡織品製造加工業
- 7 製材及木製品工業
- 68 製材業及合板業
- 240 製材業
- 241 防腐、耐火等ノ木材處理業
- 242 ベニア合板製造業

- 258 菓子、パン、餡類製造業
- 76 饅頭及饅頭製造業
- 259 饅頭製造業
- 260 饅頭製造業
- 77 畜産食料品製造業
- 261 畜産食料品製造業
- 78 水産食料品製造業
- 262 水産食料品製造業
- 79 製茶業
- 263 製茶業
- 80 煙草製造業
- 264 煙草製造業
- 81 製氷及冷凍食料品製造業
- 265 製氷業
- 266 冷凍食料品製造業
- 82 其ノ他ノ食料品工業
- 267 製麵業
- 268 其ノ他ノ食料品製造業
- 9 印刷業及製本業
- 83 印刷業
- 269 印刷業
- 84 製本業
- 270 製本業

- 69 木製品工業
- 243 木製建具及家具製造業
- 244 包装用木箱、樽及桶製造業
- 245 木管製造業
- 246 コルク製品製造業
- 247 挽物、曲物類製造業
- 248 其ノ他ノ木製品製造業
- 8 食料品工業
- 70 精穀業
- 249 精穀業
- 71 製粉及澱粉製造業
- 250 製粉業
- 251 澱粉製造業
- 72 製糖業
- 252 製糖業
- 73 釀造業
- 253 和酒製造業
- 254 麥酒製造業
- 255 其ノ他ノ酒類製造業
- 256 醬油、味噌及食酢製造業
- 74 清涼飲料製造業
- 257 清涼飲料製造業
- 75 菓子、パン、餡類製造業

- 10 其ノ他ノ工業
- 85 紙製品製造業
- 271 紙製品製造業
- 86 竹、杞柳、籐類製品製造業
- 272 竹製品製造業
- 273 杞柳製品製造業
- 274 籐製品製造業
- 275 其ノ他ノ莖及莖製品製造業
- 87 疊及藁、棕櫚、眞田類製品製造業
- 276 疊製造業
- 277 眞藁、花藁及野草藁製造業
- 278 藁製品及棕櫚製品製造業
- 279 眞田製造業
- 280 麥稈及經木製品製造業
- 88 棉、麻、毛及絹製網繩及網製造業
- 281 棉、麻、毛及絹製網繩及網製造業
- 89 纖維板製造業
- 282 纖維板製造業
- 90 皮革製品製造業
- 283 革靴製造業
- 284 其ノ他ノ皮革製品製造業
- 91 鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 285 鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業

第十六章 軍事

- 92 刷毛及刷子製造業
- 286 刷毛及刷子製造業
- 93 漆器製造業
- 287 漆器製造業
- 94 製帽業
- 288 フェルト製帽子製造業
- 289 其ノ他ノ帽子製造業
- 95 玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 290 玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 96 映畫製作業
- 291 映畫製作業
- 97 寫眞業
- 292 寫眞業
- 98 繪裝業
- 293 繪裝業
- 99 其ノ他ノ雜工業
- 294 骨、角、蹄、甲、牙及貝類製造業
- 295 醫療材料品製造業
- 296 毛筆製造業
- 297 萬年筆製造業
- 298 鉛筆及クレヨン製造業
- 299 和傘製造業
- 300 洋傘製造業

- 1788ノ三五ノ三八ノ一六
- 301 草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪革類製造業
- 302 羽毛及獸毛漂白整理業
- 303 人造眞珠製造業
- 304 寶石類加工業
- 305 魔法壘製造業
- 306 其ノ他ノ製造加工業

〔第六回追録〕

● 賃金統制令施行規則第十三條
 第三號ノ規定ニ依リ賃金統制
 令第十條第二項ノ賃金ニ含マ
 ザル手当ノ件

昭和十七年一月十五日
南洋廳告示第七號

賃金統制令施行規則第十三條第三號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十條第二
 項ノ賃金ニ含マザル手当ヲ左ノ通指定ス但シ第二號又ハ第三號ノ手当ハ
 南洋廳長官ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

一 家族手当 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻
 關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六
 十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬若ハ不具廢疾者ニシテ
 主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割
 合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手当

二 季節手当 特定ノ作業ニ對シ季節ヲ限リ支給スル手当

三 臨時作業手当 臨時ノ作業ニ對シ支給スル手当

● 賃金統制令施行規則第三十條
 第一項ノ規定ニ依リ白米、精
 麥及食事ノ價格ノ件

昭和十七年七月七日
南洋廳告示第八十一號

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ白米、精麥及食事ノ價
 格左ノ通定メ昭和十七年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

一 白米
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ指定スル小賣價格ノ八割

二 精麥
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ指定スル小賣價格ノ八割

三 食事

一日(三食)

男	四十錢
女	三十錢
男	十五錢
女	十錢

〔第六回追録〕

●賃金臨時措置令

昭和十四年十月十六日
勅令第七百五號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ従事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊

〔第六回追録〕

又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業養蠶業又ハ水産業

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手當、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者（以下雇傭主ト稱ス）ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

（裏面）

第 號 昭和 年 月 日交付

南洋廳印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

賃金臨時措置令第二十條 南洋廳長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

賃金臨時措置令施行規則第十九條 賃金令第二十條ノ規定ニ依リ證票ハ様式第三號ニ依ル

〔第六回追録〕

●價格等統制令

昭和十四年十月十六日
勅令第七百三號

改正 昭和十五年第六三五號、第六七七號、一六年第八四一號、一一〇六號、一七年第五六〇號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）於南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送賃、保管料、損害保險料、貨賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産ノ給付（以下價格等ト稱ス）ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格、運送賃、保管料、損害保險料、貨賃料又ハ加工賃（以下價格運送賃等ト稱ス）ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閉令ノ定ムル所ニ依リ價格運送賃等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ
二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタル

三 運送賃又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
四 保管料、損害保險料又ハ貨賃料ニ付支拂者ガ履行遲滞ニ在ルモノ
前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格運送賃等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額（同ジ事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額）、偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス

價格運送賃等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閉令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス但シ閉令ノ定ムルモノガ判定困難ナル場合ニ於テ價格運送賃等ノ受領者ノ申請アルトキハ行政官廳ニ於テ其ノ額ヲ指示シ其ノ指示額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス
第三條 商工業業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ閉令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員（構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム以下同ジ）ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
行政官廳必要アリト認ムルトキハ閉令ノ定ムル所ニ依リ商工業業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規定ニ依リ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得

〔第六回追録〕

更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス
第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條 行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額（前條第一項若ハ第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ看做サルモノヲ除ク）ガ著シク不當ト認メラルルトキハ閉令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條ノ二 修繕料其ノ他價格運送賃等以外ノ價格等（以下修繕料等ト稱ス）ニシテ主務大臣ノ指定スルモノハ主務大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得但シ閉令ノ定ムル所ニ依リ修繕料等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 修繕料等ニ對スル給付ヲ爲ス者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタル場合
二 修繕料等ニ對スル給付ヲ爲ス者ガ修繕料等ニ對スル給付ニ著手シタル場合

第四條ノ三 第二條第二項及第三項並ニ第四條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ指定シタル修繕料等ニ付テハ準用ス
第四條ノ四 修繕料等ノ受領者ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ閉令ノ定ムル所ニ依リ修繕料等ノ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員ノ給付ニ對スル修繕料等ハ其

ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閉令ノ定ムル所ニ依リ修繕料等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
行政官廳必要アリト認ムルトキハ修繕料等ノ額ヲ變更シテ前項ノ認可ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ認可アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ノ適用ニ付テハ閉令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ規定スル組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノヲ其ノ構成員ト看做スコトヲ得
第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ前項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第四條ノ二但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條ノ二及前條ノ規定ハ第一項ノ修繕料等ニ付テハ之ヲ適用セズ
第五條 第二條乃至第四條及前條ノ規定ハ有價證券ノ價格及貨賃料、土地及建物ノ價格其ノ他閉令ヲ以テ定ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ
第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ四ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ價格運送賃等ニ付テハ本令施行後ノ修繕料等ニ付テハ第四條ノ二ノ規定ニ依リ指定又ハ第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可若ハ同條第三項ノ規定ニ依リ處分アリタル後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一又ハ第四條ノ二但書各號ノ

〔第六回追録〕

一 該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ
前項ノ他ノ法令ハ關合ヲ以テ之ヲ定ム

第六條ノ二 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル特殊ノ
物ノ價格等ニ付テハ其ノ受領者ニ於テ關令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ニ
付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ價格等ハ第二
條乃至第四條ノ四ノ規定ニ拘ラズ其ノ認可額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支
拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前項ノ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條
第一項但書各號ノ一又ハ第四條ノ二但書各號ノ一ニ該當スルモノニハ
之ヲ適用セズ

第一項ノ主務大臣ノ指定ニ關シテハ關令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 前二條ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳關令ノ定ムル所ニ依
リ價格等(有價證券ノ價格及貨貨料ヲ除ク以下同ジ)ノ額ヲ指定シタ
ルトキハ第二條乃至第四條ノ四ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契
約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ關令ノ定ムル所ニ依リ價格
等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限
ニ在ラズ

前項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項
但書各號ノ一又ハ第四條ノ二但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ
影響ヲ及ボスコトナシ

第八條 支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更(第六條ニ規定ス
ル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、
認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク)ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ル

ハ關令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第十五條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

三 醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及厚生大臣

四 運送貨物ニ運送ニ直接關聯スル保管料、貨貨料、荷役請負料、作
業料、手数料、使用料、運送業者又ハ運送取扱業者ノ荷造料其ノ他
關令ヲ以テ定ムル修繕料等ニ關スル事項ニ付テハ陸上運送ニ在リテ
ハ鐵道大臣、水上運送及航空運送ニ在リテハ逓信大臣

五 田、畑、山林及原野ノ價格及貨貨料、田、畑、山林及原野ノ賣買
又ハ貸貸ノ斡旋手数料、家畜ノ賣買料、家畜ノ賣買又ハ貸貸ノ斡旋
手数料、專ラ農林畜水産物及飲食料品ノ保管ノ目的トスル倉庫(倉
庫營業者ノ倉庫ヲ除ク)ノ保管料及倉入倉出料、關令ヲ以テ定ムル
農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業、專用物品ノ加工賃並ニ關
令ヲ以テ定ムル農林畜水産業、飲食料品工業及農林畜水産業專用物
品ニ關スル修繕料等ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

六 船舶ノ價格、貨貨料(期間備船料ヲ含ム)、運航手数料及修繕料並
ニ船舶ノ賣買、貸貸(期間備船料ヲ含ム)又ハ運航委託ノ斡旋手数料
ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣但シ總噸數二十噸未滿ノ漁船ノ賣買
價格及貨貨料(期間備船料ヲ含ム)並ニ總噸數二十噸未滿ノ漁船ノ
賣買又ハ貸貸(期間備船料ヲ含ム)ノ斡旋手数料ニ關スル事項ニ付テ
ハ農林大臣及逓信大臣

七 兵器、彈藥、艦船等ノ價格運送賃等ニ關スル第二條ニ規定スル事
項及兵器、彈藥、艦船ノ修繕料ニ關スル第四條ノ二但書ニ規定スル
事項ニシテ軍機保護上必要アルモノニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣

第十六章 軍事

モノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ノ引上ト看做ス

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條、第四條ノ二、第四條ノ
四又ハ第六條乃至第七條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ
得ズ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ關令ノ定ムル所ニ依リ價格等
ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ
規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、貨貨、損害保險、加工若ハ修繕
料等ニ對スル給付加工ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事
業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳
簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ
身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第十二條 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ
一 繭、生絲、棉花又ハ綿布ノ取引所ニ於ケル賣買取引ノ價格
二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入
取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル運送ノ運送賃(主務大臣ノ告示スル
モノヲ除ク)

三 其ノ他關令ヲ以テ定ムルモノ

第十三條 本令ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲ス
ニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務
ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項
ニ關シテハ關令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

八 請負料(手間賃、派出料ノ類ヲ含ム)ニシテ主トシテ勞務ノ供給
及提供ニ對スルモノニ關スル事項ニ付テハ厚生大臣

九 前各號ノ場合ヲ除クノ外商工大臣

十 第六條ニ規定スル法令ニ於テ規定スル價格等ニ關スル事項ニ付テ
ハ前各號ニ拘ラズ當該法令ニ於ケル主務大臣

第十六條 前條第七號ニ掲グル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ
朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ
樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ關令トアルハ朝鮮又
ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附則

第十七條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、
樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 第二條乃至第四條ノ三ノ規定ハ當分ノ内其ノ效力ヲ有ス

第十九條 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價
格取締規則

昭和十三年商工省令第二十四號絲織販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープル
ファイバー絲販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則

昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則

一七八八ノ三五ノ三九ノ一四

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則

昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號物品販賣價格取締規則

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則

左ニ掲グル規定ハ之ヲ削除ス

昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條及第十條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第

二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件)第八條及第九條

昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條及第六

條

昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條及第七條

前二項ニ掲グル命令及規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則

ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十條 左ニ掲グル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣

總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ指定シタル日ニ於ケル販賣價格ハ

之ヲ第二條ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價

格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第

一條

昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一

條

第二十一條 左ニ掲グル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺

灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、地方長官、朝鮮總督府道知事、臺

灣總督府州知事若ハ廳長又ハ南洋廳支廳長ノ爲シタル販賣價格指定又

ハ許可ハ第二條第一項但書又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ各相當ノ行

政官廳ノ爲シタル價格ノ額ノ指定又ハ許可ト看做ス但シ閣令ヲ以テ別

段ノ定ヲ爲スコトヲ得

昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價

格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第三十一號ステールファイバー及ステール

ファイバー絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則第一條

第二項

昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則第一條第二

項

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第

一條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第

一條

〔第六回追録〕

二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件)第八條

昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號皮革配給統制規則第五條

昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一

條

附則 (昭和十五年一月一六日勅令第六七七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定及附則第二項ノ

規定ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十月

二十五日ヨリ之ヲ施行ス

價格等統制令第二條第一項但書又ハ第七條第一項但書ノ規定ニ依ル行政

官廳ノ許可ニシテ昭和十五年十月十九日ヲ以テ其ノ有効期間ノ滿了スル

モノハ昭和十六年四月十八日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ當該行政官廳ガ別

段ノ處分ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附則 (昭和十六年勅令第八四一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定及附則第二項及

第三項ノ規定ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十

六年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

賃金統制令第二十八條ヲ削除ス

價格等統制令第二條第一項但書又ハ第七條第一項但書ノ規定ニ依ル行政

官廳ノ許可ニシテ昭和十六年十月十九日ヲ以テ其ノ有効期間ノ滿了スル

モノハ昭和十七年四月十八日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ當該行政官廳ガ別

段ノ處分ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

〔第六回追録〕

●價格等統制令施行規則

昭和十四年十月二十七日 南洋廳令第五十七號

改正 昭和十五年第三二號、第四四號、一七年第三三號、第三九號

第一條 價格統制令(以下統制令ト稱ス)第二條第一項但書、第四條ノ二

但書、第四條ノ四第一項但書又ハ第七條第一項但書ノ許可ノ申請ハ左

ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

一 關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セララルコト明カナル物ヲ賣

買スルトキ

二 輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ輸入品ヲ賣買スルトキ

三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項ノ許可ハ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受ク

ルヲ以テ足ル

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル

事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書

ヲ南洋廳長官(南洋廳長官特ニ定メタルトキハ支廳長)ニ提出スベシ

一 前條第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ名稱、品種、數量及輸

出セララルコトヲ明カナラシムル事項並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ

爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、

豫定販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件、價格等ノ受領者

ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

二 前條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ輸入品ノ名稱、品種及數量並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先及豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 前條第一項第三號ノ場合ニ於テハ前二號ニ準ズル事項及已ムヲ得ザル事由ノ詳細

第三條 統制令第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 季節品ヲ付テハ最近ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付一般物價ノ變動ヲ參酌シタルモノ
二 新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付原價ノ差異ヲ參酌シタルモノ
三 前各號ニ掲グル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ

前項ノ規定ハ物以外ノモノノ價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貨料及加工賃ノ類ニ付之ヲ準用ス

第三條ノ二 統制令第二條第三項但書ノ指示ハ南洋廳長官(南洋廳長官特ニ定メタルトキハ支廳長)之ヲ爲ス

第三條ノ三 第三條第一項及前條ノ規定ハ統制令第四條ノ三ノ規定ニ依リ同令第二條第三項ノ規定ヲ準用スル場合ニ付之ヲ準用ス

〔第六回追録〕

明カニスル書面

第六條 統制令第二條第一項但書、第四條ノ二但書、第四條ノ四第一項但書若ハ第七條第一項但書ノ許可又ハ同令第三條第一項、第四條ノ四第一項若ハ第六條ノ二ノ認可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ

第七條 南洋廳長官又ハ支廳長統制令第三條第一項又ハ第四條ノ四第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ公示ス

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
二 構成員タル資格
三 統制令第二條第二項若ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額又ハ同令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其ノ實施ノ日
四 認可ニ付シタル制限又ハ條件

第八條 統制令第三條第二項又ハ第四條ノ四第三項ノ處分ハ同令第三條第一項又ハ第四條ノ四第一項ノ認可ヲ爲シタル南洋廳長官又ハ支廳長處分ノ旨及前條各號ニ掲グル事項ヲ公示スルコトニ依リ之ヲ爲ス

第九條 統制令第四條ノ規定ニ依ル處分ハ南洋廳長官又ハ支廳長價格等ノ受領者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

一 價格等ノ引下後ノ額
二 引下實施ノ日

前項ノ規定ハ統制令第四條ノ三ノ規定ニ依リ同令第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ付之ヲ準用ス

第十條 統制令第二條乃至第四條ノ規定ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

一 財團、營業及無體財產權ノ價格及賃貨料

第十六章 軍事

第四條 統制令第三條第一項(又ハ第四條ノ四第一項)ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ左ニ掲グル區別ニ依リ南洋廳長官又ハ支廳長ニ之ヲ爲スベシ

一 二支廳以上ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ南洋廳長官
二 支廳又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ支廳長
前項ニ掲グル組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ南洋廳長官ノ指定シタルモノニ付テハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ南洋廳長官ニ申請スベシ

第五條 前條ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
二 構成員(統制令第三條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同ジ)タル資格及構成員ノ概數
三 統制令第二條第二項若ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額又ハ同令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル額及其ノ實施ノ日
前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一定款又ハ規約ノ寫
二 統制令第二條第二項若ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額又ハ同令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル額ノ算定基礎ヲ明カニスル書面

三 前條ノ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫
四 統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ニ在リテハ同令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルヲ必要トスル事由ヲ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

二 書畫骨董ノ價格

三 鮮魚介類(冷凍魚介類及鱈ヲ除ク)、生蔬菜及生果實ノ價格

四 家畜ノ價格及賃貨料並ニ家禽及立木竹ノ價格

五 輸出品タル綿絲及輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フル綿絲(關東州、滿洲及支那向ノモノヲ除ク)ノ價格

六 生絲(玉絲及野蠶絲ヲ除ク)及繭(玉繭及屑繭ヲ除ク)ノ價格

第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

南洋群島煙草稅令
南洋群島戰爭保險臨時措置令
南洋群島電氣事業規則
電力調整令
海運統制令
昭和十二年勅令第五百十六號(南洋群島ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)

第十一條ノ二 統制令第六條ノ二ノ物ノ價格等ノ指定ハ物ノ性質、機能、構造等ニ鑑ミ其ノ價格等ニ付同令第七條ノ規定ニ依リ一般ノ額ノ指定ヲ爲スヲ著シク不適當又ハ困難ト認メラルモノニ限り之ヲ爲スモノトス

前項ノ物ノ價格等ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス

第十一條ノ三 統制令第六條ノ二ノ認可ハ南洋廳長官之ヲ爲ス

第十一條ノ四 前條ノ認可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項(物ノ價格以外ノ場合ニ在リテハ之ニ準ズル事項)ヲ記載シタル申請書ヲ南

第十六章 軍事

洋廳長官ニ提出スベシ

一 其ノ物ノ名稱、品種、構造、機能其ノ他其ノ物ノ特質ヲ明カニスル事項

二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 豫定販賣價格見積ノ根據

第十二條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ南洋廳長官之ヲ爲スモノトス但シ南洋廳長官ニ於テ支廳長ガ額ノ指定ヲ爲スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テハ支廳長額ノ指定ヲ爲スモノトス

第十三條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス但シ軍機保護上告示ヲ不適當トスルモノニ付テハ價格等ノ受領者ニ對スル通知ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 統制令第十一條第一項ノ行政官廳ハ南洋廳長官又ハ支廳長トス

同條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十五條 統制令第十二條第三號ニ掲グル價格等ハ左ニ掲グルモノトス

一 金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物及産金法ノ合金鑛産物ノ價格並ニ金資金特別會計法ニ依リ金資金ヲ運用スル場合ノ物ノ價格

二 統制令施行以外ノ地相互間(關東州、滿洲及支那ノ各地相互間ヲ除ク)ニ於ケル運送ノ運送賃

三 統制令施行地以外ノ地へ支拂ヒ又ハ統制令施行地以外ノ地ヨリ受領スル保險料(統制令施行地ト關東州、滿洲又ハ支那トノ間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料ヲ除ク)

一七八八ノ三五ノ三九ノ一九

及統制令施行地以外ノ地(關東州、滿洲及支那ヲ除ク)相互間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料

三ノ二 損害保險料以外ノ保險料

四 再保險料

五 日本船舶ニ非ザル船舶ノ貨貨料(期間備船料ヲ含ム)及運航手數料

第十六條 第二條第一項、第五條又ハ第十一條ノ四ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各三通ヲ提出スベシ

第十七條 南洋廳長官又ハ支廳長必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ其ノ第二條第一項、第五條又ハ第十一條ノ四ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

南洋廳長官必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ價格等統制令ノ效力ヲ有スル間其ノ效力ヲ有ス

〔第六回追録〕

別記様式 (用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

表面

第 號	官 氏 名
價格等統制令ニ基ク臨檢	南洋廳又ハ支廳印
年 月 日交付	南洋廳又ハ支廳

(色 紅 淡)

〔第六回追録〕

裏面

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

價格等統制令第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、貨貨、損害保險、加工若ハ修繕料等ニ對スル給付ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ二〇

●價格等統制令第四條ノ二ノ規定ニ依ル修繕料等及年月日ノ指定

昭和十六年十一月二十二日
南洋廳告示第百八號

價格等統制令第四條ノ二ノ規定ニ依リ修繕料等及年月日左ノ通指定ス

- 修繕料等
- 自動車取締令第二條ニ掲グル自動車及其ノ部分品(附屬品ヲ含ム以下同ジ)ノ修繕料
- 自轉車(リヤカー及サイドカーヲ含ム)及其ノ部分品ノ修繕料
- 荷車及人力車並ニ其ノ部分品ノ修繕料
- ラヂオ受信機及其ノ部分品ノ修繕料
- 時計及其ノ部分品ノ修繕料
- 度量衡器及其ノ部分品ノ修繕料
- 靴ノ修繕料
- 古綿ノ打直料
- クリーニング料(洗張料、湯熨料及汚染抜料ヲ含ム)
- 染色加工ノ取扱手數料
- 包裝料及荷造料(運送業者又ハ船積又ハ陸揚ニ關スル請負料又ハ手數料(荷受荷渡、仕分、藏置、改品、荷造、積卸荷役、檢數

昭和十六年八月十一日

其ノ他之ニ附隨スル作業ニ關スル請負料又ハ手數料ヲ含ム)岸壁離繫及維繫ノ作業料

岸壁、棧橋、上屋又ハ浮標ノ使用料

船舶ノ賃買、賃借若ハ運航委託又ハ船舶ニ

依ル運送ノ斡旋手數料(率ニ依ルモノヲ含ム)

運送業者又ハ運送取扱業者ノ荷造料

●價格等統制令第四條ノ二ノ規定ニ依ル修繕料等及年月日ノ指定

昭和十七年七月三十一日
南洋廳告示第百八十四號

價格等統制令第四條ノ二ノ規定ニ依リ修繕料等及年月日左ノ通指定ス

- 修繕料等
- 洋傘及帆蚊帳ノ修繕料
- 鍋及釜ノ修繕料
- 飯櫃、洗濯盆及手桶ノ修繕料

昭和十六年八月十一日

同 同

(第六回追録)

●價格等統制令施行規則第二條第一項ノ規定ニ依リ支廳長ニ價格等統制令第四條ノ二又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキモノノ指定

昭和十七年二月二十三日
南洋廳告示第百十九號

價格等統制令施行規則第二條第一項ノ規定ニ依リ支廳長ニ價格等統制令第四條ノ二但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキモノノ通定ム

- 一、自轉車(リヤカー及サイドカーヲ含ム)及其ノ部分品(附屬品ヲ含ム以下同ジ)ノ修繕料
- 二、荷車及人力車並ニ其ノ部分品ノ修繕料
- 三、古綿ノ打直料
- 四、時計及其ノ部分品ノ修繕料
- 五、クリーニング料(洗張料、湯熨料及汚染抜料ヲ含ム)
- 六、染色加工ノ取扱手數料
- 七、包裝料及荷造料(運送業者又ハ運送取扱業者ノ荷造料ヲ除ク)
- 八、宿泊料(賄附下宿料及旅館ノ席料ヲ含ム)並ニ賄料
- 九、一人一回一圓以上三圓未満ナル入場料
- 十、不動産ノ賃買及賃貸ノ斡旋手數料

●價格等統制令施行規則第二條第一項ノ規定ニ依リ支廳長ニ價格等統制令第四條ノ二又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキモノノ指定

昭和十七年七月三十一日
南洋廳告示第百八十五號

價格等統制令施行規則第二條第一項ノ規定ニ依リ支廳長ニ價格等統制令第四條ノ二但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキモノノ通定ム

第十六章 軍事

修繕料等

洋傘及幌蚊帳ノ修繕料
銅及釜ノ修繕料
飯櫃、洗濯盥及手桶ノ修繕料

年月日
昭和十六年八月十一日
同 同

一七八八ノ三五ノ三九ノ二三

●價格等統制令施行規則第十二條ノ規定ニ依ル額ノ指定ノ件

昭和十五年三月二十日
南洋廳訓令第二十一號

支 廳

價格等統制令施行規則第十二條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ別ニ指定スルモノヲ除クノ外南洋廳長官ノ認可ヲ受ケ支廳長之ヲ爲スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル石油類販賣業者ノ石油類最高販賣價格ノ件

昭和十七年四月四日
南洋廳告示第三十三號

(第六回追録)

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ石油類販賣業者ノ石油類最高販賣價格左ノ通指定シ昭和十七年二月一日以降南洋群島ニ移入セラレタルモノニ付之ヲ適用ス

一 揮 發 油

規格分類	單位	地 域 別
赤揮發油	正味一〇立	サイパン 五、〇〇四 テニアン 五、〇〇八 ロ タ 五、二二一 ヤツブ 五、二二〇 バラオ 五、二二九 トラツク 五、三三〇 ボナベ 五、三三六 ヤルイト 五、五五三
同	一八立(容器共)	九、七二二 九、七八八 九、九九九 九、九九九 一〇、一一一 一〇、一一一 一〇、二〇〇 一〇、四四五

二 燈 油

本表價格ハ販賣業者ノ店先渡價格トス

規格分類	單位	地 域 別
特殊燈油	正味一〇立	サイパン 三、〇〇四 テニアン 三、〇〇六 ロ タ 三、〇〇九 ヤツブ 三、〇〇九 バラオ 三、一四一 トラツク 三、一六六 ボナベ 三、一七一 ヤルイト 三、二四四
同	一八立(容器共)	六、〇〇八 六、一〇〇 六、一三三 六、一三三 六、二二〇 六、二二二 六、二二二 六、三〇〇
白燈油	正味一〇立	二、八一 二、八三 二、八五 二、八五 二、九一 二、九三 二、九四 三、〇〇一
同	一八立(容器共)	五、六六 五、六八 五、七〇 五、七〇 五、七八 五、八〇 五、八一 五、八八

三 輕 油

本表價格ハ販賣業者ノ店先渡價格トス

規格分類	單位	地 域 別
一號輕油	正味一〇立	サイパン 二、六〇 テニアン 二、六二 ロ タ 二、六四 ヤツブ 二、六四 バラオ 二、七〇 トラツク 二、七二 ボナベ 二、七四 ヤルイト 二、八〇

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ二四

(第六回追録)

同	一八立 (容器共)	五、二八	五、三〇	五、三三	五、三二	五、四〇	五、四二	五、四三	五、五〇
二號 輕油	正味 一〇立	二、四七	二、四九	二、五一	二、五〇	二、五七	二、五九	二、六〇	二、六七
同	一八立 (容器共)	五、〇三	五、〇六	五、〇八	五、〇八	五、一六	五、一八	五、一八	五、二五

一七八八ノ三五ノ三九ノ二五

本表價格ハ販賣業者ノ店先渡價格トス

四機 械 油

規格分類	單位	地 域 別							
		サイパン	テナアン	ロタ	ヤツア	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルイト
A マシン油	正味 一〇立	四、八四	四、八六	四、八八	四、八八	四、九四	四、九六	四、九七	五、〇四
同	一八立 (容器共)	九、三八	九、四〇	九、四二	九、四二	九、五〇	九、五二	九、五二	九、六〇
B マシン油	正味 一〇立	三、六一	三、六三	三、六五	三、六五	三、七一	三、七三	三、七四	三、八一
同	一八立 (容器共)	七、一三	七、一五	七、一七	七、一七	七、二五	七、二七	七、二八	七、三五
C マシン油	正味 一〇立	三、二一	三、二九	三、三一	三、三一	三、三七	三、三九	三、四〇	三、四七
同	一八立 (容器共)	六、五〇	六、五三	六、五五	六、五五	六、六三	六、六五	六、六五	六、七二
D マシン油	正味 一〇立	三、二〇	三、二二	三、二四	三、二四	三、三〇	三、三二	三、三三	三、四〇
同	一八立 (容器共)	六、三七	六、三九	六、四二	六、四一	六、四九	六、五一	六、五二	六、五九
A 白スピンドル油	同	一〇、八九	一〇、九一	一〇、九四	一〇、九三	一一、〇一	一一、〇四	一一、〇四	一一、一一
B 白スピンドル油	同	一〇、一三	一〇、一六	一〇、一八	一〇、一八	一〇、二五	一〇、二八	一〇、二八	一〇、三五

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

A スピンドル油	同	八、四〇	八、四二	八、四四	八、四四	八、五二	八、五四	八、五五	八、六二
B スピンドル油	同	七、二六	七、二九	七、三一	七、三一	七、三八	七、四一	七、四一	七、四八
C スピンドル油	同	六、八八	六、九一	六、九三	六、九三	七、〇〇	七、〇三	七、〇三	七、一〇
A 臺車油	同	七、三五	七、三七	七、四〇	七、三九	七、四七	七、五〇	七、五〇	七、五七
B 臺車油	同	六、五六	六、六二	六、六四	六、六四	六、七一	六、七四	六、七四	六、八一
C 臺車油	同	六、一七	六、一九	六、二二	六、二二	六、二九	六、三二	六、三二	六、三九
一號マリンエンジン油	同	一五、六四	一五、六六	一五、六八	一五、六八	一五、七六	一五、七八	一五、七八	一五、八五
二號マリンエンジン油	同	一六、二四	一六、二六	一六、二八	一六、二八	一六、三六	一六、三八	一六、三八	一六、四六
三號マリンエンジン油	同	一七、三七	一七、四〇	一七、四二	一七、四一	一七、四九	一七、五二	一七、五二	一七、五六
甲一號潤滑油	正味 一〇立	六、二四	六、二六	六、二八	六、二八	六、三四	六、三六	六、三七	六、四四
同	一八立 (容器共)	一一、〇七	一一、一〇	一一、一二	一一、一二	一一、一九	一一、二二	一一、二二	一一、二九
甲二號潤滑油	正味 一〇立	六、五六	六、五八	六、六〇	六、五九	六、六六	六、六八	六、六九	六、七五
同	一八立 (容器共)	一一、五二	一二、五四	一二、五六	一二、五六	一二、六四	一二、六六	一二、六六	一二、七四
甲三號潤滑油	正味 一〇立	六、八〇	六、八二	六、八四	六、八四	六、九〇	六、九二	六、九三	七、〇〇
同	一八立 (容器共)	一二、九六	一二、九九	一三、〇一	一三、〇〇	一三、〇八	一三、一一	一三、一一	一三、一八
甲四號潤滑油	正味 一〇立	七、〇四	七、〇六	七、〇八	七、〇八	七、一五	七、一七	七、一八	七、二四
同	一八立 (容器共)	一三、四一	一三、四三	一三、四六	一三、四五	一三、五三	一三、五五	一三、五五	一三、六三

一七八八ノ三五ノ三九ノ二六

甲五號 潤滑油	正味 一〇立	七、二九	七、三一	七、三三	七、三二	七、三九	七、四一	七、四二	七、四九
同	一八立 (容器共)	一三、八五	一三、八八	一三、九〇	一三、九〇	一三、九七	一四、〇〇	一四、〇〇	一四、〇七
甲六號 潤滑油	正味 一〇立	七、七七	七、七九	七、八一	七、八一	七、八八	七、九〇	七、九一	七、九七
同	一八立 (容器共)	一四、七四	一四、七七	一四、七九	一四、七九	一四、八七	一四、八九	一四、八九	一四、九六
甲七號 潤滑油	正味 一〇立	八、〇二	八、〇四	八、〇六	八、〇五	八、一二	八、一四	八、一五	八、二二
同	一八立 (容器共)	一五、一九	一五、二一	一五、二三	一五、二三	一五、三一	一五、三三	一五、三三	一五、四一
甲八號 潤滑油	正味 一〇立	八、二六	八、二六	八、三〇	八、三〇	八、三六	八、三八	八、三九	八、四六
同	一八立 (容器共)	一五、六四	一五、六六	一五、六八	一五、六八	一五、七六	一五、七八	一五、七八	一五、八五
甲九號 潤滑油	正味 一〇立	八、五〇	八、五二	八、五四	八、五四	八、六一	八、六三	八、六四	八、七〇
同	一八立 (容器共)	一六、〇八	一六、一〇	一六、一三	一六、一二	一六、二〇	一六、二三	一六、二三	一六、三〇
乙一號 潤滑油	正味 一〇立	五、七九	五、八一	五、八三	五、八三	五、八九	五、九一	五、九二	五、九九
同	一八立 (容器共)	一一、一一	一一、一四	一一、一六	一一、一六	一一、二三	一一、二六	一一、二六	一一、三三
乙二號 潤滑油	正味 一〇立	六、二七	六、二九	六、三一	六、三〇	六、三七	六、三九	六、四〇	六、四六
同	一八立 (容器共)	一二、〇一	一二、〇三	一二、〇五	一二、〇五	一二、一三	一二、一五	一二、一五	一二、三五
乙三號 潤滑油	正味 一〇立	六、七六	六、七八	六、八〇	六、八〇	六、八七	六、八九	六、九〇	六、九六
同	一八立 (容器共)	一二、九〇	一二、九二	一二、九四	一二、九四	一三、〇二	一三、〇四	一三、〇四	一三、一一
乙四號 潤滑油	正味 一〇立	七、二四	七、二六	七、二八	七、二八	七、三四	七、三七	七、三七	七、四四

同	一八立 (容器共)	一三、七九	一三、八一	一三、八三	一三、八三	一三、九一	一三、九三	一三、九三	一四、〇一
一號 ダイナモ油	同	九、八三	九、九六	九、九八	九、九八	一〇、〇五	一〇、〇八	一〇、〇八	一〇、一五
二號 ダイナモ油	同	一一、一六	一一、一六	一一、二一	一一、二〇	一一、二八	一一、三一	一一、三一	一一、三八
一號 冷凍機油	同	一三、〇五	一三、〇七	一三、一〇	一三、〇九	一三、一七	一三、二〇	一三、二〇	一三、二七
二號 冷凍機油	同	一三、五〇	一三、五二	一三、五四	一三、五四	一三、六二	一三、六四	一三、六四	一三、七二
三號 冷凍機油	同	一三、九四	一三、九七	一三、九九	一三、九九	一四、〇六	一四、〇九	一四、〇九	一四、一六
一號 シリンダー油	同	一〇、〇七	一〇、〇九	一〇、一一	一〇、一一	一〇、一九	一〇、二一	一〇、二一	一〇、二九
二號 シリンダー油	同	一一、四五	一一、四七	一一、五〇	一一、四九	一一、五七	一一、六〇	一一、六〇	一一、六七
三號 シリンダー油	同	一四、六八	一四、六九	一四、七二	一四、七二	一四、七九	一四、八二	一四、八二	一四、九〇
四號 シリンダー油	同	一五、五七	一五、五九	一五、六一	一五、六一	一五、六九	一五、七一	一五、七一	一五、七九
五號 シリンダー油	同	一七、八六	一七、八九	一七、九一	一七、九〇	一七、九八	一八、〇一	一八、〇一	一八、〇八
六號 シリンダー油	同	一九、二〇	一九、二二	一九、二四	一九、二四	一九、三二	一九、三四	一九、三四	一九、四二
甲一號 絶縁油	同	一五、七二	一五、七五	一五、七七	一五、七七	一五、八四	一五、八七	一五、八七	一五、九四
乙一號 絶縁油	同	一四、四五	一四、四八	一四、五〇	一四、五〇	一四、五八	一四、六〇	一四、六〇	一四、六七
甲二號 絶縁油	同	一三、四一	一三、四三	一三、四六	一三、四五	一三、五三	一三、五五	一三、五五	一三、六五
乙二號 絶縁油	同	一二、四一	一二、四三	一二、四五	一二、四五	一二、五三	一二、五五	一二、五五	一二、六二
一號 タービン油	同	一五、二八	一五、三〇	一五、三二	一五、三二	一五、四〇	一五、四二	一五、四三	一五、五〇

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ二七ノ三

規格分類	單位	地 域 別							
		サイパン	テニアン	ロタ	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルイト
二號 タービン油	同	一五、八一	一五、八四	一五、八六	一五、八六	一五、九三	一五、九六	一五、九六	一六、〇三
三號 タービン油	同	一六、七〇	一六、七三	一六、七五	一六、七五	一六、八二	一六、八五	一六、八五	一六、九二
四號 タービン油	同	一七、二八	一七、三一	一七、三三	一七、三三	一七、四〇	一七、四三	一七、四三	一七、五〇
一號 内燃機油	同	一三、四一	一三、四三	一三、四六	一三、四五	一三、五三	一三、五五	一三、五五	一三、六三
二號 内燃機油	同	一三、九四	一三、九七	一三、九七	一三、九九	一四、〇六	一四、〇九	一四、〇九	一四、一六
三號 内燃機油	同	一四、四八	一四、五〇	一四、五二	一四、五二	一四、六〇	一四、六二	一四、六二	一四、七〇
四號 内燃機油	同	一五、〇一	一五、〇三	一五、〇六	一五、〇五	一五、一三	一五、一六	一五、一六	一五、二三
五號 内燃機油	同	一五、五七	一五、五九	一五、六一	一五、六一	一五、六九	一五、七一	一五、七一	一五、七九
六號 内燃機油	同	一六、一〇	一六、一三	一六、一五	一六、一五	一六、二二	一六、二五	一六、二五	一六、三二
七號 内燃機油	同	一六、六四	一六、六六	一六、六八	一六、六八	一六、七五	一六、七八	一六、七八	一六、八六
八號 内燃機油	同	一七、一九	一七、二二	一七、二四	一七、二四	一七、三一	一七、三四	一七、三四	一七、四一
九號 内燃機油	同	一八、三三	一八、三五	一八、三八	一八、三七	一八、四五	一八、四七	一八、四八	一八、五五
二號 内燃機油	同	一九、二二	一九、二四	一九、二七	一九、二六	一九、三四	一九、三六	一九、三七	一九、四四

本表價格ハ販賣業者店先渡價格トス

〔第六回追録〕

規格分類	單位	地 域 別							
		サイパン	テニアン	ロタ	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルイト
一號 カップグリリス	一六庇 (容器共)	一一、九九	一一、〇一	一一、〇三	一一、〇三	一一、〇九	一一、一三	一一、一三	一一、二〇
二號 カップグリリス	同	一一、一九	一一、二二	一一、二四	一一、二四	一一、二九	一一、三四	一一、三四	一一、四一
三號 カップグリリス	同	一一、〇〇	一一、〇二	一一、〇四	一一、〇四	一一、一〇	一一、一四	一一、一四	一一、二一
一號 アバグリリス	同	一六、七五	一六、七七	一六、七七	一六、七九	一六、八五	一六、八九	一六、八九	一六、九六
二號 アバグリリス	同	一三、九八	一四、〇〇	一四、〇二	一四、〇二	一四、〇七	一四、一二	一四、一二	一四、一九
一號 ギャーグリリス	同	九、四二	九、四五	九、四七	九、四六	九、五二	九、五七	九、五七	九、六四
二號 ギャーグリリス	同	八、四三	八、四六	八、四八	八、四八	八、五三	八、五八	八、五八	八、六五

本表價格ハ販賣業者店先渡價格トス

〔第六回追録〕

規格分類	單位	地 域 別			
		サイパン	バラオ	トラツク	ボナベ
B重 油	正味一噸 (一、〇八〇立)	一三六、四七	一四〇、〇〇	一四〇、〇〇	一四一、八五

本表價格ハ販賣業者店先渡價格トス

- 七 本表ノ販賣業者店先渡トハ店舗、倉庫、置場ヲ含ム
- 八 本表地域トハ支廳又ハ支廳出張所所在地トス
- 本表地域外ニ於ケル販賣價格ハ本表地域ノ販賣價格ニ運賃諸掛等ノ實費ヲ加算シタル額トス
- 九 ドラム罐ヲ貸與スル場合ハ貸賃料トシテ一回一本ニ付一圓五十錢ヲ徴收スルコトヲ得ルモノトス但シ一回ノ貸與期間ハ一ヶ月以内ト

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ二七ノ四

- 十 十立未滿ヲ小分賣スル場合ハ十立建ノ價格(十立建ノ價格無キモノニ付テハ十八立建「容器共」ノ價格)ニ其ノ一割ヲ加算シタル額ヨリ算出シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
- 十一 戦時保險料(平時ノ海上保險料ニ加算セラルベキ料額ヲ謂フ)ハ本表價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス